

ヨーロッパにおける著作権侵害対策ハンドブック  
(イタリア共和国編)

平成 20 年 3 月

文化庁

イタリア著作者出版者協会 (SIAE) 監修

### 【本ハンドブックについて】

本ハンドブックは、情報提供のみを目的としております。権利執行等に関する最終決定は、ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

掲載した情報は、平成 19 年 11 月時点で把握している情報をもとにしています。また、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではありません。



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。  
[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)

## は じ め に

世界各地において、映画、アニメ、音楽、ゲームソフト等我が国の著作物に対する関心が高まる一方で、それらを違法に複製した海賊版が多量に流通しており、文化的創造活動を保護し、国際的な文化交流を促進する観点から、放置することのできない深刻な問題となっています。海賊版への対策としては、権利者が自らの権利を守るために効果的な権利の執行（エンフォースメント）を行うことが不可欠です。

このため文化庁では、アジア諸国における「権利の執行」システムに関する情報を収集・整理して国内の権利者に提供することを目的として、平成 10 年度から、韓国、台湾、香港、中国を対象として我が国の権利者が自ら権利執行する際に必要な各国の法制度等に関する調査を行い、そこで得られた情報をまとめた『権利の執行に関する協力事業』報告書を作成して、関係の方々に提供してまいりました。

さらに平成 15 年度からは、権利者が侵害発生国で実際に訴訟等の権利執行を行う際に役立つよう、より実用的で即戦力となる手引書として、「台湾における著作権侵害対策ハンドブック」、「中国における著作権侵害対策ハンドブック」及び「韓国における著作権侵害対策ハンドブック」を作成し、本年度は特別編として、「ヨーロッパにおける著作権侵害対策ハンドブック（イタリア共和国編）」を作成しました。このハンドブックの作成に当たっては、以下に掲げる専門家の方々（アイウエオ順、敬称略）から成るハンドブック制作委員会を設置し、検討・法令調査及び解説文執筆をご担当していただきました。

上野 達弘	立教大学法学部 准教授	(EC 指令)
追川 正人	社団法人日本音楽著作権協会 国際部課長	(EU 内の日本の音楽著作権管理)
切貫 総子	ブレイクモア法律事務所 弁護士・弁理士	(民事責任・刑事責任)
コルピ・フェデリコ	株式会社ディー・ビジュアル 代表取締役	
中井 暁	社団法人日本映像ソフト協会 業務部長	
野村 吉太郎	赤坂野村総合法律事務所 弁護士	(委員長)
三浦 正広	国士舘大学法学部 教授	(イタリア著作権制度)

※ カッコ内は、主な役割・執筆分担

また、前・在イタリア日本国大使館参事官（文化・広報担当）の矢野和彦様から社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会会報に寄稿いただいた原稿を転載させていただきました。執筆にあたっては、トリノ大学講師のクリスチアナ・サッパ氏、フィレンツェの弁護士事務所パラリーガルのジャコモ・モレリ氏などにご協力いただいたほか、イタリア著作者出版者協会（SIAE）には監修をしていただきました。

本事業の実施にあたり、ハンドブック作成にご尽力いただいた上記委員会メンバーの方々及びご協力をいただいた社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会の方々に対しまして厚く御礼申し上げます。我が国の権利者が、本ハンドブックを参考にいただき、侵害国・地域において「権利の執行」を円滑に推進していただければ幸いです。

平成 20 年 3 月

文化庁長官官房国際課

## ヨーロッパにおける著作権侵害対策ハンドブック（イタリア共和国編）目次

はじめに

第1章 ヨーロッパにおける日本コンテンツをめぐる実態.....	1
1. イタリアにおける日本コンテンツの流通実態 .....	1
(1) 日本コンテンツの人気 .....	1
(a) テレビ放送 .....	1
(b) 映画 .....	2
(c) 展示会 .....	4
(2) 正規品の販売 .....	5
(3) 海賊版の流通 .....	5
(a) イタリアでの侵害規模 .....	5
(b) PC ソフト違法コピー率 .....	6
(c) 音楽コンテンツの海賊版 .....	7
2. 海賊版販売の実態 .....	8
(1) 摘発前の店舗販売 .....	8
(a) 調査方法 .....	8
(b) 調査結果 .....	8
(2) 摘発後の店舗販売 .....	11
(a) 調査方法 .....	11
(b) 調査結果 .....	11
(3) 路上販売 .....	15
(a) 調査方法 .....	15
(b) 調査結果 .....	15
第2章 イタリアの著作権制度とイタリア著作者出版者協会(SIAE).....	17
1. イタリア著作権法 .....	17
(1) イタリア著作権法の概要 .....	17
(2) 保護される著作物 .....	18
(a) 著作物の要件 .....	18
(b) 著作物の種類 .....	19
(c) 編集著作物、二次的著作物、共同著作物 .....	19
(d) その他の著作物 .....	20
(3) 著作者および権利の帰属 .....	21
(4) 著作者の権利 .....	22
(a) 著作者人格権 .....	22

(b) 著作権—経済的利用権 .....	25
(5) 権利の移転および利用許諾 .....	27
(6) 著作権の制限 .....	27
(a) 自由利用 .....	27
(b) 非営利、政治的、教育的および福祉的利用 .....	29
(c) その他の自由利用 .....	29
(7) 強制（法定）許諾 .....	30
(8) 権利の執行 .....	30
(9) 保護期間 .....	31
(a) 原則 .....	31
(b) 例外 .....	32
(10) 著作隣接権制度 .....	32
(a) 著作隣接権 .....	32
(b) その他の著作隣接権 .....	34
(11) 紛争処理 .....	36
(a) 民事上の救済 .....	36
(b) 刑事上の救済 .....	36
(12) 権利管理団体 .....	37
2. イタリア著作者出版者協会（SIAE）について .....	38
(1) SIAE の組織 .....	38
(2) 侵害対策 .....	38
(3) SIAE マーク .....	40
(4) 許諾の問題点 .....	41
(5) ゲームソフトとビジネスソフト .....	42
(6) ACCS との提携関係 .....	42
3. ヨーロッパにおける日本の音楽著作物の管理 .....	43
(1) 音楽著作権に関する国際組織 .....	43
(2) 相互管理契約 .....	43
(3) イタリアにおける日本の音楽著作物の管理 .....	44
<b>第3章 著作権侵害事件に関する民事手続及び刑事手続 .....</b>	<b>47</b>
1. 民事手続 .....	47
(1) 裁判所 .....	47
(a) 知的財産権裁判所（地方裁判所の特殊形態） .....	47
(b) 裁判所の構造 .....	47
(2) 仮処分手続（民事訴訟法第 669 条の 2 以下） .....	48

(a) 仮処分手続の種類.....	48
(b) 仮処分の要件.....	48
(c) 仮処分手続きの流れ.....	49
(d) 仮処分決定後.....	49
(3) 物の証拠保全（著作権法 156 条の 2、同 156 条の 3）.....	49
(a) ディスクリツィオーネ (Descrizione) .....	50
(b) ヴァルタツィオーネ (Valutazione) .....	50
(c) エスペルト・アプレツァメント (Esperto Apprezzamento) .....	50
(4) 訴訟提起前の証拠保全（民事訴訟法第 692 条以下）.....	50
(5) 訴訟手続.....	50
(a) 訴訟に要する期間.....	50
(b) 裁判所に対して求める事項.....	50
(c) 損害賠償の算定.....	51
(6) 和解等.....	52
2. 刑事手続.....	53
(1) 裁判所.....	53
(a) 法律家のレベル.....	53
(b) 刑事手続・民事手続の選択.....	53
(c) 裁判所の構造.....	53
(d) 裁判に要する期間.....	54
(2) 手続の流れ（第一審判決まで）.....	54
(a) 予備捜査（警察）.....	54
(b) 公訴提起又は不起訴処分（検察官）.....	54
(c) 予備審理（予備審理担当裁判官）.....	54
(d) 公判（公判担当裁判官）.....	55
(3) 事件の滞留解消を目的とする特別な手続.....	55
(a) 予備捜査及び予備審理を省略する手続…直行公判.....	55
(b) 予備審理を省略する手続…即時公判、直接召還.....	55
(c) 公判が省略される手続…簡易公判手続.....	55
(d) 予備審理と公判が省略される手続…略式手続.....	56
(4) 刑事罰の種類.....	56
(a) 刑法上の処罰.....	56
(b) 著作権法上の処罰.....	56
(c) 処罰の内容.....	56
(5) 付帯私訴制度（刑事訴訟法第 74 条以降）.....	56

<b>第4章 イタリアにおける著作権侵害対策の実際</b> .....	<b>57</b>
1. 予防策と事後対策 .....	57
(1) 契約履行の確認.....	57
(2) 水際対策 .....	57
(3) 警告書 .....	57
(4) 今後の課題としての権利帰属証明 .....	58
2. 刑事事件の運用の実際 .....	59
(1) 調査.....	60
(2) 弁護士、特別代理人の選任.....	60
(3) 捜査機関への相談 .....	60
(4) 書類作成 .....	61
(5) 告訴.....	61
(6) 鑑定.....	61
(7) 弁護士指名書、特別代理委任状.....	62
(8) 証拠.....	62
(9) 権利帰属証明 .....	62
(10) イタリアの通訳と翻訳.....	62
<b>第5章 他のヨーロッパ諸国における侵害対策に向けて</b> .....	<b>65</b>
1. はじめに.....	65
2. EU法についての一般論.....	65
(1) EU加盟国.....	65
(2) EC条約に基づく立法（派生法） .....	66
(3) 加盟国単独による条約締結権限.....	66
3. 著作権法関連のEC指令.....	67
(1) 知的財産権エンフォースメント指令 .....	67
(2) 追及権指令.....	68
(3) 情報社会における著作権指令 .....	68
(4) データベース指令 .....	68
(5) 保護期間指令 .....	69
(6) 衛星放送および有線放送指令 .....	69
(7) 貸与権指令 .....	69
(8) コンピュータ・プログラム指令 .....	69
<b>【参考】日本の官民による海賊版対策の取り組み</b> .....	<b>72</b>
1. 文化庁の取り組み .....	72

2. 日本貿易振興機構（JETRO）の取り組み .....	74
3. コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の取り組み .....	75
4. 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）の取り組み .....	76
【寄稿】イタリアにおける日本のアニメ、マンガ等についての一考察 .....	77
<b>資料編</b> .....	<b>81</b>
【書式1】告訴状 .....	82
【書式2】追加告訴状 .....	94
【書式3】押収請求 .....	100
【書式4】再押収請求 .....	106
【書式5】鑑定書 .....	114
【書式6】弁護士指名書 .....	116
【書式7】特別代理委任状 .....	118
【書式8】権利確認書 .....	122
【書式9】原作初版本の奥付 .....	126
【書式10】商標登録証 .....	126
【書式10】商標登録証 .....	127



# 第1章 ヨーロッパにおける日本コンテンツをめぐる実態

## 1. イタリアにおける日本コンテンツの流通実態

### (1) 日本コンテンツの人気

イタリアでアニメ DVD などの海賊版が流通する背景には、日本製コンテンツの人気がある。日本貿易振興機構（JETRO）「イタリアにおけるコミック・アニメ市場基礎調査」によると、2006年8月現在、イタリアで販売されている日本のコミック（以下、マンガ本を総称してコミックという）は約600タイトルある。

#### (a) テレビ放送

EU 各国で放映される日本製番組時間は国ごとに違いがある。ベルギーの年間1,665時間を1日あたりに換算すると約4.5時間。イタリアの991時間は、1日あたり約2.7時間である。多くの場合が、毎日決まった時間に放映されるアニメ番組である。

国別に見た日本製番組の放映時間

国名	2004年	2003年	2002年
ベルギー	1,665	930	1,167
イタリア	991	877	998
ドイツ	816	868	1,326
英国	462	528	550
ギリシャ	308	270	255
フランス	284	233	260
ポルトガル	204	302	534
アイルランド	196	218	179
スペイン	184	203	438
スウェーデン	181	235	121
ポーランド	145	384	513
デンマーク	75	38	45
フィンランド	24	41	26
スイス	21	2	32
オーストリア	16	140	149
ノルウェー	8	36	48
オランダ	0	0	2
合計	5,581	5,303	6,648

欧州視聴覚研究所・調査  
日本貿易振興機構「欧州におけるコンテンツ市場の実態」(2007年3月)から

イタリアのテレビでは、日本のアニメ番組が繰り返し放送されている。日本貿易振興機構（JETRO）「イタリアにおけるコミック・アニメ市場基礎調査」によると、2006年7月31日～8月6日の1週間で、イタリア全国ネット放送局で放送された全アニメ放送タイトル131のうち、日本製アニメ番組は75タイトルを占める。多くが、毎日決まった時間帯の番組として放送されている。

イタリア地上波における日本製アニメの放送

Rai 2	Italia 1	MTV
ポポロクロイス物語	星のカービィ	犬夜叉
フランダースの犬 ーぼくのパトラッシュー	魔法のプリンセスミンキーモモ	鋼の錬金術師
ふたりはプリキュア	愛してナイト	剣聖のアクエリオン
ピンゲー	遊戯王デュエルモンスターズ GX	ウルフズレイン
	ドラゴンボール Z	
	カードキャプチャーサクラ	
	ポケットモンスター	
	アタッカーYOU!	
	ミルモでポン!	
	Family Guy	
	カードキャプチャーサクラ	
	爆走兄弟レッツ&ゴー!	
	ソニック X	
	爆球連発!! スーパービーダマン	
	Dr.スランプ アラレちゃん	

日本貿易振興機構「欧州におけるコンテンツ市場の実態」(2007年3月)を元に構成  
(2006年7月31日～8月6日調査)

## (b) 映画

2000年から2005年までにイタリアで上映された日本映画のうち、観客動員数の上位はアニメ映画が占める。

EUの他の国でもよく似た傾向がある。観客動員数による人気作品は国ごとに大きな違いが見られるが、イタリア、フランス、ドイツ、英国における2005年公開の日本映画の1位は、いずれもアニメ映画「ハウルの動く城」(宮崎駿監督)で共通している。

イタリアにおける日本映画観客動員数上位作品（2000年～2005年合計）

タイトル	監督	上映年	観客動員数(人)
劇場版ポケットモンスター ミュウツーの逆襲	湯山邦彦、 Michael Haigney	2000	943,893
ファイナルファンタジー	坂口博信、榊原幹典	2001	512,845
劇場版ポケットモンスター 幻のポケモン ルギア爆誕	湯山邦彦、 Michael Haigney	2000	185,987
千と千尋の神隠し	宮崎駿	2003	160,760
座頭市	北野武	2003	128,214
ハウルの動く城	宮崎駿	2005	127,511
劇場版ポケットモンスター 結晶塔の帝王	湯山邦彦、 Michael Haigney	2001	111,459
遊☆戯☆王デュエルモンスターズ 光のピラミッド	辻初樹	2004	98,043
Dolls ドールズ	北野武	2002	84,148
BROTHER	北野武	2000	61,607

欧州視聴覚研究所・調査

日本貿易振興機構「欧州におけるコンテンツ市場の実態」(2007年3月)から

欧州における日本映画観客動員数上位作品（2005年上映）

イタリア		観客動員数(人)
1	ハウルの動く城	127,511
2	スチームボーイ STEAMBOY	10,925
3	感染	7,981
4	予言	7,265
5	東京ゴッドファーザーズ	4,660
6	遊☆戯☆王 デュエルモンスターズ 光のピラミッド	2,308
7	Returner リターナー	1,582
8	千と千尋の神隠し	1,306
9	もののけ姫	254
10	座頭市	241
フランス		観客動員数(人)
1	ハウルの動く城	1,317,374
2	着信アリ	120,376
3	ジャングル大帝	74,875

4	じゃりん子チエ	72,915
5	茶の味	72,379
6	APPLESEED	56,310
7	血と骨	50,583
8	魔女の宅急便	25,402
9	父ありき	23,028
10	(小津安二郎回顧上映)	17,529
ドイツ		観客動員数(人)
1	ハウルの動く城	379,386
英国		観客動員数(人)
1	ハウルの動く城	175,966
2	猫の恩返し	15,284
3	イノセンス	10,434
4	隠し剣 鬼の爪	2,910
5	CASSHERN	2,867
6	珈琲時光	2,410
7	ゴジラ	1,957
8	壬生義士伝	1,619
9	APPLESEED	1,515
10	ヴィタール	1,454

欧州視聴覚研究所・調査

日本貿易振興機構「欧州におけるコンテンツ市場の実態」(2007年3月)を元に構成

### (c) 展示会

イタリアでは、各地でゲームやアニメの展示会が開催されている。このうち、フィレンツェから列車で西へ1時間ほどの距離にある小都市ルッカで毎年4日間開催されている「ルッカ コミックス&ゲームズ」はイタリア最大規模だと言われている。この主催者の Web ページ (<http://www.luccacomicsandgames.com>) によると、1万6,000平方メートルの敷地に世界中から約400の出展者が集まり、400人以上の公認メディアを含む9万人以上の来場者があると言う。

ACCSは、2005年10月29日に、この「ルッカ コミックス&ゲームズ」を訪れた。巨大な仮設テントの中で、ゲーム、コミック、アニメ DVD、キャラクター商品などが展示販売されている。また、来場者の多くが、キャラクターに扮するコスプレ(コスチュームプレイ)をしておりコンテストも開催されている。そのほとんどが日本製のコミックやアニメのキャラクターに扮しており、話を聞いたところ、ゲーム、コミック、ア

アニメを通じて日本の生活や文化を知り憧れているとのことである。アニメ DVD、音楽 CD については、多数の海賊版販売業者が出展していた。

## **(2) 正規品の販売**

イタリアで DVD を販売しているのは、比較的大規模な家電販売店、小規模な専門店、キヨスクのような「TABACCHI」と呼ばれる新聞スタンドなどである。

このうち専門店は、アニメ関連グッズをまとめて販売しており、アニメ DVD のほかコミック、プラモデルも販売している。あるいは、アニメ DVD とゲームソフト、フィギュアなどを販売している専門店もある。調査の結果、一部店舗で海賊版が販売されているが、後述する摘発がなされた後、2007 年 11 月の調査では、対象となった 30 店舗のうち約 8 割の店舗が正規品のみを扱っていた。

「TABACCHI」は、駅構内はもちろん駅前、大通り沿いでも見かける。ここでは、新聞、雑誌、タバコと並んで DVD が売られており、ACCS の調査では、これらの DVD は外見上は全て正規品である。

このほか、レンタルと販売の両方を手がけるマルチメディア系専門店がある。さらに、自動販売機を店舗内に数台並べた無人販売店もある。ここでは、店内に 1 カ所ある液晶ディスプレイ画面を操作し作品を選択してパッケージを購入するシステムが一般的のようだ。

## **(3) 海賊版の流通**

### **(a) イタリアでの侵害規模**

イタリアで海賊版コンテンツを販売する店舗は、ある正規流通業者によると 2005 年の調査時点で全国に約 350 と言われていた。ただし、後述するように、その後の摘発で一時的に海賊版の扱いを、少なくとも表向きは中止した店舗もあるため、取り扱い店舗数は流動的である。

この正規流通業者の推計では、2006 年 3 月に家宅捜索を受けた 3 店舗のうち 1 店舗を経営する業者は、2004 年時点で毎月 2 万枚以上の海賊版アニメ DVD を販売し、日本円換算で毎月 5,000 万円～1 億円を売り上げていたと見られている。さらに、この業者によると、イタリア国内を流通するこの時点での日本コンテンツ（ゲームと音楽を除く）は年間約 28 億円規模と推測され、2006 年 3 月に摘発された業者が流通させていた海賊版は売上ベースでその 6 割程度を占めると推計している。また、このとき捜索された海賊版販売業者は、インターネットを通じヨーロッパ各国に販売していたとも見られている。

また、2007 年 6 月から 7 月にかけて、イタリア財務警察が海賊版 DVD など 8 万点を押収し 6 人を告発したが、この犯罪グループは、財務警察の推計によると 2005 年以降で約 30 万点の海賊版を流通させていたとされる。総売上は 300 万ユーロ（約 4 億 9,000 万円）に及ぶ。

## (b) PC ソフト違法コピー率

米国の主要なビジネスソフトメーカーが加盟する「Business Software Alliance (BSA)」は、世界各国の違法コピー率および違法コピーによる損害額の調査結果を発表している。調査対象は、PC用のパッケージソフトでありアニメ DVD やゲームなどデジタルコンテンツとは異なるが、これも著作権侵害の海賊版であり、国別および経年の海賊版の傾向は推測できる。

これによると、2006年のコピー率は、イタリアが51%、EU全体で36%である。ちなみに日本の違法コピー率は25%で、米国(21%)、ニュージーランド(22%)に次ぎ、デンマークと並び世界の中でベスト3位にあたる。

損害額は、ソフトウェア市場の大きさに依るため、米国がワースト1位になるなど違法コピー率ほど単純ではない。2006年のイタリアにおける損害額は14億300万ドル。これはワースト8位にあたり、米国、中国、フランス、ロシア、日本、英国、ドイツに次ぐ。EUの損害額合計は110億300万ドルであり、参考までに日本の損害額は17億8100万ドル(ワースト5位)にあたる。

世界 PC ソフトウェア違法コピー (2006年の違法コピー率の高い順)

(年)	違法コピー率(%)				損害額(百万ドル)			
	2006	2005	2004	2003	2006	2005	2004	2003
ルーマニア	69	72	74	73	114	111	62	49
ブルガリア	69	71	71	71	50	41	33	26
ギリシャ	61	64	62	63	165	157	106	87
ポーランド	57	58	59	58	484	388	379	301
リトアニア	57	57	58	—	31	25	21	17
ラトビア	56	57	58	57	26	20	19	16
エストニア	52	54	55	54	16	18	17	14
イタリア	51	53	50	49	1,403	1,564	1,500	1,127
スロベニア	48	50	51	52	36	33	37	32
スペイン	46	46	43	44	865	765	634	512
スロバキア	45	47	48	50	47	44	48	40
フランス	45	47	45	45	2,676	3,191	2,928	2,311
マルタ	45	45	47	46	7	5	3	2
ポルトガル	43	43	40	41	140	104	82	66
ハンガリー	42	42	44	42	111	106	126	96
チェコ	39	40	41	40	147	121	132	106

アイルランド	36	37	38	41	92	93	89	71
オランダ	29	30	30	33	419	596	628	577
ドイツ	28	27	29	30	1,642	1,920	2,286	1,899
ベルギー	27	28	29	29	222	257	309	240
英国	27	27	27	29	1,670	1,802	1,963	1,601
フィンランド	27	26	29	31	149	156	177	148
スウェーデン	26	27	26	27	313	340	304	241
オーストリア	26	26	25	27	147	131	128	109
デンマーク	25	27	27	26	183	199	226	165
EU 合計	36	36	35	37	11,003	12,048	12,151	9,786
日本(参考)	25	28	28	29	1,781	1,621	1,787	1,633

「第4回 BSA&IDC 世界ソフトウェア違法コピー調査」(2007年5月15日発表)から

### (c) 音楽コンテンツの海賊版

IFPI (国際レコード産業連盟) の「THE RECORDING INDUSTRY 2006 PIRACY REPORT」によると、イタリアでは、組織的な犯罪グループによって音楽 CD の海賊版が増加している。ファイル共有ソフトなどによる侵害も多いが、物理的な海賊版による侵害は全流通の 26% であり、海賊版による被害額は 8,000 万 US ドルとされている。

同調査による、EU 加盟各国の海賊版レベルを以下にまとめる。ちなみに日本は、Under 10% に分類される。

#### 2006 年の EU 加盟各国における音楽の海賊版レベル (物理的な海賊版のみ)

Over 50%	25~50%	10~24%	Under 10%
ギリシャ	ブルガリア	ハンガリー	オーストリア
ラトビア	チェコ	アイルランド	ベルギー
リトアニア	ポーランド	イタリア	デンマーク
ルーマニア	スロバキア	オランダ	フィンランド
		ポルトガル	フランス
		スペイン	ドイツ
			スウェーデン
			イギリス

IFPI「THE RECORDING INDUSTRY 2006 PIRACY REPORT」から

## 2. 海賊版販売の実態

イタリアにおける海賊版対策を行う前に、まず実態を把握することは不可欠である。どこで製造され、あるいはどこから輸入され、また、どこで販売され、その販売規模はどの程度なのか、実態を概観しておくことは対策を検討する出発点になるだろう。

ACCS は、2005 年から 2007 年にかけて数度にわたり、イタリアの複数の都市で、海賊版アニメ DVD の流通実態調査を行ってきた。イタリアにおける海賊版の販売手段は、店舗、路上、インターネットの 3 つに分けることができるが、このうち店舗を中心に路上販売を含めた実態調査を行った。

2005 年の 2 度の調査後 2006 年 3 月に、ローマとボローニャのアニメショップで警察による捜索・摘発が行われた。さらに 2007 年 6 月と 7 月にも、海賊版の製造業者などに対する捜索が行われた。これらの事件は、その後の海賊版の販売に影響を与えている。ここでは、ACCS による実地調査を元に、捜索の前後に分けて、イタリアにおける海賊版販売の実態をまとめる。

### (1) 摘発前の店舗販売

#### (a) 調査方法

2005 年 1 月 30 日から 2 月 6 日にかけて、ミラノ、ボローニャ、ローマの 3 都市にある複数の店舗を訪れ、店頭商品など陳列状況の確認を行うとともに海賊版 DVD などを購入した。対象店舗は、イタリアの海賊版事情に詳しい人物への事前のヒアリングによって、海賊版を扱っていると情報が得られた店舗を選択した。海賊版 DVD の購入は、海賊版の卸元大手と言われる A 社が販売したものに絞り込んで実施した。

ローマでは、2005 年 10 月に A 社が新規に出店したという直営店を含め 3 店を訪れ、店舗状況を確認した。2005 年 11 月には、ミラノの状況も再調査した。

#### (b) 調査結果

海賊版の販売を確認できた店舗は次の通り。調査対象である 13 店舗中、海賊版 DVD は 7 店で確認し、これらは実際に購入した。海賊版アニメ音楽 CD は、調査した 13 店舗全てで確認できた。他のデジタル著作物、例えばゲームソフトやビジネスソフトは今回の店舗への調査では確認できていない。

#### 2005 年 1～2 月調査

ミラノ	4 店中	海賊版 DVD : 1 店、海賊版アニメ音楽 CD : 4 店
ボローニャ	3 店中	海賊版 DVD : 1 店、海賊版アニメ音楽 CD : 3 店
ローマ	4 店中	海賊版 DVD : 4 店、海賊版アニメ音楽 CD : 4 店

#### 2005 年 10 月調査 (新規調査店のみ)

ローマ	2 店中	海賊版 DVD : 1 店、海賊版アニメ音楽 CD : 2 店
-----	------	---------------------------------



特筆すべきは、各店舗で購入した海賊版 DVD の販売価格が、真正品と同等価格である 25 ユーロ程度であったことである。この時点で、海賊版 DVD は、価格の上では真正品とほとんど区別なく販売されていた。

さらに、パッケージに記された文字に「ナ」と「ケ」が間違っ て表記されるなど日本語として明らかに不自然な点があること、漢字は、香港や台湾で使われる繁体字が用いられていること、再生させると日本語の音声に中国語とイタリア語の字幕が付けられていることといった点から、香港や台湾で製造されたものと推測できる。同様のパッケージの海賊版 DVD は、日本の刑事事件でも押収されている。

なお、ミラノでは、盗難防止の観点からか DVD をバックヤードに保管し客からの注文ごとに取り出し販売する形態を取る店舗があり、店頭での海賊版販売が確認できず、購入に至ったのは 1 店舗のみである。2005 年 1 月と 11 月で特に変化はない。ボローニャでは、事前に海賊版を扱っているとしてリストアップした 4 店舗のうち、2 店舗は廃業または移転しており、リストの所在地に存在しなかった。

これら各店は、規模の大小はあるものの、DVD のほか、CD、T シャツ、フィギュア、玩具などアニメキャラクターの関連商品やイタリア語訳のコミック、日本の「アニメージュ」など輸入雑誌などを扱っている。一部の店舗ではプラモデルも扱っていた。

2005 年 10 月の調査で訪れた A 社のローマ直営店では、アニメ DVD、CD とも、1 階には真正品を置き、地下売場に 600 枚ほどの海賊版が置かれていた。

2005 年 1 月から 2 月、2005 年 10 月から 11 月の調査で確認した各店舗の状況は次の通り。

#### <ミラノ>

M1 店（調査実施日 2005 年 1 月 30 日、2005 年 11 月 3 日）

状況：店舗の出入口は一つでその近くにレジがある。店舗規模は調査した中では中規模程度。VHS、DVD とも陳列されている商品は真正品のものであった。当該店レジのバックヤードに DVD が並んでいたため手に取って確認できず。若干数ある音楽 CD は店頭で確認できたが、海賊版が紛れていた。

M2 店（調査実施日 2005 年 1 月 30 日、2005 年 11 月 3 日）

状況：小規模店舗。店舗間を移動中に偶然発見。映像商品の陳列はなく、フィギュアやプラモデル中心の店舗。確認したメディアは音楽 CD、コミックであった。音楽 CD は、真正品と海賊版が混在している。

M3 店（調査実施日 2005 年 1 月 30 日、2005 年 11 月 3 日）

状況：80 坪程ある大規模店舗。おそらくミラノの中では一番規模が大きいと思われる。店舗の入口、出口が決まってお客の流れが一方通行になっている。コミック、DVD、アニメ音楽 CD、フィギュア、プラモデルなどを扱っている。VHS、DVD とも陳列されている商品は真正品のものであった。音楽 CD は海賊版が置かれている。

M4 店（調査実施日 2005 年 1 月 30 日、2005 年 11 月 3 日）

状況：映像関連商品を中心として扱っている 50 坪ほどの大型店。間口の割に奥行きがある。映像商品、音楽 CD の品揃えが多く、フィギュアやプラモデル、コミック等が中心。アニメ DVD に加え実写の DVD など海賊版は鍵の掛かるショーケースに陳列されていた。音楽 CD は海賊版である。

#### <ボローニャ>

##### B1 店（調査実施日 2005 年 2 月 3 日）

状況：大規模店舗。書籍、コミック、映像商品（音楽 CD を含む）それぞれの売場が分かれている。確認した映像商品は全て真正品と思われ、店員に海賊版の在庫を確認したところ「ない」と回答。音楽 CD は海賊版。参考に真正品 DVD の商品を購入。

##### B2 店（調査実施日 2005 年 2 月 3 日）

状況：1 階、地下 1 階が店舗となっている大規模店。1 階には真正品と思われる DVD、VHS が陳列されているが地下のスペースにはターゲットにしている A 社の表示がある海賊版が多数ある。アニメ CD も多数あり、そのほとんどが海賊版だった。

##### B3 店（調査実施日 2005 年 2 月 3 日）

状況：小規模店舗。店舗間を移動中に偶然発見。映像商品の陳列はなく、フィギュアやプラモデルの専門店であるが、アニメ音楽 CD を陳列しているスタンドがあり全て海賊版だった。

#### <ローマ>

##### R1 店（調査実施日 2005 年 2 月 4 日）

状況：小規模店。DVD は真正品、海賊版が取り混ぜて陳列されている。レジの脇に積んであった海賊版 DVD、CD を「新商品だ」と勧めていた。

##### R2 店（調査実施日 2005 年 2 月 4 日）

状況：中規模店。DVD、CD とも鍵の掛かるショーケースに陳列されている。店員に依頼して鍵を開けてもらい商品を選ぶ。DVD は海賊版、真正品が混在しており、CD は全て海賊版。

##### R3 店（調査実施日 2005 年 2 月 4 日）

状況：中規模店。DVD は海賊版の棚と、真正品の棚と分かれていたが意図的なものかは不明。CD は数が少ないものの全て海賊版。

##### R4 店（調査実施日 2005 年 2 月 4 日、2005 年 10 月 26 日）

状況：中規模店。DVD は海賊版の棚と、真正品の棚と分かれて鍵の掛かるショーケースに陳列されていた。意図的なものなのかは不明。店頭にある CD はほとんどが海賊版だった。

##### R5 店（調査実施日 2005 年 10 月 26 日）

状況：卸業者であった A 社が開店した直営店という。建物の 1 階、地下 1 階が店舗となっている。ボローニャで確認した海賊版販売店と店舗の造りが似ている。ローマで実施した調査店舗の中では規模は最大級。1 階売場にある DVD、VHS は真正品が陳列されているが、地下売場にある DVD も CD も全て海賊版であり、DVD は 600 枚を超えていた。

##### R6 店（調査実施日 2005 年 10 月 26 日）

状況：R4 店と同系列の小規模店。DVD、CD よりもフィギュアとコミックが中心である。DVD の海賊版は見当たらないが、アニメ音楽 CD の海賊版は非常に多く、レジカウンター代わりにショーケースに多数陳列されている。

## (2) 摘発後の店舗販売

### (a) 調査方法

2007年2月26日、ローマにおいて、2006年3月に摘発された2店舗と、そのうちの1店舗と系列関係にある新規の1店舗、合計3店舗を訪れ、店頭商品など陳列状況の確認を行うとともに海賊版DVDを購入した。なお、いずれの店舗にも摘発が行われた直後に立ち寄り、状況を確認しているため、その内容も合わせて記す。

さらに、2007年6月、ボローニャ、ミラノなどの5都市で主に海賊版製造工場などが摘発され、イタリア国内で記者発表されており、この摘発後である2007年9月にローマで新規4店舗を含む5店舗の店頭調査を行い、2007年11月には、ミラノ、トリノ、フィレンツェで合計25店舗を調査した。

### (b) 調査結果

ローマにおいて2006年3月に摘発された2店舗は、2007年2月調査でも2007年9月調査でも表向き海賊版DVDはほぼなくなり、海賊版CDを含め2~3タイトルが確認できたのみである。

2007年6月の摘発後、4都市で計30店舗を調査し、海賊版DVDが確認されたのは5店舗である。なお、ゲームソフトやビジネスソフトは摘発前と同様、確認できていない。

#### 2007年2月調査

ローマ 3店中 海賊版DVD：2店、海賊版アニメ音楽CD：2店

#### 2007年9月調査

ローマ 5店中 海賊版DVD：1店、海賊版アニメ音楽CD：3店

#### 2007年11月調査

ミラノ 9店中 海賊版DVD：1店、海賊版アニメ音楽CD：2店

トリノ 10店中 海賊版DVD：1店、海賊版アニメ音楽CD：0店

フィレンツェ 6店中 海賊版DVD：2店、海賊版アニメ音楽CD：1店

総じて、摘発後1年から1年半が経った時点で、店頭での海賊版DVDの販売数は減っている。しかし、全くなくなったわけではなく、さらに店頭での表だった販売が減っただけと推測できる状況もある。

2007年2月、9月、11月の調査で確認した各店舗の状況は次の通り。

#### <ローマ>

R5店(海賊版販売業者A社直営店)(調査実施日：2007年2月26日、2007年9月27日)  
購入作品(2007年2月26日購入)：

北斗の拳／ラオウ伝 殉愛の章(アニメDVD) 価格19.90ユーロ

ハウルの動く城(アニメDVD) 価格18.00ユーロ

状況：摘発前は1階売場に真正品のDVD、CDを置き、地下売場に海賊版DVD、CDを置

いていた店舗である。摘発前は地下売場に 600 枚を超える海賊版 DVD を置いていたが、2006 年 3 月の摘発直後、海賊版 DVD は 400 枚弱に減っていた。

さらに 2007 年 2 月と 9 月の調査では、地下売場は改装され海賊版 DVD はなくなっていた。また、DVD、CD 等は 1 階売場に集約されており幅 90 cm くらいの陳列棚一つに縮小され、陳列数も DVD15 枚、CD20 枚ほどと極端に少なくなった。摘発の効果は確認できたが、それでも、陳列品の中に 2~3 タイトルの海賊版 DVD、CD が確認された。

2006 年夏頃に SIAE から日本大使館を通じて「摘発を受けた海賊版販売業者 A 社からマークの申請がなくなった」という連絡を受けていたが、陳列されていた海賊版 DVD には SIAE のマークは貼付されておらず、SIAE からの連絡を裏付ける形となった。

また、A 社が運営する Web サイトでは相変わらず DVD、CD を販売しているため、事前に協力者を通じ A 社のサイトから DVD を購入したところ、やはり SIAE のシールは貼付されていなかった。さらに協力者が不在時に宅配業者が配達に来ていたため、不在票を見た協力者が連絡を取ると、すぐ届けに行く事もできるが、店に取りに来てもらってもよいと複数の店舗を伝えられた。協力者宅から近い店舗を指定し受け取りに行ってもらおうと、下記 R4 店であった。このことから A 社と R4 店グループが裏でつながりを持っていることが判明した。

R4 店（調査実施日：2007 年 2 月 26 日、2007 年 9 月 27 日）

購入作品：なし

状況：摘発前は海賊版と真正品を分けて陳列していた店舗である。上記 R5 店とともに 2006 年 3 月に摘発を受けた。当該店舗は摘発直後の実態調査時に海賊版がなくなっていた。店頭調査でも DVD、CD とも海賊版は見当たらなかったが、摘発を受けた海賊版販売業者 A 社の Web サイトで購入した件で、協力者が当該店へ商品を受取に行き A 社とのつながりが判明した。

R6 店（調査実施日：2007 年 2 月 26 日、2007 年 9 月 27 日）

購入作品（2007 年 2 月 26 日購入）：

ファイナルファンタジー／アドベントチルドレン（アニメ DVD）

価格 19.90 ユーロ

デビルマン（アニメ DVD）

価格 79.90 ユーロ

マジンガーThe MOVIE Collection（アニメ DVD） 価格 39.90 ユーロ

状況：以前の調査では音楽 CD の海賊版しか確認できなかった店舗である。2007 年 2 月調査では数は少ないものの海賊版 DVD が確認された。2007 年 9 月調査では、海賊版 CD は多数確認したが、DVD の海賊版は見当たらなかった。R4 店の系列であることから、A 社とのつながりがあると推測される。

R7 店（調査実施日：2007 年 9 月 27 日）

状況：R4 店と同様 A 社の直営といわれる店舗。店舗面積は 15 坪弱と R4 店に比べると小規模な店舗であるが、コミック、DVD、フィギュアなど品揃えは変わらないため、商品の数が多いような印象がある。平日にもかかわらず店内には大勢の人がいた。店頭の DVD、CD とも海賊版は確認できなかった。

R8 店（調査実施日：2007 年 9 月 27 日）

状況：ローマの協力者から所在を聞いて判明した店舗。10 坪弱の店内にコミックがぎっしりと並んでおり、その中に並行輸入品と思われる日本語版のコミックも置かれている。店内の一角に DVD、VHS の映像商品が 50 タイトルほどある。映像商品には海賊版は確認できなかった。CD は、DVD などとは別に陳列されており、多数が海賊版だった。

<ミラノ>

M1 店（調査実施日：2007 年 11 月 24 日）

状況：これまでの調査通り DVD はレジ後ろのバックヤードに収納されている。レジ越しに

見た限りでは海賊版は確認できなかった。CDは数は少ないものの、海賊版が混在していた。

M2店（調査実施日：2007年11月24日）

状況：以前の調査では映像作品の在庫がなかったが、現在は中古品らしいアニメDVDが置かれていた。在庫に海賊版は確認できなかったが、CDは海賊版が紛れていた。

M3店（調査実施日：2007年11月24日）

状況：大型店であるが、DVD、CDとも海賊版は確認できなかった。

M4店（調査実施日：2007年11月24日）

状況：2005年調査時は海賊版DVDを鍵の掛かるショーケースに陳列していたが、今回の調査では、店頭においてDVD、CDとも海賊版は確認できなかった。

M5店（調査実施日：2007年11月24日）

状況：30坪ほどの中規模店。コミック、DVD、フィギュアを中心に扱っている店舗。DVD等の映像商品、CDともに海賊版は確認できなかった。

M6店（調査実施日：2007年11月24日）

状況：20坪程の中規模店。カードゲームが中心の店舗。DVDは60タイトルほど陳列されている。その中に4〜5タイトルの海賊版が紛れているといった印象。ミラノの調査では唯一海賊版が確認された店舗。海賊版に貼付されていたSIAEマークには、2006年3月に摘発された海賊版販売業者A社の表示がある。SIAEマークのない海賊版も確認した。CDの取り扱いはない。

M7店（調査実施日：2007年11月24日）

状況：イタリア国内に多数展開する大型家電量販店。地下にDVD売場があるが、海賊版は確認できなかった。CDの販売はない。

M8店（調査実施日：2007年11月24日）

20坪程の中規模店。カードゲーム、フィギュアが中心。陳列されているDVDに海賊版は確認できなかった。CDの販売はない。

M9店（調査実施日：2007年11月24日）

5坪ほどの小規模コミック専門店。中古品らしいVHS製品があるが海賊版は確認できなかった。CDの取り扱いもない。

## <トリノ>

T1店（調査実施日：2007年11月26日）

状況：トリノ駅近くにある小規模店舗。新刊、中古のコミックが主体で、日本から並行輸入したと思われるコミックが多数置かれていた。DVDは鍵のかかったショーケースに展示されており、80枚ほどの在庫数で、そのうち海賊版は8〜9枚ほど。中国製と思われる海賊版であった。SIAEマークの有無は確認できず。トリノ調査で唯一海賊版を確認した店舗である。CDの取り扱いはない。

T2店（調査実施日：2007年11月26日）

状況：10坪弱の小規模店。コミック専門店であるが、その一角に中古品と思われるDVDが10タイトル程並んでいたが、海賊版は確認できなかった。CDの販売はない。

T3店（調査実施日：2007年11月26日）

状況：7坪ほどの小規模店。フィギュア中心で、T2店と同様DVDは中古品と思われるものが数タイトルあるのみ。海賊版は確認できなかった。CDの販売はない。

T4店（調査実施日：2007年11月26日）

状況：自動販売機だけが置かれた無人店舗。DVDのみ販売されているが、アニメ製品はほとんど見当たらない。自動販売機の中にあるパッケージの中に海賊版は確認できなかった。

T5店（調査実施日：2007年11月26日）

状況：ゲームソフト、PCソフトが中心の店舗。DVDに海賊版は確認できなかった。CDの扱いはない。

T6店（調査実施日：2007年11月26日）

状況：レンタルDVDが中心の店舗。レンタル商品、販売商品について海賊版は確認できなかった。陳列されているCDに海賊版は確認できなかった。

T7店（調査実施日：2007年11月26日）

状況：アニメDVD、CD、フィギュア、プラモデルなどアニメ関係の品揃えは、トリノにある店舗の中では一、二を争うであろう店舗。30坪程の店内にはぎっしりと商品が並べられていた。DVDとCDに海賊版は確認できなかった。

T8店（調査実施日：2007年11月26日）

状況：トリノの繁華街にある大型家電量販店。イタリア各地に展開していると見られる。1階奥にある映像商品売り場にはDVD、CDの海賊版は確認できなかった。

T9店（調査実施日：2007年11月26日）

状況：T8店同様トリノの繁華街にある10坪程の小規模店舗。ゲームソフトが専門のようであるが、店頭のショーウィンドーには多数のフィギュアが並べられていた。店内には15～20タイトルと数は少ないがアニメDVDが置かれていたが、海賊版は確認できなかった。CDの取り扱いはない。

T10店（調査実施日：2007年11月26日）

状況：T4店と同様、自動販売機だけの無人店舗。DVDのみでCDは置かれていない。アニメ作品は少なく、陳列パッケージを見る限り海賊版は確認できなかった。

#### <フィレンツェ>

F1店（調査実施日：2007年11月28日）

状況：5坪程の小規模店。コミックと中古レコードが中心。中古品と思われるVHSの映像商品が10タイトルほど置かれているだけでCDはない。海賊版は確認できなかった。

F2店（調査実施日：2007年11月28日）

状況：F1店と同様の小規模店。アメリカンコミックが中心の店舗。20枚ほどの中古DVDがあったが、海賊版は確認できなかった。CDはない。

F3店（調査実施日：2007年11月28日）

状況：20坪程の中規模店。コミックの中古売買とDVDなどの映像商品販売店。店の入口近くにあったDVDの内5枚に海賊版を確認。SIAEシールは貼付されていなかった。CDも相当数あるが海賊版は確認できなかった。

F4店（調査実施日：2007年11月28日）

状況：20坪弱の中規模店。DVD、コミック、アニメ音楽CD、フィギュアなど商品の品揃えはフィレンツェで調査した店舗の中で一番充実している印象。DVDを中心に映像商品は400本ほどある。その一角に30～40本ほどの海賊版がまとまって置かれている。海賊版の半分ほどにSIAEシールの貼付があり、2006年3月に摘発された海賊版販売業者A社の名前が

記載されていた。残り半分は SIAE シールが貼付されていないものであった。A 社から仕入れたと思われる。CD も同様に海賊版が混在している。

F5 店（調査実施日：2007 年 11 月 28 日）

状況：10 坪程の小規模店舗。古本業が主体だが、店内の片隅に中古レコードに紛れてアニメ DVD があった。CD の取り扱いはない。DVD の海賊版は確認できなかった。

F6 店（調査実施日：2007 年 11 月 28 日）

状況：カードゲームとフィギュアの専門店。カードゲームに関連する DVD が並んでいたが、海賊版は確認できなかった。CD の取り扱いはない。

### （3）路上販売

#### （a）調査方法

2005 年から 2006 年にかけて、下記の日程で各都市の中心地を訪問し海賊版販売状況を確認した。

2005 年 10 月 21 日～22 日	バッサノー
10 月 23 日	ボローニャ
10 月 25 日～26 日	パドヴァ
10 月 27 日～31 日	フィレンツェ
11 月 2 日～3 日	ミラノ
11 月 5 日～7 日	ローマ
2006 年 3 月 27 日～28 日	ローマ

#### （b）調査結果

路上での海賊版販売が確認できたのは、調査対象とした都市の中で、以下の 3 都市のみである。

ローマ

ミラノ

フィレンツェ

ローマはサンピエトロ寺院近くのブティックなどが集まる繁華街、ミラノはドゥオモ近くのショッピング街、フィレンツェはベッキオ宮殿前の広場など、各都市の中心部で人通りの多い地域である。こうした地域の歩道上や道端に 1m 四方の白い布を敷き、その上に海賊版を並べて販売している。

これらの都市の路上において販売されていたのは、ゲームソフト<sup>1</sup>、ビジネスソフト、映画（主にハリウッド映画）の DVD、音楽 CD と、一部に日本のアニメ DVD である。

<sup>1</sup> 路上で販売されている海賊版ゲームソフトは、そのままではゲーム機で起動しない。そのため、海賊版ゲームソフトをゲーム機で使うためには、「Modify Chip (mod チップ)」と呼ばれる部品を取り付け、正規ゲームソフトとして擬装させる必要がある。mod チップ自体はネット通販等で簡単に手に入れることができる。

ゲームソフトとビジネスソフトの海賊版が確認できたのは、店舗も含め調査した中で、これら 3 都市の路上だけに限られる。

海賊版の価格は、各都市共通で、あらゆる種類の海賊版について 1 枚 5 ユーロ、2 枚 10 ユーロ、3 枚 15 ユーロと単純である。海賊版 DVD などの路上販売を確認した周辺では、バッグ、時計、サングラス、ベルトなどの偽ブランド品が同じように路上で販売されている。ここでは、警察官が来ると、商品を広げた白い布の四隅をまとめ、担いで逃げるというイタチごっこが日常的に繰り返されている。



## 第2章 イタリアの著作権制度とイタリア著作者出版者協会(SIAE)

### 1. イタリア著作権法

#### (1) イタリア著作権法の概要

イタリアの現行著作権法は、1941年4月22日法である。その後、ベルヌ条約等の国際条約の批准、あるいはEC指令にもとづいた法改正が行なわれ、現在に至っている(2003年4月9日政令(Decreto Legislativo)第68号 EC情報社会指令による改正)。著作権法体系は、基本的には、ドイツやフランスなどのヨーロッパ諸国の著作権法体系とほぼ同様であると考えることができる。著作権は、「著作者の権利」として把握され、著作者人格権と、著作物の経済的利用権としての著作権で構成されている。

イタリア法では、著作権の保護に関する一般規定は民法典に置かれており、詳細に関しては特別法である著作権法に委ねる旨を規定している(民法2583条)。著作権に関する規定は、イタリア民法典第5編「労働」、第9章「知的著作物および工業的発明に対する権利」のなかの第1節「文学上および芸術上の知的著作物に対する著作権」において、第2575条から第2583条までの9か条にわたって置かれている。その内容として、創作性を有する学術、文学、音楽、造形美術、建築、演劇、映画等の知的著作物は、その表現の形式または態様のいかににかかわらず著作権の目的となること(民法2575条)、著作権は、著作物の創作によって取得されること(民法2576条)、著作者は、その著作物に関する著作者人格権および排他的利用権を有すること(民法2577条)、さらに実演家の権利(民法2579条)などに関する一般規定が置かれており、そして、特別法である著作権法が、著作権保護の詳細を定めることを規定している(民法2583条)。

そして、イタリア著作権法には、著作権に関する規定のほか、著作隣接権として、書簡に関する権利や肖像権に関する規定、さらに出版契約や公演契約に関する規定も置かれ、著作権領域に限定した規定だけでなく、著作権に関連する広範な領域に関する規定を含んでいる。

著作権の性質として、当初イタリアでは、著作権は、1865年の旧民法に規定されている財産権としての性質を有する権利であると把握されたが、民法上の物権や債権とも異なる性質を有すると認識されていた。その後、学説は、著作権、より正確に言うところの「著作者の権利」というのは、著作者の創作行為から生ずる独立した絶対的な権利であると理解するようになる。著作者の権利は、自己の創作行為の成果である著作物について、排他的な権利ではあるものの、著作権の公共的性質を考慮に入れて、一定の制限が課されている。

イタリア民法2577条および著作権法12条は、著作者の権利の内容である著作権(財産権)と著作者人格権について規定し、著作者は、その著作物を公表し、そして、法律に定められた範囲内におけるあらゆる方式および方法で、著作物の経済的効用をコントロール

することができる排他的権利を有し（民法 2577 条）、その著作物の著作者たることを主張する権利、また、著作者の名誉や声望を害するような変形、切除、その他の変更に対して異議を申立てる権利を有する。

## （２）保護される著作物

### （a）著作物の要件

イタリア著作権法によって保護される著作物は、創作性を有する知的著作物であって、文芸、音楽、造形美術、建築、演劇および映画の範囲に属するものであり、その表現の方法または形式のいかんを問わない（1 条）。作成される方法にかかわらず、また、発行された著作物であると、未発行の著作物であるとを問わず、創作性を有するあらゆる種類の著作物が保護の対象となる。著作権法で保護されるのは、あくまで「表現」であって、単なる思想やアイデアは保護の対象とはならず、文学、音楽または造形美術などの形式によって表現された思想の体系や方法が保護の対象となるにすぎない。また、舞踊の著作物およびパントマイム（無言劇）の著作物を除き、その表現は、有形的に固定されていることを要件としない。

知的な表現というのは、それが文書によるものであれ、口頭によるものであれ、そのほとんどは公衆とのコミュニケーションを目的とするものである。著作者の思想や感情を他者に伝達することができるということが、知的著作物の保護を正当化する根拠となるとされる。にもかかわらず、著作権保護の本質を構成するのは、著作物を形成する知的な概念ではなく、外部に対してなされる表現形式である。したがって、たとえば演劇の著作物や映画の著作物のあらずじ、小説の草稿や絵画のスケッチのような未完成の著作物であっても、それが知覚しうる形式で表現されている場合は、著作権の保護の対象となりうる。学術上および教育上の著作物については、著作者の知識や思想の表現、描写および図解などが保護されるにすぎず、学術的な思想の内容にまで及ぶものではない。

著作権の本質として、著作物が保護されるためのもう 1 つの要件は、著作物が著作者による創作行為の成果物であるということである。この創作行為によって、著作物はオリジナリティを与えられることになる。芸術的、文化的な分野を潤し、著作物の保護を保証するのは、このオリジナリティである。この創作性の要件は、著作権法 1 条および 6 条において強調されている。1 条は、「創作性」を有する知的著作物の保護について規定し、6 条は、「知的な努力の成果である著作物の創作」によって、著作者は著作権を取得すると規定している。

著作権を生じさせるのは、著作物のなかに表現されている思想の新規性ではなく、著作物の表現形式が先行する著作物の表現形式と同一ではないという意味におけるオリジナリティである。他の著作物との類似性が、同じテーマを扱っているとか、同じ資料にもとづいているという事実から生じているとしても、このことは著作権の発生にはなんら影響を及ぼすものではない。著作物はその著作者独自の努力の成果である場合は、先

行する著作物と類似していたり、同一であったりしても、著作権による保護が否定されるべきではないという見解もあるが、判例は、著作権によって保護されるのは、先行する著作物と比較して新規性のある著作物に限定している。

著作物が保護されるための要件としては、高度の創造性は必要ではないが、最小限の創造性を表示しない、あるいは知的表現を伝達しない精神的な成果にすぎないものは、著作権の保護範囲には含まれない。ここで言う精神的成果とは、創作的労働の成果を意味するのではなく、たとえば天気予報、株式市況、商品リスト、価格や品質に関するデータつき商品リスト、あるいは教育方法などのように、単に与えられた事実、要素、データを再製するにすぎないものを意味する。このような精神的成果の再製は、不正競争の問題となる可能性がある。

著作権法によって保護されるのは、方法や態様ではなく、あくまで著作物における表現そのものなのである。わが国の短歌や俳句のように、どんなに分量が少ないものであっても、創造性を有する著作物であれば、著作権の保護対象となるが、広告スローガンのような意味のない標語などは著作権の保護の対象とはならない。また、著作物の部分であっても、そこに個性やオリジナリティが具わっていれば、著作権の保護の対象となることもある。さらに、不道德な、あるいは不法な創造性をもった著作物については、著作権の保護の対象とはならないという規定は、著作権法自体には存在しないが、刑法によって刑事罰の対象となる可能性がある。

## **(b) 著作物の種類**

著作権法 2 条は、著作権法によって保護される著作物を例示している。わが国の著作権法 10 条 2 項における著作物の例示に関する規定と同様に、著作物の形式を例示的に列挙しているにすぎず、これらに限定されるものではない。

- ① 文書または口述の形式による文学、演劇、学術、教育および宗教上の著作物
- ② 音楽の著作物、楽曲、オペラの著作物
- ③ 演出が文書その他に固定されている舞踊の著作物およびパントマイム（無言劇）
- ④ 彫刻、絵画、素描、版画および類似の造形美術の著作物
- ⑤ 建築図面および建築の著作物
- ⑥ 無声または有声の映画芸術の著作物（単なる記録映画は含まない）
- ⑦ 写真または写真に類似する方法で表現された著作物（単なる写真は含まない）
- ⑧ コンピュータ・プログラムの著作物
- ⑨ データベースの著作物
- ⑩ 工業デザインの著作物

## **(c) 編集著作物、二次的著作物、共同著作物**

- ① 著作物または著作物の部分を収集することによって構成され、特定の文学的、学術

的、教育的、宗教的、政治的または美術的目的のために選択および配列によって生ずる独自の創造性を有するものは、編集著作物として保護される。ただし、百科事典、辞書、詩文集、雑誌および新聞などの編集著作物は、部分を構成する著作物またはその著作物の部分に存する著作権にかかわりなく、原著物として保護される(3条)。

②他の言語への翻訳、他の文学的または美術的形式への変換、原著物の実質的な改変となる変更、追加、翻案、縮小、要約、変形なども、原著作者の権利を侵害しない限り、原著物としての創造性を有する二次的著作物(改作)として保護される(4条)。

③2人以上の者によって創作され、分離することが不可能な著作物は、共同著作物として保護され、その著作権は、すべての共同著作者の共有に属する。文書による反対の約定の証拠がない限り、共有の持分は、同等の価値を有するものと推定される(10条)。

著作者人格権は、共同著作者の1人によっていつでも個別に行使することができる。しかし、未発行の著作物を発行したり、または、著作物の最初の発行形式を変更したり、そのような形式を利用する場合には、すべての共同著作者の同意を必要とする。ただし、1人または2人以上の共同著作者が同意することを不当に拒否したときは、著作物の発行、変更または新規の利用を司法当局がその定める条件および手続にもとづいて許可することができる。

#### (d) その他の著作物

著作権法は、応用美術の著作物を、著作権法によって保護される著作物として規定していた。彫刻、絵画、素描、版画および造形美術の著作物が、工業製品に應用されている場合であっても、工業的性質とは区別される美術的価値があると認められる場合には、著作物として保護されるとしていたが、工業デザインに関する EC 指令にもとづき、応用美術の著作物は「工業デザインの著作物」として保護されることとなった(旧 2 条 4 項および現 2 条 10 項)。

イタリア法では、工業デザインについて、著作権法と意匠法による二重の保護の可能性が認められていたが、工業デザインに関する EU 指令が、「工業デザインの著作物」は著作権法によって 15 年間保護されると規定したことにより、著作権法が改正され、「工業デザインの著作物」は著作物として保護されることとなった(2 条 10 号)。しかし、「工業デザインの著作物」という表現が不明確であるために、結局のところ、美術的価値において工業製品とは区別される応用美術の著作物のことを意味するにすぎないものであるのか、解釈上の問題は多い。

コンピュータ・プログラムに関する EC 指令(1991 年)にもとづく 1992 年 12 月 29

日法（第 518 号）により著作権法が改正された。コンピュータ・プログラムは、ベルヌ条約における「文学的著作物」として保護され、イタリア著作権法においては、コンピュータ・プログラムの著作物として保護されている（2 条 8 号）。

### （3）著作者および権利の帰属

イタリア著作権法には、著作者についての定義規定はなく、著作権を取得する者が著作者とされ、そして、「著作権は、知的努力から生ずる著作物の創作によって取得される」（6 条）。

著作者は、著作権法 12 条ないし 19 条に規定されている、自己の著作物に関する排他的利用権（著作権）を取得するとともに、20 条ないし 24 条に規定されている著作者人格権を享有する。

編集著作物の場合には、その創作を準備し、指揮する者が、著作者とみなされる（7 条 1 項）。編集著作物における経済的利用権は、反対の約定がないかぎり、この 7 条の適用から生ずるいずれの権利も害することなく、著作物の発行者に帰属する（38 条 1 項）。そして、自己の寄与を分離して利用する権利は、編集著作物の各共同者に留保される。ただし、なんらかの約定があるときはそれに従い、約定がないときは著作権法の規定（39 条以下）に従うことを条件とする（38 条 2 項）。

著作物を改作（翻案）した者は、その寄与の範囲内において、その改作（二次的著作物）の著作者とみなされる（7 条 2 項）。

慣行により著作物に著作者として表示されている者、著作物の口述、実演もしくは放送の際に著作者として告知される者は、反証のない限り、その著作物の著作者とみなされ（8 条 1 項）、また、実名と同程度によく知られている変名、芸名、頭文字または慣用の符号は、実名と同一の価値を有するものとみなされる（8 条 2 項）。

無名または変名の著作物を実演し、発行した者は、著作者がその著作物の著作者であることを明らかにするときまで、著作者の権利を主張する権限が与えられる（9 条 1 項）。ただし、この規定は、実名と同程度に周知性の高い変名の場合には適用されない（9 条 2 項）。

著作物が二人以上の者を区別し得ず、かつ、分離し得ない寄与によって創作された場合は、著作権は、すべての共同著作者の共有に属する（10 条 1 項）。文書による反対の約定の証拠がない限り、共有の持分は、同等の価値を有するものと推定される（10 条 2 項）。

国、県または市町村名において、その費用によって創作され、および発行される著作物の著作権は、国および各自治体に帰属する（11 条 1 項）。また、発行された著作物の著作者との間に反対の約定がないかぎり、非営利的性格をもつ私法人および研究機関その他の公立の文化団体の議事録および発行物の編集に関しても、同様の権利が、それらの団体に帰属する（11 条 2 項）。

映画の著作物に関しては、主題の著作者、シナリオの著作者、音楽の作曲者および美術監督は、映画の著作物の共同著作者とみなされる（44 条）。映画の著作物の権利関係に関

する規定（46条）の範囲内において、映画の著作物の経済的利用権は、同著作物の製作を準備した者に帰属する（45条1項）。映画の著作物に製作者として表示される者は、映画の著作物の製作者とみなされる。著作物が登録されるときは、103条2項の定める推定が優先する（45条2項）。

#### **（4） 著作者の権利**

##### **（a） 著作者人格権**

###### **① 著作者人格権の概要**

イタリア著作権法は、著作者の人格権の保護を明文で規定している（20条～24条）。著作者人格権は、著作物に反映される著作者の人格を保護することを目的とする。これは、著作者人格権の保護について規定するベルヌ条約6条の2にもとづいて設けられた規定である。イタリア法においても、著作者人格権は、著作者本人に一身的に帰属し、譲渡することはできず、著作物に関する排他的な経済的利用権の譲渡後であっても、著作者人格権は著作者に残る。さらに、イタリア著作権法には、手紙や肖像の保護に関する規定が含まれているため、この著作者人格権の規定は、人格的要素の強い手紙や肖像の保護に関する規定を補完している。

イタリア著作権法において、著作者人格権は、（イ）著作者であることを主張する権利、（ロ）著作物の同一性を保持する権利、（ハ）著作物の公表をコントロールする権利、（ニ）著作物を市場から回収する権利の4つの類型に分類される。

###### **② 著作者人格権の類型**

###### **（イ） 著作者であることを主張する権利（氏名表示権）**

著作者は、著作物の著作者であることを主張する権利を有し（20条）、自己の著作物を、自己の名において、あるいは無名または変名において発行する権利を有する。無名または変名の著作物の著作者は、いつでも著作者であることを明らかにする権利および著作者としての地位を司法手続によって認めさせる権利を有する（21条）。わが国の氏名表示権より広い概念をもつと考えてよい。

###### **（ロ） 著作物の同一性を保持する権利（同一性保持権）**

著作者は、著作者の名誉または声望を害するおそれのある著作物の改変、切除その他の変更に対して異議を申立てる権利を有する（20条）。この規定は、ベルヌ条約6条の2の規定の趣旨を忠実に反映した規定になっているが、「著作者の名誉または声望を害するおそれのある」という要件を同一性保持権の内容としている点で、わが国の著作権法20条が規定する同一性保持権とは異なっている。

イタリアでは、映画の著作物をテレビで放送する際に、スポットコマーシャルで映画が中断されるのは、この同一性保持権を侵害するものであるとして、映画監督

たちが訴訟を提起したことがある。初期の判決は、ベルヌ条約 6 条の 2 に準拠した著作権法 20 条が規定する同一性保持権を根拠として、テレビ放送される映画をスポットコマーシャルで中断することは、映画の著作物としての価値を低下させるものであり、その著作者の名声や評価を損なわせるものであると認定した。しかし、著作者の人格権が現実に侵害されたかどうかは、映画の性質、映画の連続性を妨げるコマーシャルの回数や時間、テレビ視聴者の意見などを考慮して、個々のケースごとに判断される必要があり、したがって、その評価は、それぞれの著作物の利用方法に応じて評価されなければならないと判示した。

しかし、これら初期の判決のうちの 1 つは、控訴審で棄却された。裁判所は、下級審ほど救済を拡大する必要はないと判示した。「著作物としての価値の低下」に焦点を当ててではなく、むしろスポットコマーシャルによる中断は、映画の著作物の同一性を変更するものであると認定した。このような映画の著作物の同一性の変更は、著作権法 20 条およびベルヌ条約 6 条の 2 に規定されている同一性保持権を侵害するものであると判示した。

そこで、放送法 8 条は、1989 年 10 月 3 日の EC 指令を受けて、次のように規定された。

「演劇、映画、オペラおよび音楽番組のテレビ放送中の広告の挿入は、劇場や映画館における通常の休憩時間内で認められる。放送予定時間が 45 分以上の著作物の場合はさらなる中断が各幕または各部ごとに認められる。さらなる中断は、著作物の放送予定時間が、各 45 分で 2 幕または 2 部以上の場合に少なくとも 20 分認められる」。

さらに、この放送法 8 条は、放送会社を監督する公共団体が、特別専門家委員会において、高度の芸術的価値のある著作物については、広告によって中断しないことを決定することができる旨を付け加えている。この規定は、イタリアの著作物および外国の著作物の双方に適用される。

#### **(ハ) 著作物の公表をコントロールする権利（公表権）**

イタリア著作権法のもとでは、著作者は、その著作物の経済的利用について、それを発行する排他的権利を有する（12 条）。これにともなって、著作者は、著作者人格権の効果として、自己の著作物を公表せずに、未発行のままにしておくことができる。著作者は、世間一般に広く公表することを目的として著作物を創作するのが通常であるが、その著作物を公表するか否かは著作者の専権であり、いつ、どのような方法において公表するかについては、すべて著作者に委ねられている。この著作物の発行権は、これが著作者自身に属するかぎり、契約によっても、また強制執行によっても、担保や差押えの対象とはならない（111 条）。

著作者の死後の公表権について、著作権法 24 条に規定があり、未発行著作物を

発行する権利は、著作者が明示的に発行を禁止し、またはそれを他の者に委託した場合を除き、著作者の相続人または当該著作物の受遺者に帰属し（24条1項）、著作者が発行までの期間を定めた場合には、未発行著作物は、その期間満了前に発行されてはならない（24条2項）。

## （二） 著作物を市場から回収する権利

著作者は、重大な人格上の理由が生じたときはいつでも著作物を回収する権利を有する（142条1項本文）。ただし、その著作物の複製権、送信権、実演権、頒布権を取得した者に対しては、損害賠償の責めを負わなければならない（142条1項ただし書）。司法当局は、著作者が主張する重大な人格上の事由の存在を認めたときは、利害関係者に対する賠償の支払いを条件として、著作物の複製、伝送、実演または頒布を禁止し、損害賠償の額およびその支払時期を定める（143条1項）。著作者が、この権利を行使するためには、すでに利用権の移転を受けている者およびイタリア首相府にその意思を通知しなければならず、さらに、首相府は、著作権法施行令に定める方法で、著作者の著作物の回収の意思を公告する（142条3項）。この権利は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない（142条2項）。

## ③著作者の死後における著作者人格権の永久性

著作者人格権は、著作者の死後も、一定の条件のもとで保護を受ける。著作権法20条に規定されている権利は、著作者の死後は、その配偶者および子が、それらを欠くときは両親その他の直系尊属および卑属が、また、直系尊属および卑属を欠くときは兄弟姉妹およびその卑属が、無期限に主張することができる（23条1項）。さらに、公益上の必要があるときは、首相府が、権限ある利益代表団体に諮問した後に、著作者人格権を無期限に主張することができる（23条2項）。

未発行著作物を発行する権利は、著作者が明示的に発行を禁止し、またはそれを他の者に委託した場合を除き、著作者の相続人または当該著作物の受遺者に帰属する（24条1項）。ただし、この権利を取得する者が2人以上あり、それらの者の間で協議が調わないときは、司法当局が公益代表の意見を聞いた後に決定することになるが、故人の意思が、文書で表示されているときは、すべての場合に尊重されなければならない（24条3項）。そして、著作者が発行までの期間を定めた場合には、未発行著作物は、その期間満了前に発行してはならない（24条2項）。

## ④著作者人格権の制限

著作者人格権は、基本的に制約を受けるものではないが、イタリア著作権法は、人格権の行使に関する民事的救済のための司法手続において、著作者人格権に制約を加えている。



著作物の著作者としての地位に関する権利を主張する訴訟は、著作物への著作者表示の追加または削除によって、またはその他の公知の方法によって損害が救済されない場合にのみ、除去または廃棄を求めて提起することができ（169条）、また、著作物の同一性に関する権利を主張する訴訟は、除去や廃棄を回避することを望む当事者の費用で、そのような複製物を原形に復元することが不可能である場合にのみ、変形、切除あるいは改変された著作物の複製物の除去または廃棄を求めて提起することができる（170条）。

### ⑤著作者人格権の保護期間

著作物の経済的利用権とは異なり、著作者人格権については、原則として保護期間の制限はなく、経済的利用権が譲渡された後においても、なお存続する（20条）。そして、著作者の死後は、その遺族が、著作者人格権の保護を無期限に主張することができることに加え、公益上の観点から、その保護の必要性が認められたときは、イタリア首相府が、無期限に著作者の死後の人格権を行使することが可能である（23条）。

### ⑥著作者人格権の放棄と譲渡

著作者人格権は一身専属的な権利であり、譲渡することはできない（22条1項）。これにより、著作者は、出版者や権利者が要求する修正や改変を是認し、あるいは拒絶する権利を有することになる。しかし、著作者がその著作物の変更を知り、それを受け入れた場合は、著作者は、その変更の実施を妨げ、または削除を要求する権利を有しない（22条2項）。

## （b）著作権—経済的利用権

### ①一般規定

財産権としての著作権（経済的利用権）は、イタリア著作権法 12 条に一般規定が置かれ、13 条以下に具体的な個々の経済的利用権が列挙されている。

著作権法 12 条は、次のように規定している。

「1 項 著作者は、その著作物を発行する排他的権利を有する。

2 項 それに加えて、著作者は、この法律が定める範囲内において、かつ、特に次の各条に掲げる排他的権利の行使に関して、著作物を原著作物のまま、または二次的著作物として、その方法または形式のいかんを問わず経済的に利用する排他的権利を有する」。

### ②排他的利用権（著作権）

そして、13 条ないし 18 条の 2 の規定において、著作者の排他的権利として、次の権利が例示されている。

### **(イ) 複製権**

複製権は、手写、印刷、石版、版画、写真、レコード、映画その他の複製方法等あらゆる手段によって著作物の複製物を増製することを内容とする権利である（13条）。

### **(ロ) 転写権 (dritto esclusivo di trascrivere)**

転写権は、口述の著作物を文書の著作物、または13条に掲げられている手段を用いて複製される著作物に変えるのに適した手段を使用することを内容とする権利である（14条）。

### **(ハ) 実演権、口述権**

公の実演権または口述権は、方法のいかんを問わず、かつ、有償または無償により、音楽、演劇または映画の著作物、興行に適したその他のすべての著作物および口述の著作物を実演し、または口演することを内容とする権利である。ただし、家庭内または学校や高齢者施設における通常の活動における著作物の実演または口演は、営利を目的として行われるものでないかぎり、公の実演または口述とみなされない（15条）。

### **(ニ) 伝送権 (dritto esclusivo di diffondere)**

伝送権は、電信、電話、ラジオまたはテレビジョン放送その他の類似の手段等のような遠隔地への伝送手段を使用することを内容とする権利であり、わが国の公衆送信権（日本著作権法23条）に相当する権利であると考えてよい（16条）。

### **(ホ) 商業的頒布権**

商業的頒布権は、営利を目的として著作物またはその複製物を市販することを内容とする権利であり、外国で作成された複製物を市販のために国内に輸入する排他的権利を包含する（17条）。

### **(ヘ) 翻訳権**

翻訳権は、他の言語または方言へ著作物を翻訳することを内容とする権利であったが、その内容が拡張され、わが国の「翻訳権」と「翻案権」を合わせた内容をもつ権利であると理解することができる（18条）。すなわち、原著作物に存する権利を害することなしに、原著作物としての創作性を有する改作（二次的著作物）、たとえば、他の言語への翻訳、他の文学的または美術的形式への変換、原著作物の実質的改作となるような変更、追加、翻案、縮小、要約などもこの権利によって保護される（4条参照）。

## **(ト) 貸与権、貸出権 (18条の2)**

貸与権は、一定の期間、営利を目的として、著作物の原作品、複製物または伝達媒体を利用できるようにすることを内容とする権利であり (18条の2第1項)、貸出権は、一定の期間、営利を目的とせずに、著作物の原作品、複製物または伝達媒体を利用できるようにすることを内容とする権利である (18条の2第2項)。

## **(5) 権利の移転および利用許諾**

経済的利用権としての著作権は、法律によって認められるすべての方法および形式により、譲渡することができる (107条)。著作者人格権は譲渡することはできない。

著作権法は、著作権の譲渡について、いかなる形式的な手続をも要求していないが、ただ利用権の譲渡についてだけは、文書で定めなければならないと規定している (110条)。著作物の発行権および発行著作物の利用権は、それらの権利が著作者自身に属するかぎり、契約や強制執行によっても、担保、差押えの目的とすることはできない (111条)。経済的利用権としての著作権は、個々の利用権がそれぞれ独立して存在し、そのうちの1つの権利の行使は、他の権利の行使を妨げるものではない (19条1項)。

著作物の複製物の譲渡は、利用権の譲渡を伴わない (109条1項)。ただし、美術の著作物を製作するための流し型や版型などの譲渡は、反対の約定がないかぎり、著作物の複製権の譲渡を伴うものとみなされる (109条2項)。

権利の移転を伴う出版契約については、119条以下に規定がある。出版契約の場合、法律が規定する内容および期間について、著作者が出版について有する利用権の全部または一部を内容とし (119条1項)、移転された権利は、排他的権利であると推定される (119条2項)。明示の定めがないかぎり、譲渡は、映画への翻案、放送、録音を含む著作物を後に改作、変形して利用する権利には及ばない (119条4項)。そして、利用権の譲渡は、反対の規定がないかぎり、著作権法の規定により同じカテゴリーに属する排他的権利であっても、すでに譲渡された利用権から派生しない権利の譲渡を含むものではない (119条5項)。これら119条の条項は、出版契約に関する規定であるが、利用権の譲渡契約に関するすべての類型において適用されうる一般規定であるといつてよい。

## **(6) 著作権の制限**

### **(a) 自由利用**

イタリア著作権法には、自由利用に関する一般規定はなく、またアメリカ合衆国著作権法におけるフェア・ユース法理のような理論も存在しない。著作権法65条ないし71条において、わが国の著作権法における権利の制限に関する規定と同様に、著作物の自由利用が認められる場合について、個別的に規定している。

著作物の私的使用のための複製については、その複製が、筆写または広く頒布するに

は適さない方法でなされる場合には、自由であるとされる（68条1項）。また、図書館に所蔵されている著作物の複写は、私的使用または図書館業務を目的として行なわれる場合には、自由であるとされる（68条2項）。しかし、この68条1項および2項の規定にもとづいて複製された複製物を公に頒布したり、著作者の経済的利用権と衝突するような方法において使用することは禁止されている（68条3項）。

イタリアにおいても、複写機器の発展および普及により、図書館における著作物の複写は、著作権侵害の大きな問題となっているが、立法による解決を図ることは容易ではない。学説は、著作物の複写は、著作物市場に影響を与えず、社会的に是認される場合に認められるという見解を採っている。

私的使用という概念は、自己の使用のために、出版物からの引用を可能にすることを意図して設けられたものであった。ところが、1992年2月15日の著作権法改正法（法律第93号）は、家庭内録音について規定した。立法者の意図は、著作者および権利者のために、家庭内録音の結果生ずる損害を補償するというものであった。判例も、この補償金制度に関する憲法上の疑義を否定した。

著作者、製作者および権利者は、著作物の家庭内録音に対してロイヤルティを請求することができる。録音機器だけではなく、録音および録画機器に使用されるテープ、カセットテープなどに対して、販売価格の1パーセントのロイヤルティが課せられている。

イタリア著作者出版者協会（SIAE）は、録音機器、録音媒体および録画媒体に関する補償金を徴収する。録音機器と録音媒体による補償金は、レコード製作者と著作者および著作権者に分配され、さらに、レコード製作者は、分配された補償金を実演家との間で分割する。録画媒体からの補償金は、著作者、視聴覚著作物の製作者および録画媒体製作者との間で3等分する。

そのほか、イタリア法には、パロディの著作物に関する明文の規定は存在せず、学説では、パロディ作品は二次的著作物とみなされる。そもそもパロディという概念は揶揄、風刺を意味し、その結果、パロディ化された先行著作物は、破壊的に、批判的変化を加えられ、根本的に歪められてしまうこともよくある。判例は、パロディ作品は先行著作物から独立したものであり、パロディを創作し、あるいは先行著作物を利用するにはなんら許諾を必要としないという見解を支持する傾向にある。しかし、先行著作物が実質的に変更されない場合、たとえば、後行著作物が、風刺という形式を用いながらも、先行著作物に迎合しているにすぎないのであるならば、そこにはもはやパロディという概念は存在しえない。その場合は、単に二次的著作物ということになり、原著物の著作者の許諾が必要となるのはいうまでもない。

また、私的実演について、著作者は、原則として著作物の公の実演に関する排他的権利を有するが（15条1項）、著作権法15条2項により、家庭、学校あるいは高齢者施設内などにおける著作物の実演は、営利を目的として行われないうきぎり、公の実演とはみなされず、この場合、著作者は権利を行使することはできない。この実演権の制限は、

たとえば医師や看護婦しか出入りすることができない病室におけるテレビ番組の放送の場合にも拡張されている。

### **(b) 非営利、政治的、教育的および福祉的利用**

イタリア著作権法には、政府による、文化的、芸術的宣伝の外国向け放送および国の音楽隊による演奏についてのみ自由利用を認めた規定は存在するが、福祉目的のために著作物の自由利用を認めた規定は存在しない。

放送機関は、イタリア首相府の要請により、著作権法施行令にもとづいて定められている補償金を支払って、文化的および芸術的宣伝を外国に向けて放送することができる(60条)。補償金の額は、放送機関と権利者との間の合意によって決定される。そして、国の音楽隊や軍楽隊は、営利を目的としないことを条件に、音楽の著作物を著作権使用料を支払うことなく、公に演奏することができる(71条)。

著作物のなかに含まれている思想、意見や表現について批評を加えたり、解説したり、議論する場合には、その著作物の一部を引用したり、複製することが必要である。批評や議論または教育目的のための著作物の一部の要約、引用または複製については、目的上正当と認められる範囲内で自由利用が認められている(70条1項)。学校教育のために利用される教科書への複製は、著作権法施行令22条に定められている範囲を超えてはならない(70条2項)。著作物を要約、引用または複製により自由利用する場合には、著作物の題号、著作者名および出版者名、翻訳の場合には翻訳者名を表示しなければならない(70条3項)。

データベースについても、利用される素材が明示され、非営利目的による正当な範囲内であるかぎり、教育または学術研究目的のための自由利用が認められている(64条の6第1項)。

### **(c) その他の自由利用**

雑誌または新聞に掲載された政治、経済または宗教に関する時事の記事は、複製が禁止されている場合を除き、雑誌または新聞名およびその発行日付、署名記事の場合には著作者名を表示することを条件として、他の雑誌または新聞に複製し、放送することができる(65条)。

公の集会における政治上または行政上の演説は、著作者名、演説が行なわれた日付と場所などの出所明示を条件として、雑誌または新聞に複製し、放送することができる(66条)。そのほか、情報やニュースの複製も、ジャーナリズムにおける公正な慣行に反しないかぎり、出所明示を条件として、適法とされている(101条)。

また、司法または行政手続において使用するために、出所または著作者名を表示して、著作物または著作物の一部を複製することができる(67条)。

## **(7) 強制（法定）許諾**

映画のなかに挿入されている音楽の著作物の著作権者は、映画の著作物を公に上映する者から、著作物使用料を徴収する権利を有する。当事者間に約定がない場合には、使用料は、著作権法施行令の規定にしたがって定められる（46条3項）。使用料の額は、イタリア著作者出版者協会（SIAE）と映画製作者団体との合意によって決定される。

合法的に放送された著作物の著作権者は、その著作物が、ラジオによって商店、飲食店やホテルなどにおいて再送信、実演される場合には、正当な著作権使用料を受ける権利を有する。使用料の額は、SIAEと利益団体の代表者との協定によって定期的に決定される（58条）。

放送事業を行なう機関は、劇場やコンサートホール等から著作物を放送する権利を有する（52条1項）。そして、劇場やコンサートホール等で実演される著作物を放送する場合には、原則として著作権者の同意を必要としない。ただし、新しい著作物を放送する場合やシーズン最初の実演を放送する場合には、著作権者の同意を得なければならない（52条3項）。その場合、著作権者に対し、著作権使用料を支払わなければならない。使用料の額は、当事者間で協議が調わない場合には、司法当局によって定められる（56条1項）。

## **(8) 権利の執行**

イタリアにおいて、知的財産権に関する裁判管轄は12の特別管轄に分類され、バリ、ボローニャ、カタニア、フィレンツェ、ジェノバ、ミラノ、ナポリ、パレルモ、ローマ、トリノ、トリエステ、ヴェネツィアの各管轄に裁判所が配されている。これらの裁判所は、著作権、著作隣接権その他の知的財産権およびこれらの権利に関する不正取引行為に関する民事事件を管轄する。刑事事件についても同じである。純粋な契約関係事件は、これらの裁判所の管轄ではない。

イタリア憲法101条は、裁判は国民の名において統轄され、裁判官は法律にのみ従うことを規定している。イタリアの司法制度は、2つの裁判管轄に分類される。普通管轄は、民事、刑事、行政に細分される。普通管轄の裁判所は、私法または公法上の権利および刑事手続を管轄し、行政裁判所は行政事件を管轄する。イタリア憲法102条2項は、特別裁判所の設置を禁じている。知的財産権の管轄は、普通民事管轄の唯一の特別支部である。

通常司法制度は、当該事件の管轄および金銭の額によって区別される。地理的に分割された管轄区分と同様に、地方裁判所、控訴院からなる。控訴院は、各法廷が5人の裁判官からなり、民事および刑事事件について、地方裁判所から控訴される事実問題および法律問題について判決を下す。

破毀院（所在地ローマ）は、知的財産権に関する特別支部を含む下級裁判所から上訴される法律問題について審理する。破毀院は、各裁判所間の法の抵触を調整する。破毀院の判決は、英米法の意味における先例としては機能しないが、将来の判例に大きな影響を与える。憲法裁判所（所在地ローマ）は、法律の合憲性に関する問題について審理し、憲法

理論や準則を解釈、適用することにより、一貫性のある法律の執行を監督している。

民事訴訟法は、知的財産権の特別支部における審理前における民事訴訟手続について規定している。

被害者は、侵害行為に対する刑事訴訟において、民事上の請求の原告となることが可能であり、著作権法 174 条では、刑事裁判において民事上の救済を請求することができる。

著作者、その相続人および権利の譲受人、排他的許諾を受けた者、またはその他の著作権者、あるいは、映画製作者や百科事典などの編集著作物の出版者のように、経済的な権限を有する者は、著作権侵害訴訟を提起する権限を有する。非排他的許諾を受けた者は訴訟を提起する権限はなく、許諾者に対し、契約上の請求権を有するにすぎない。著作権法 165 条によれば、著作者は、その著作物に関する権利の譲渡後でさえ、著作者人格権を保護するために、譲受人によって提起される訴訟にいつでも参加することができる。

無名または変名の著作物に関しては、その著作者が明らかになる時まで、著作権法 9 条にもとづき、その出版者が訴えを提起することができる。共同著作物の場合、共同著作者は、そのうちの 1 人が提起した権利侵害訴訟においては不可欠な当事者である。しかし、著作権法 10 条 3 項により、著作者人格権は、共同著作者の 1 人によっていつでも個別に行使することができる。

民事訴訟に関しては、著作権法 164 条に規定されている準則にもとづいて、SIAE が訴訟を提起することができる。その準則には、① SIAE の役員は、特別の許諾なしに、権利者の利益のために訴訟を提起することができる、② SIAE は、保障が要求される行為を実行するために、保障を与える義務を免除されることが規定されている。

著作隣接権を有する私人の当事者は、権利侵害に対し直接に訴えを提起することができる。SIAE は、著作隣接権者の利益のために侵害訴訟を遂行することはない。

## **(9) 保護期間**

### **(a) 原則**

イタリア著作権法における著作権の保護期間は、他のヨーロッパ諸国と同様に、ベルヌ条約加盟により、原則として、著作者の生存中および著作者の死後 50 年間存続した。しかし、1993 年の保護期間に関する EC 指令が、保護期間を著作者の死後 70 年までと定めたため、EC 各国は、この指令に沿った形での法改正を余儀なくされ、イタリアは、1996 年の著作権法改正（1996 年 2 月 6 日改正法第 52 号）によって、著作物の排他的な経済的利用権（著作権）の保護期間を、著作者の生存中および死後 70 年に延長した（25 条）。

ただし、著作者人格権について、著作者が、著作物の著作者であることを主張する権利、および著作者の名誉または名望を害するおそれのある著作物の改変、切除その他の変更に対して異議を申立てる権利に関しては、経済的利用権が譲渡された後においても、なお存続する（20 条）。そして、著作者の死後は、その配偶者や子などの遺族が、著作

者人格権の保護を無期限に主張することができることに加え、公益上の観点から、著作者人格権の保護が必要であると認められたときは、イタリア首相府が、やはり期限の定めなしに著作者の死後の人格権を行使することが可能であり（23条）、実質上、著作者人格権は永久的に保護されていることになる。

また、著作隣接権の保護期間も、EC指令にもとづく改正により、30年から50年に延長されている。

### **（b）例外**

共同著作物、オペラおよび舞踊の著作物、無言劇の著作物に関しては、各共同著作者が有する経済的利用権の存続期間は、共同著作者の最終生存者の死亡を起算点とし、その死後70年間存続する。

編集著作物については、素材である著作物の個々の著作者に属する経済的利用権の存続期間は、それぞれの著作物ごとに、著作者の死後70年間存続する。また、編集著作物全体の経済的利用権の存続期間は、発行の形式のいかんを問わず、最初の発行の日から70年である。ただし、雑誌または新聞のような定期刊行物である編集著作物の場合は、各号の発行の年を基準として起算される。

無名または変名の著作物の場合には、経済的利用権の存続期間は、発行のいかんを問わず、最初の発行の日から70年である。ただし、保護期間満了前に、首相府著作権局への申告によって著作者であることを明示した場合、または著作者の遺族もしくは著作者から権限を与えられた者が著作者を明示した場合には、通常の保護期間が適用され、死後70年となる。

著作者の死後、初めて発行された著作物の保護期間は、著作者の死後70年である。

映画の著作物の経済的利用権について、かつては最初の公開上映の時から50年であったが、やはり改正され、最後まで生存した共同著作者の死後70年間存続する。

## **（10）著作隣接権制度**

### **（a）著作隣接権**

イタリア法において、著作隣接権は、著作権法第2編「著作権の行使に関連する権利に関する規定」のなかで規定されており、レコード製作者、放送事業者および実演家の権利保護に関する規定のほか、映画の著作物および視聴覚著作物の製作者の権利、写真の著作物には含まれない写真、手紙、肖像、エンジニア・プロジェクト、著作物の題号、新聞や雑誌等の見出し、情報およびニュースの保護に関する権利を、著作隣接権として保護している。

#### **①レコード製作者の権利**

レコード製作者または音声を複製する類似の媒体の製作者は、その製作したレコー



ドまたは類似の音声媒体を、方法のいかんを問わず複製し、頒布する排他的権利を有する（72条1項）。そして、レコード製作者は、営利を目的としてレコードや音声媒体を放送、映画、テレビジョンにより、または公開のダンスや公共の施設において使用することについて、報酬請求権を有する（73条1項）。ただし、国の行政機関による教育目的もしくは宣伝目的のための使用、またはそのような目的のために国が認めた機関による使用については、レコード製作者は報酬を請求することはできない（73条3項）。

レコードまたは音声を複製する類似の媒体を使用することが、製作者の産業上の利益に重大な損害を及ぼすような条件のもとで行なわれる場合には、製作者は、そのような使用に反対する権利を有する（74条1項）。ただし、関係当事者の申請にもとづき、イタリア首相府は、司法当局の決定があるまでは、製作者の反対にかかわらず、技術的調査をし、必要がある場合には実演の基準を減損すると思われる要因を除去する措置を命じたうえで、レコード等の使用を許可することができる（74条2項）。レコード製作者または音声を複製する類似の媒体の製作者の権利の存続期間は、固定の時から50年である（75条）。

## ②映画の著作物および視聴覚著作物の製作者の権利

映画の著作物および視聴覚著作物の製作者は、（イ）原作品およびその複製物の複製権、（ロ）原作品およびその複製物の頒布権、（ハ）原作品およびその複製物の貸与権および貸出権を有する（78条の2第1項）。これらの権利は、固定の時から50年で消滅する（78条の2第2項）。

## ③放送事業者の権利

放送事業者は、著作権法が著作者、レコード製作者、芸能家に許与する権利を害しない範囲内で、（イ）放送を有線または無線によって再送信すること、（ロ）送信または再送信された放送を、営利を目的としてレコード等に録音すること、（ハ）前号に掲げるレコード等を新たな送信、再送信または新たな録音のために使用することについて、排他的権利を有する（79条）。

## ④実演家の権利

### （イ）実演家の排他的利用権

実演家の定義づけについて、著作権法80条1項により、あらゆる方法において知的著作物を実演する俳優、歌手、ミュージシャン、ダンサー等が、著作隣接権によって保護される実演家とみなされる。実演される知的著作物は、それが保護される著作物であること、または公有に帰しているものであることを問わない。また、演劇、文学もしくは音楽の著作物または楽曲の実演において、補助的であっても、

重要な芸術的役割を演ずる者、オーケストラまたはコーラスの指揮者、オーケストラまたはコーラスも、原則として実演家の定義に含まれるものとされる（82条）。実演家は、生の実演について、次に掲げる排他的利用権を有する。

- (i) 実演の録音録画権
- (ii) 実演の録音録画の複製権
- (iii) 衛星放送を含むあらゆる形式または方法による生の実演の放送権、公衆伝達権

公衆伝達権については、実演のラジオやテレビ放送が予定されている場合、または放送するための録画物がすでに存在する場合は除外される。実演がレコードまたは類似の媒体に録音され、営利を目的として利用された場合、実演家は、73条の2に規定されている報酬請求権を有する。

- (iv) 実演の録音録画物の頒布権
- この権利は、実演の録音録画物が、権利者によって、EU加盟国内で最初に販売されたときは、EU域内において消尽しない。

- (v) 芸術的実演の録音録画物およびその複製物に関する貸与権、貸出権
- レコード製作者、映画または視聴覚著作物の製作者、並びに映像の製作者に貸与権または貸出権を譲渡したときでも、実演家は、製作者によって第三者との合意のある貸与の場合には、正当な報酬請求権を有し、これに反するいかなる契約も無効である。

実演家が受ける正当な報酬は、著作権法施行令にもとづいて決定され、支払われる（84条1項）。実演の複製に関する報酬請求権は、実演の時から50年間存続する（85条）。

#### **(ロ) 実演家人格権**

実演家人格権について、イタリア著作権法には実演家の名誉・声望保持権と氏名表示権を保護する規定が置かれている。

実演家は、その名誉または声望を害するおそれがある実演の伝送、送信、複製に反対する権利を有し（81条）、また、演劇、文学、音楽の著作物または楽曲において主要な役割を演ずる実演家は、その実演が伝送または送信される場合に氏名を表示させ、およびレコード、映画フィルム等の音声・映像媒体に消すことのできない方法で氏名を表示させる権利を有する（83条）。

#### **(b) その他の著作隣接権**

- ① 著作者人格権を侵害することなく、著作権の保護期間満了後に初めて合法的に未発行著作物を発行し、あるいは公衆に伝達する者は、著作物の経済的利用権の保護について規定する著作権法第1編第3章第1節に規定されている内容にもとづいて、

その著作物を利用することができる（85条の3）。

②著作者人格権を侵害することなく、公有に帰した著作物の批評的、学術的な版を出版する者は、批評的および分析的評価から生ずる著作物の排他的利用権を有する（85条の4）。

③著作権による保護の対象である知的著作物とならない演劇の舞台セットの著作者は、その舞台セットが設定された劇場以外の劇場で使用される場合に、報酬請求権を有し、この権利は、舞台セットが使用された最初の実演の時から5年間存続する（86条）。

④写真または写真と類似の方法によって作成された人物の画像、自然や社会生活上の光景、現象、事実の画像は、造形美術の著作物の複製物、映画フィルムのスチールを含め、著作隣接権によって保護される写真とみなされるが、文書、資料、業務書類、物品、技術図面等の製作物の写真は、著作隣接権による保護の対象とはならない（87条）。

写真を複製、送信および頒布する排他的権利は、撮影者に帰属するが、著作物が雇用契約または労務契約の履行の過程において製作された場合には、排他的権利は、契約の内容および目的の範囲内で、雇用主に帰属することになる（88条1、2項）。また、写真の複製物には、（イ）撮影者の氏名または撮影者が所属する会社名もしくは写真を委託した者の氏名、（ロ）写真の製作年、（ハ）撮影された美術の著作物の著作者名が表示されなければならない（90条1項）、これらの表示が付されていないときは、撮影者が複製者の悪意を立証しないかぎり、その複製は不法とみなされず、報酬支払義務も生じない（90条2項）。著作隣接権としての写真に関する排他的権利は、写真の製作の時から20年間存続する（92条）。

⑤手紙、書簡集、家族や個人のメモなどの文書で、内密性を有し、個人生活の私事に関するものは、著作者の同意、名宛人の同意がないかぎり、発行、複製などいかなる方法においても公表してはならない（93条1項）。著作者または名宛人の死後は、その配偶者や子の同意または両親の同意が必要である（93条2項）。これは、著作権法によって保護される著作物である手紙にも適用され、さらに、手紙が公有に帰した後においても適用される（95条）。

⑥人物の肖像は、その者の同意なしに展示、複製または商業的に頒布することはできない（96条1項）。肖像本人の死後は、その配偶者や子の同意または両親の同意が必要である（96条2項）。肖像本人が著名であり、あるいは公職にあることにより、または司法上の必要により、学術的、教育的もしくは文化的理由によって肖像の複製が正当とされる場合、または複製が公共性を有する場合には、肖像本人の同意は必要ではない（97条1項）。ただし、肖像の展示または商業的頒布が肖像本人の名誉、声望または尊厳を害するような場合には、肖像を展示したり、商業的に頒布することはできない（97条2項）。

⑦技術的問題の独創的解決を策定する工学上の設計図等の著作物の著作者は、そのようなプロジェクトの設計図および図面の排他的複製権に加えて、収益を目的とし、かつ著作者の同意なしに技術的プロジェクトを実行するすべての者から公正な報酬を受ける権利を有する（99条1項）。報酬請求権を行使するためには、著作者は、その設計図または図面に権利留保の表示を付し、設計図または図面をイタリア首相府著作権局に寄託しなければならない（99条2項）。この報酬請求権は、寄託の日から20年間存続する（99条3項）。

⑧著作物を特徴づける独自性のある著作物の題号、新聞、雑誌等の定期刊行物に用いられる見出しは、著作者の同意なしに、他の著作物とともに複製することはできない（100条1項、3項）。また、情報やニュースの複製は、ジャーナリズムにおける公正な慣行に反する行為によって行なわれないこと、出所が明示されることを条件として、適法とされる（101条）。

## **(11) 紛争処理**

イタリア著作権法は、権利侵害に対し、民事的保護および制裁（156条～167条）、刑事的保護および刑罰（171条～174条の5）に関する規定を定めている。

### **(a) 民事上の救済**

経済的利用権の侵害のおそれがある場合、あるいはすでに侵害が発生している場合に、その侵害を阻止しようとする者は、侵害行為を禁止するために、民事訴訟法の規定にもとづいて、訴えを提起することができる（156条1、2項）。そして、経済的利用権の行使により侵害を受けた者は、不法な複製、頒布による複製物などの侵害物件の除去、廃棄、または損害賠償を請求する訴えを提起することができる（158条）。

著作者人格権の侵害に対しても、原則として経済的利用権の侵害に対する救済についての規定が適用される（168条）。

映画の著作物、楽曲の著作物を含めて、著作物を公に実演する権利を有する者は、著作権法施行令の規定にもとづいて、許諾のない実演を禁止することができる（157条1項）。

### **(b) 刑事上の救済**

著作権法には、刑事罰に関する規定が定められており、目的および方法のいかんを問わず、著作権および著作者人格権を侵害した者には刑事罰が課せられる。2001年8月18日の法改正により、コンピュータ・プログラムの無断複製行為に対する罰則が強化されている。著作物の無断複製、頒布や無断改変の場合など、著作権法171条1項に列举されている各行為を行なう者については、10万リラ以上400万リラ以下の罰金およびコンピュータ・プログラムやデータベースに関する著作権侵害行為を行なう者について

は、6か月以上3年以下の禁固または50万リラ以上3,000万リラ以下の罰金に処せられることになっている(171条の2)。また、著作者人格権の侵害については、公表を意図しない他人の著作物を公表する場合、著作者としての地位を侵害する場合、または著作物を無断で変形、切除、改変する場合に、そのような行為が著作者の名誉または声望を害するときは、1年以下の禁固または10万リラ以上の罰金に処せられる(171条2項)。

## (12) 権利管理団体

著作権管理団体については、著作権法180条以下に規定があり、著作権の管理に関する権限は、すべてイタリア著作者出版者協会(Società Italiana degli Autori ed Editori: SIAE)に委ねられている(180条1項)。SIAEが行なう業務は、(a)権利者の利益のために、保護を受ける著作物の経済的利用の許諾および権能を与えること、(b)その許諾および権能の付与から生ずる収入を徴収すること、(c)権利者間にその収入を分配することである(180条2項)。これに加えて、その定款にもとづいて知的著作物の保護に関する活動を行なうことができる(181条)。

## 参考文献

- ・ Paul Edward Geller, *International Copyright Law and Practice*, Vol.2 ; Dr. Alberto Musso (Professor, Faculty of Law, University of Bologna, and Attorney, Bologna), Dr. Mario Fabiani (Professor of Law, University of Rome, and General Counsel, SIAE), Italy (Rel. 19 - September 2007). 本稿は、この論稿に負うところが大きい。
- ・ イタリア著作権法(1941年4月22日法) 大山幸房訳『外国著作権法令集(3)ーアメリカ合衆国・イタリア編ー』(社団法人著作権資料協会、1985年)
- ・ イタリア著作権法(1941年4月22日法) 三浦正広訳「外国著作権法令集イタリア編(<http://www.cric.or.jp/gaikoku/itary/itary.html>)」(社団法人著作権情報センター)
- ・ 全訳イタリア民法典〔追補版〕 風間鶴寿訳(法律文化社、1977年)

本稿は、『外国著作権法概説ー英・米・独・仏・伊ー』(著作権情報センター、2003年)223頁以下「イタリア編」(三浦正広)をもとに、その後の法改正などを踏まえて加筆修正したものである。

## 2. イタリア著作権者出版者協会（SIAE）について

### （1）SIAE の組織

イタリア著作権者出版者協会（Società Italiana degli Autori ed Editori : SIAE）は、イタリア国内で流通する著作物の管理を行う公的な団体である。SIAE の設置および業務は、イタリア著作権法の第 5 編（第 180 条から 183 条）に規定されており、イタリア文化省と首相府の監督下にある。本部は首都ローマにあり、全国に以下の通り 13 の地方本部、55 の県支部、さらに各小都市に 600 の下部機関を擁し、約 5,000 人の職員が業務に従事している。

本部所在地： Viale della Letteratura, 30-00144 ROMA

Web ページ： <http://www.siae.it/>

地方本部： ANCONA（アンコーナ）  
BARI（バーリ）  
BOLOGNA（ボローニャ）  
CAGLIARI（カリアリ）  
FIRENZE（フィレンツェ）  
GENOVA（ジェノバ）  
MILANO（ミラノ）  
NAPOLI（ナポリ）  
PALERMO（パレルモ）  
ROMA（ローマ）  
TORINO（トリノ）  
TRIESTE（トリエステ）  
VENEZIA（ベネチア）

主な活動は、著作権者の仲介者となり著作物の利用権を付与すること、さらに、その権利の使用料を徴収し著作権者に分配することである。この活動内容は日本の JASRAC（日本音楽著作権協会）に近いが、JASRAC が音楽著作権のみを扱うのに対して、SIAE が管理する著作物の範囲は、音楽（歌詞の有無に関わらず）、文学作品（翻訳版含む）、視覚的芸術作品（絵画・彫刻・グラフィックス・写真・コンピュータ芸術等）、劇（ラジオ・テレビ放送用要約版含む）、映画、テレビで放送されるドラマ・ドキュメンタリー・アニメ、歌詞、音楽劇、ダンス、バレエ、振り付け、パントマイムと広範囲に及ぶ。

### （2）侵害対策

SIAE は著作権侵害行為を撲滅する活動も行っている。約 30 年前に海賊版対策部門が設置され、現在、この部門にはイタリア全土で約 50 人の専任調査員がいる。専任調査員は、

警察と同等の強制捜査権限はないものの、店舗や工場などへの立ち入り調査や経理書類の閲覧を要求する権利を有している。

専任調査員は、調査の中で海賊版との大きな疑いが生じた場合、警察に告発する。イタリアの著作権法は親告罪ではないため、警察への告発だけで事件化できる。警察は、SIAEとともにさらに捜査を実施し、容疑があれば商品を押収する。

押収された商品の鑑定も、司法官（検事）から依頼されて SIAE が行っている。海賊版について、日本で権利者が行うのと同様、パッケージの外見や内容の確認を行い、鑑定報告書を提出する。この作業のための巨大な専用倉庫もある。2006 年の摘発件数は約 26,000 件あり、約 900 万枚の DVD が押収された。

イタリア全土での海賊版関連押収枚数・件数（SIAE 提供）

	2006 年 合計	2005 年 合計	2004 年 合計	2003 年 合計	2002 年 合計	2001 年 合計	2000 年 合計
<b>差し押さえ:音楽・映像</b>							
録音機器	6,567	8,403	1,742	1,169	6,981	1,731	2,882
CD	3,004,844	3,928,915	3,274,405	3,536,344	4,396,767	4,720,353	4,28,140
音楽カセット	33,890	62,702	54,827	225,223	231,556	351,685	614,216
ビデオ /DVD	*9,587,920	6,130,971	137,739	174,441	228,179	182,552	1,436,270
ゲームソフト							
<b>差し押さえ:コンピュータ関連</b> *内 223.365 が playstation 等の媒体							
CD-ROM	153,726	472,552	52,854	86,974	202,270	102,371	64,828
デュプリケーター	7,688	28,978	149	3,913	195	76	26
フロッピーディスク	1,683	35,080	2,274	2,512	30,287	3,874	817
ハードディスク	815	1,109	316	100	211	38	2,891
マイクロプロセッサ	662	5,197	5,246	637	12,717	2,630	4,172
ハードウェア部品							
<b>摘発</b>							
件数	26,173	26,696	24,330	11,248	15,106	17,905	14,570

なお、イタリアではあらゆる著作物に SIAE マークを貼付することが義務化されている。SIAE マークがない商品に対しては、SIAE が民事訴訟を提起し損害賠償を請求する。ただし、外国の著作物について SIAE が請求する損害賠償額は、SIAE が分配を受けるだけに留まる。例えば日本の音楽 CD の海賊版が、SIAE マークが貼付されずに流通していたとして民事訴訟が提起されたとしても、日本の権利者の損害まで賠償されるわけではない。



鑑定物を保管したラック



鑑定物の海賊版 DVD



SIAE から説明を受ける ACCS 職員

### (3) SIAE マーク

イタリアにおいて、CD や DVD など著作物の記録媒体には、SIAE による認証を証明するマークを貼付しなければ、その著作物を流通させることが法律上できないことになっている。自動車のナンバープレートと同様の仕組みと例えられる。したがって、イタリアで流通、販売されている著作物にこのマークが貼付されていない場合は、それだけで違法であることが分かる。

このため、例えば映画 DVD の製作者は、その製作に際して、まずマークの使用について許諾申請を行う。このとき、製作者は、クラシカルオーサーなど著作権者とのライセンスを証明する契約書と、製品パッケージを SIAE に対して提示する必要がある。

輸入品に関しても、SIAE の許諾を受ける必要がある。輸入者は SIAE に対し、インボイス、税関における通関書類、正規品であることの宣誓書を提出しなければならない。ライセンスを証明する契約書とパッケージの提出は必要とされない。

SIAE は、申請に対して 10 日以内に許諾の可否を判断しなければならないと規定されている。申請内容に疑義があり、さらに調査を要する場合は、30 日まで期間を延長することができる。



マークには、許諾番号と媒体種別、著作物タイトルなどが記載される。許諾番号は SIAE のデータベースで管理されており、許諾番号を元に、製作者または輸入者、許諾された数量、申請に際して提出された書類、申請者の住所と通常の活動範囲などの情報を調べることができる。マークを貼付された媒体が海賊版の場合、データベースで検索することで被疑者の特定が容易になる。

マークは、偽造ができないように特殊な技術で作成されている。例えば、マークに印刷されている SIAE のロゴは、摂氏 28 度で消え 30 秒後に再表示される特殊なインクが使われている。この特性を利用して、マークの真贋を容易に判別することができる。また、8 倍以上の拡大鏡でなければ読むことができない微小文字で名称や文がシール全体に印刷されている。これは、ユーロ紙幣にも利用されている印刷技術である。



実物大

拡大

パッケージ裏面に貼付される SIAE マーク (2.2cm×3cm)

こうした特殊印刷を施すことで、マークの貼付が始まった 1996 年以降、偽造マークは発見されておらず、許諾マークとしての効果を発揮している。

#### (4) 許諾の問題点

マークの申請があれば、SIAE は 10 日以内に許諾の可否を判断しなければならない。このため、海賊版販売業者が虚偽の申請をした際にも十分な調査が行われれないという可能性は否定できない。

イタリア国内で製造・販売され SIAE に許諾申請が出される場合には、ライセンスを証明する契約書の提出が条件とされている。しかし SIAE は、契約書がある以上それが偽造されたものだったとしても判断できず、正しくライセンスされているものとして許諾してしまう。

輸入品の場合、輸入者は SIAE に対し、正しいライセンスに基づく輸入であることを宣誓書の形式で提出し、契約書の提出は条件とされていない。ねつ造された宣誓書であっても SIAE は判断することができない。さらに、輸入者が提出するインボイスや通関書類が偽装されている場合も、SIAE が判断することは難しい。

日本からの輸入品の場合、著作権者の名称が偽装されていたとしても、SIAE は著作権者の情報を持たないため、現状では判断ができない。また、日本語を解するスタッフがおらず、「ケ」と「ナ」、「ツ」と「シ」など明らかに間違った文字が使われた不自然な社名であったとしても判別できないのが現実である。

仮に日本の著作権者が SIAE に対して、イタリアの輸入業者にライセンスしていないことを伝達できたとしても、その申し出を SIAE は正しいと判断することができない。また、SIAE に対して、許諾の可否判断の材料として、将来、正規版パッケージを提供できるような制度ができたとしても、イタリア国内で製造される製品はパッケージ提出が義務化されているため判断の材料になるが、輸入品の場合はそもそもパッケージ提出が必要ないため正規版との比較はできない。

#### **(5) ゲームソフトとビジネスソフト**

イタリアにおいて、ゲームソフトもビジネスソフトも、プログラムの著作物として保護対象である。SIAE は、ゲームソフトに関する調査をはじめ警察による捜査や押収など一連の侵害対策への協力を行っている。

ビジネスソフトに関しては、例外として、SIAE マークは貼付されていない。ただし、SIAE は、米国の著作権者団体「ビジネス ソフトウェア アライアンス (BSA)」と協力して、ビジネスソフトの海賊版対策を行っている。

#### **(6) ACCS との提携関係**

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) と SIAE は、イタリア国内における日本コンテンツの海賊版対策で相互に協力することについて、2007 年 5 月 28 日に合意書を取り交わしている。合意の内容は、以下の通り。

1. SIAE と ACCS は、日本の著作者により創作されたビデオ・ゲーム、コンピュータソフトウェア、映画およびアニメをはじめとする作品を収録した媒体について、イタリア国内における輸入、頒布、販売の情報を交換することを、司法調査に関する秘密、警察の捜査に関する秘密、極秘情報、および、名誉毀損とプライバシー保護に関してイタリアの法令で定められている制限の範囲内において、同意した。
2. SIAE と ACCS は、著作者と消費者双方に著作権法の規定を遵守する必要性を認識させることを目的とし、できるかぎり適切な措置をとることを約束した。
3. SIAE と ACCS は、日本の著作物に対するイタリア国内での侵害行為を防止するべく、イタリアの法令で定められている制限の範囲内において、協力することを約束した。今後さらに、実効性のある合意書締結に向けて、相互に努力している。

### 3. ヨーロッパにおける日本の音楽著作物の管理

#### (1) 音楽著作権に関する国際組織

世界各国の著作権管理団体が構成する国際組織には、CISAC<sup>1</sup>（著作権協会国際連合 本部：パリ）、BIEM<sup>2</sup>（録音権協会国際事務所 本部：パリ）があり、国際間にわたる適正な音楽著作権管理にあたって国際基準の作成、作品資料・分配資料の標準フォーマットの作成、その他国際間で調整が必要な様々な問題の解決のため、定期的に会議が行われている。

国際的な音楽著作権管理の枠組みである相互管理契約書の標準フォーマットもこれらの組織により作成されており、各国の著作権管理団体はこの標準フォーマットをもとに団体間で相互管理契約を締結し、国外での管理著作物の相互管理を行っている。

日本からは社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）が、CISAC 理事、BIEM 執行委員として、長年に亘りこれらの国際組織の運営にかかわっている。

#### (2) 相互管理契約

CISAC で標準としている演奏権の相互管理契約書では、各団体が著作権に関する国内法、二国間条約および多国間国際条約の規定に従って保護される管理著作物の公開演奏（演奏会・放送など）での利用について、相手方団体の管理地域において必要な許諾を行なう権利を相互に与え、訴権も付与している。したがって、演奏権分野の著作権侵害に対する法的措置については、当該管理地域の団体に委ねられている。

BIEM で標準としている録音権の相互管理契約書では、相互の管理地域で行なわれる管理著作物の録音および機械的複製、ならびにその結果製作される録音物および機械的複製物の頒布について相互に管理することを定めている。訴権については明記されていないが、必要に応じて付与することで法的措置に対応している。

これらの相互管理契約書には、内国民待遇のほか、一定の管理手数料を控除してお互いの団体に使用料を分配することなども定められている。

なお、相互管理契約は、国際間における著作権の管理のみならず、利用者にとっても世界中の音楽について自国の音楽著作権管理団体から許諾を得ることができるという利便性も確保されていると言える。

2008年3月現在、JASRAC が管理契約を締結している団体は 112 団体（82 カ国 4 地域）となっており、そのうちヨーロッパ地域は 44 団体（演奏権 10 団体、録音権 7 団体、演奏権・録音権の両方 27 団体）で、詳細は「JASRAC と管理契約があるヨーロッパの音楽著作権団体一覧」に記載した。

---

<sup>1</sup> 正式名称：Confederation Internationale des Societes d'Auteurs et Compositeurs

<sup>2</sup> 正式名称：Bureau International des Societes Gerant les Droits d'Enregistrement Reproduction Mecanique

### (3) イタリアにおける日本の音楽著作物の管理

JASRAC は、作詞・作曲者・音楽出版者などから著作権の信託を受け、日本国内での音楽著作権の管理を行っているが、外国地域の管理については、著作権信託契約約款の第 13 条で、「当該外国地域の法令及び当該外国著作権管理団体等の規約に従い信託著作権を管理する」としている。

したがって、JASRAC が外国地域で自らの管理著作物を管理する場合は、当該国の音楽著作権管理団体と管理契約を結び、その団体に管理を委ねることになる。このことから、イタリアで JASRAC の管理著作物を管理するためには、イタリアの音楽著作権管理団体である SIAE と管理契約を結び、管理を委ねている。

音楽著作権管理団体には、コンサート、放送など演奏利用のみを管理する団体（演奏権団体）、CD、ビデオなど複製利用のみを管理する団体（録音権団体）、その両方を管理する団体の 3 種類がある。JASRAC、SIAE はともに演奏権・録音権の両方を管理しており、演奏権については 1953 年から、録音権については 1972 年から相互管理契約を締結し、SIAE は JASRAC の管理著作物について、コンサート、放送、CD、ビデオなどの利用形態に対して許諾している。

イタリアで JASRAC の管理著作物が利用される場合の多くは、日本のテレビアニメーションの音楽であり、SIAE が JASRAC との相互管理契約により放送局やビデオ製作会社から使用料を徴収して、JASRAC に送金している。2006 年度の SIAE からの入金は 1 億円を上回った。なお、2006 年度ヨーロッパ地域からの JASRAC への国別送金額の上位は、フランス、イタリア、イギリス、ドイツの順である。

JASRAC と管理契約があるヨーロッパの音楽著作権団体一覧

国名	団体名	演奏権	録音権
アイスランド	STEF <a href="http://www.stef.is/">http://www.stef.is/</a>	○	—
アイルランド	IMRO <a href="http://www.imro.ie/">http://www.imro.ie/</a>	○	—
アルバニア	ALBAUTOR	○	○
イギリス	MCPS <a href="http://www.mcps-prs-alliance.co.uk">http://www.mcps-prs-alliance.co.uk</a>	—	○
	MRS	—	○
	PRS <a href="http://www.mcps-prs-alliance.co.uk">http://www.mcps-prs-alliance.co.uk</a>	○	—
イタリア	SIAE <a href="http://www.siae.it/">http://www.siae.it/</a>	○	○

エストニア	EAU <a href="http://www.eau.org/index.php">http://www.eau.org/index.php</a>	○	○
オーストリア	AKM <a href="http://www.akm.co.at/">http://www.akm.co.at/</a>	○	—
	Austro-Mechana <a href="http://www.austromechana.at/">http://www.austromechana.at/</a>	—	○
	Literar-Mechana <a href="http://www.literar.at/">http://www.literar.at/</a>	—	○
オランダ	BUMA <a href="http://www.bumastemra.nl/nl-NL/">http://www.bumastemra.nl/nl-NL/</a>	○	—
	STEMRA <a href="http://www.bumastemra.nl/nl-NL/">http://www.bumastemra.nl/nl-NL/</a>	—	○
カザフスタン	KAZAK <a href="http://www.kazak.kz/welcome.html">http://www.kazak.kz/welcome.html</a>	○	○
ギリシャ	AEPI <a href="http://www.aepi.gr/greek/index.asp">http://www.aepi.gr/greek/index.asp</a>	○	○
グルジア	SAS	○	○
クロアチア	HDS <a href="http://www.hds.hr/hds/hds_hr.htm">http://www.hds.hr/hds/hds_hr.htm</a>	○	○
スイス	SUISA <a href="http://www.suisa.ch/home_d.htm">http://www.suisa.ch/home_d.htm</a>	○	○
スウェーデン	STIM <a href="http://www.stim.se/stim/prod/stimv4.nsf">http://www.stim.se/stim/prod/stimv4.nsf</a>	○	—
スペイン	SGAE <a href="http://www.sgae.es/home/es/Home.html">http://www.sgae.es/home/es/Home.html</a>	○	○
スロバキア	SOZA <a href="http://www.soza.sk/">http://www.soza.sk/</a>	○	○
スロベニア	SAZAS <a href="http://www.sazas.org/">http://www.sazas.org/</a>	○	○
セルビア・モンテネ グロ	SOKOJ <a href="http://www.sokoj.org.yu/">http://www.sokoj.org.yu/</a>	○	○
チェコ	OSA <a href="http://www.osa.cz/">http://www.osa.cz/</a>	○	○
デンマーク	KODA <a href="http://www.koda.dk/">http://www.koda.dk/</a>	○	—
	NCB <a href="http://www.ncb.dk/">http://www.ncb.dk/</a>	—	○
ドイツ	GEMA <a href="http://www.gema.de/">http://www.gema.de/</a>	○	○
	WORT <a href="http://www.vgwort.de/">http://www.vgwort.de/</a>	○	○
ノルウェー	TONO <a href="http://www.tono.no/">http://www.tono.no/</a>	○	—

ハンガリー	ARTISJUS <a href="http://www.artisjus.hu/">http://www.artisjus.hu/</a>	○	○
フィンランド	TEOSTO <a href="http://www.teosto.fi/teosto/websivut.nsf">http://www.teosto.fi/teosto/websivut.nsf</a>	○	—
フランス	SACEM <a href="http://www.sacem.fr/">http://www.sacem.fr/</a>	○	—
	SDRM <a href="http://www.sdrm.fr/">http://www.sdrm.fr/</a>	—	○
ブルガリア	MUSICAUTOR <a href="http://www.musicautor.org/">http://www.musicautor.org/</a>	○	○
ベラルーシ	BELAT <a href="http://www.avtor.by/">http://www.avtor.by/</a>	○	○
ベルギー	SABAM <a href="http://www.sabam.be/">http://www.sabam.be/</a>	○	○
ポーランド	ZAIKS <a href="http://www.zaiks.org.pl/portalzaiks/zax_index.jsp">http://www.zaiks.org.pl/portalzaiks/zax_index.jsp</a>	○	○
ポルトガル	SPA <a href="http://www.spautores.pt/">http://www.spautores.pt/</a>	○	○
マケドニア	ZAMP <a href="http://www.zamp.com.mk/">http://www.zamp.com.mk/</a>	○	○
モルドバ	ASDAC	○	○
ラトビア	AKKA/LAA <a href="https://www.akka-laa.lv/">https://www.akka-laa.lv/</a>	○	○
リトアニア	LATGA-A <a href="http://www.latga.lt/">http://www.latga.lt/</a>	○	○
ルーマニア	UCMR-ADA <a href="http://www.ucmr-ada.ro/">http://www.ucmr-ada.ro/</a>	○	○
ロシア	RAO <a href="http://www.rao.ru/">http://www.rao.ru/</a>	○	○

(2008年3月現在)

## 第3章 著作権侵害事件に関する民事手続及び刑事手続

### 1. 民事手続<sup>1</sup>

#### (1) 裁判所

##### (a) 知的財産権裁判所（地方裁判所の特殊形態）

イタリアにおける著作権侵害事件に関し、著作権者である日本企業においては、仮処分手続及び訴訟のいずれにおいても、ローマ、ミラノ、ボローニャ等全国 12 箇所にある知的財産権裁判所に対して申立て、または訴訟を提起することを勧める。なぜなら、知的財産権裁判所は、知的財産権の専門家である裁判官が選任されているからである。ただ、地域によっては裁判官の知識にばらつきがあり、ミラノの知的財産権裁判所が最も優れていると言われている。

一方、通常の裁判所においては、裁判官、弁護士とも知的財産権に対する知識が乏しく、時間がかかる割には誤判が多いという現象が生じている。<sup>2</sup>

知的財産権裁判所に保全を申立て又は訴訟を提起するためには、著作権侵害行為に関する行為の一部分が管轄地にあれば、管轄が認められており、著作権者は、管轄裁判所を選択することができる。

##### (b) 裁判所の構造<sup>3</sup>

参考までに、民事事件に関するイタリアの裁判所の構造を以下に示す。

#### ①第1審裁判所

- ・ 地方裁判所 (Tribunale)

単独又は合議裁判所。法務官裁判所の控訴審としての役割もある。

知的財産権に関する裁判は、通常は、単独裁判所（裁判官 1 人で構成される裁判体）の担当とされる。

- ・ 法務官裁判所 法務官と呼ばれる裁判官による単独制
- ・ 調停官裁判所 小額民事事件のみ扱う。

#### ②控訴院 (Corte d'appello)

- ・ 第二審裁判所

<sup>1</sup> 以下に関し、法務大臣官房司法法制調査部編「イタリア民事訴訟法典」（財団法人法曹会 1996 年）及びジェトロミラノセンター編「イタリアの知的財産権制度」（2006 年）参照。

<sup>2</sup> なお、イタリアでは、日本のように知的財産権に関する法律文献が数多く出回っているということはなく、筆者は、知的財産権に通曉した弁護士が、事件とは関係なく、裁判官の勉強のためと言って裁判官に対して法律文献を贈っていた現場を目撃した。

<sup>3</sup> 財団法人法曹会編「ヨーロッパにおける民事訴訟の実情」（財団法人法曹会 1998 年）97 頁以下

### ③破毀院 (Corte di Cassazione)

- ・最高裁判所の役割を果たすが、憲法問題のみを扱う。

## (2) 仮処分手続 (民事訴訟法第 669 条の 2 以下)

著作権侵害物品を発見した著作権者は、訴訟を提起する前に、通常、仮処分手続を採ることが行われている。知的財産裁判所では、仮処分手続又は次項に述べる証拠保全手続において、裁判官は、相手方を呼び出すことなく、短期間で決定を出している。

### (a) 仮処分手続の種類

著作権侵害事件については、一般的には、日本でいうところの仮処分 (金銭給付を目的とせず、著作権侵害物品の差し止め等を求めるもの) が利用されている。

この他に、著作権の侵害により、危険が切迫し、回復しがたい不利益を受けるおそれがあることを裁判所に申し立てることにより、裁判所より緊急処分の決定を受けることもできる (民事訴訟法第 700 条)。

仮処分的一种として、著作権者は、裁判所に対し、著作権を侵害する者の費用において、仮処分の決定が下りたことを内容とする広告<sup>4</sup>を出すことを求めることがある。これは非常に有効な手法ではあるが、訴訟においては認められない場合があることから、仮処分決定を出す裁判官は、このような広告については慎重な態度をとる傾向にある。

### (b) 仮処分の要件

仮処分手続を求める場合、申立人は、以下を主張する必要がある。すなわち、①当事者②管轄裁判所③保全すべき権利④求める仮処分の種類⑤著作権が有効であることに関し強い推定をうかがわせる事実の存在 (fumus boni juris) ⑥著作権侵害による違法状態が著作権者にとって回復しがたい損害をもたらすこと (periculum in mura)<sup>5</sup>である。

以上のうち、最も重要な点は⑤である。仮処分の申立てにおいて、相手方は、申立人の著作権が権利として認められないことを抗弁として主張し、立証しなければならない (立証責任の転換)。相手方の主張は、しばしば技術的専門家のアドバイスを得て行われる。かかる仮処分手続は、時間的に厳しい制約の中で行われるが、裁判官は、そのような制約の中であっても、専門家の意見を聞くことを好む。したがって、相手方に対抗すべく、著作権者である申立人としても技術的専門家のアドバイスを得ることは有益である。

なお、裁判所が相手方の技術的専門家のアドバイスを受け入れ、仮処分の申立を却下又は棄却した場合においても、このことは、後の訴訟とは関係がない。

<sup>4</sup> 広告料は、15,000 ユーロから 20,000 ユーロ程度かかる。

<sup>5</sup> 日本でいう仮処分の必要性及び緊急性と同義と考えられる。



### (c) 仮処分手続きの流れ

- ①仮処分の申立ては、管轄権を有する裁判所の書記課に対し、申立て書を寄託することにより、これを提起する（民事訴訟法第 669 条の 2）。
- ②裁判官は、当事者双方から話を聞き（審尋）、その後、求められた処分の要件、目的に関し不可欠な事実審理をより適切と認める方法で行い、その受理又は却下の決定をする（民事訴訟法第 669 条の 6）。  
申立人に要求される証拠のレベルについては、保全される権利と保全の必要性との兼ね合いにより、裁判官の裁量により認定される。この点については、日本とあまり違いがないと考えてよいのではないかと。
- ③裁判官は、仮処分により被申立人が被るかもしれない不測の損害を賠償するため、決定の際、申立人に対し、担保（保証金）の提供を命じることができる（民事訴訟法第 669 条の 11）。仮処分決定を得たにもかかわらず、申立人が担保の提供をしなかった場合、裁判所は、申立人に対する担保の提供を強制することはできないので、仮処分決定はその効力を失う。  
担保の額は、差し止められるべき対象物と同等の額とされているが、ケースバイケースで決定される。
- ④仮処分の執行は、仮処分決定を出した裁判官の監督の下に行われ、裁判官は、執行の方式を決定し、困難又は異議があるときは、当事者を審尋して、決定をもって執行に関する適切な措置を行う（民事訴訟法第 669 条の 12）。具体的には、著作権侵害物品、著作権侵害物品に係る広告及び著作権侵害物品に係る帳簿等が差し止められ、また、著作権侵害物品の販売及び広告を止めるようにとの命令が出される。
- ⑤仮処分の申立から決定が出るまでの期間は、知的財産権裁判所であれば、2 週間から 4 週間であると言われている。

### (d) 仮処分決定後

- ①仮処分決定が出た場合、申立人は、裁判官から別段の指示がない限り、決定の言渡日から 30 日以内に訴訟を提起しなければならない（民事訴訟法第 669 条の 8）。
- ②訴訟において、著作権者が敗訴し、仮処分を申し立てたことに関して著作権者の責任が問われた場合、著作権者は、相手方に対し、提供済みの担保を用いて相手方に損害賠償をしなければならない。著作権者が勝訴した場合、著作権者は、当該担保を取り戻すことができる。

### (3) 物の証拠保全（著作権法 156 条の 2、同 156 条の 3）

著作権者が侵害行為を認識した場合、まず、ありとあらゆる手段を用いて自らの手で情報収集を行う必要がある。その後、証拠保全の制度を利用して証拠を収集することになる。イタリア著作権法においては、訴訟前又は訴訟後に証拠を保全するための以下の特徴的

な制度がある。著作権侵害事件に証拠保全をする必要があるかどうかは、ケースバイケースで判断される。<sup>6</sup>

#### **(a) ディスクリツィオーネ (Descrizione)**

執行官が著作権侵害物品を見て、その特徴を筆記し、または写真に収める手続。

#### **(b) ヴァルタツィオーネ (Valutazione)**

執行官が著作権侵害物品を見て、私見を交えずに報告書（筆記又は写真による）を作成し、当該報告書に関する裁判官からの質問に答える手続。

#### **(c) エスペルト・アプレツァメント (Esperto Apprezzamento)**

エンジニア・会計士等の専門的知識を有する者が著作権侵害物品に関し、意見を述べる手続。楽譜やソフトウェア等の侵害を判断する際に専門的知識を必要とする証拠保全になじむ。

### **(4) 訴訟提起前の証拠保全（民事訴訟法第 692 条以下）**

訴訟提起前に、証言が必要とされる者が現に死亡するおそれあることが正当に理由付けられた場合、著作権者は、その記録のため、裁判所に対し、その証言を命じるよう請求することができる（民事訴訟法第 692 条）。

また、訴訟提起前に鑑定又は検証が必要な場合、本規定を根拠として証拠収集が行われる。

### **(5) 訴訟手続**

#### **(a) 訴訟に要する期間**

裁判は、第一審段階だけでも、3年から5年程度、平均して4年間かかる。イタリアにおける訴訟の滞留は目を覆うばかりであり、控訴をすれば10年を超える場合もある。

#### **(b) 裁判所に対して求める事項**

著作権者が知的財産権裁判所に対して訴訟を提起する場合、裁判所に対し、以下の点を要求する必要がある<sup>7</sup>。なお、日本と異なり、全件につき弁護士をつけることが強制されていること及びイタリアの裁判所で判決を得るためには、かなり長い年数がかかることに注意する必要がある。

①被告（著作権を侵害する者）が著作権侵害物品を生産し、販売することは著作権侵

---

<sup>6</sup> なお、民事訴訟法第 692 条以下には訴訟前の証拠保全に関する規定があるが、著作権侵害案件においては著作権法に定められている下記の手段を用いることが多いとのことである。

<sup>7</sup> 日本の民事訴訟における請求の趣旨に該当する。

害行為を構成し、かつ不公正な行為であることを認識し、宣言すること。

- ②被告に対し、著作権侵害物品の生産、販売、広告、使用その他のいかなる手段による著作権侵害行為を止めるように、小売店、顧客、第3者を含む市場における使用、流布又は著作権侵害物品に係る取引、広告等を止めるよう命令すること。
- ③被告に対し、著作権侵害物品の回収及び破棄を命令すること。
- ④被告が裁判所の命令に従わなかった場合、1日につき1,000ユーロ以上の罰金を支払わせること及び被告から支援を受けている者による複製物品に関し50,000ユーロの罰金を支払わせること。
- ⑤国民的新聞である「ラ・レプブリカ (La Repubblica)」及び「イル・コリエーレ・セラ・セーラ (Il Corriere della Sera)」及び専門雑誌に対し、訴訟における最終判決を掲載するよう命令すること。
- ⑥被告に対し、著作権侵害による全ての損害を賠償するよう命令すること。
- ⑦被告に対し、原告の支出した弁護士費用、専門家に支払った費用、裁判所が選定した専門家に支払った費用を支払うよう命令すること。

#### (c) 損害賠償の算定

損害賠償の算定については、原告の逸失利益、被告の収入、ロイヤルティ等を参考に決定される。損害賠償額の立証については、裁判所に提出された原告の帳簿及び裁判所が選定した専門家の意見に基づく。原告の支払った弁護士費用は、全額これを損害として認められることはなく、10%から20%が認められるのみである。

なお、イタリアでは、日本と同じく、懲罰的賠償（故意に違法行為をしたこと自体について課せられる罰金）の制度はなく、実際に原告が被った被害のみが損害賠償の対象となる。

#### (d) 著作権侵害事件における弁護士費用（知的財産権を専門にする某法律事務所の例）

第一審の終了まで	30,000ユーロから50,000ユーロまで
仮処分決定まで	10,000ユーロ以上
警告書の発出のみ	2,000ユーロから3,000ユーロまで

## **(6) 和解等**

和解は、いずれの段階においても可能である。訴訟前に相手方に対する制裁や、損害の査定を求めることも可能であることから、訴訟前に和解をすることもある。

訴訟段階においても、日本のように裁判官が主宰する裁判上の和解という制度はなく、あくまで、当事者同士による和解契約とされている。当事者の一方が当該和解契約に違反した場合、契約違反の問題が生じるのみである。仲裁制度も存在するが、特許権や商標権においてはそれなりに用いられてはいるものの、著作権についてはあまり利用されていないとのことである。

## 2. 刑事手続<sup>8</sup>

### (1) 裁判所

#### (a) 法律家のレベル

民事事件における知的財産権裁判所に該当する裁判所が存在せず、刑事事件においては、知的財産権の専門家としての検察官や裁判官は多くなく、誤った決定が出される場合がある。また、執行手続が機能しないことにより押収決定がなされてもその後も著作権侵害物品が販売されていることもある。

#### (b) 刑事手続・民事手続の選択

以下のメリット・デメリットを考慮し、事案の特性に合わせ、刑事手続か民事手続かあるいは両手続かを選択する必要がある。

##### 【民事手続のメリット】

- ・知的財産権の専門家である裁判官に対し適切かつ迅速な判断を仰ぐことができる。
- ・相手方に対して損害賠償請求ができる。

##### 【民事手続のデメリット】

- ・刑事手続に比べ、弁護士費用が高額となる。

##### 【刑事手続のメリット】

- ・費用が節約できる。
- ・「著作権侵害行為あり」と認められた場合、相手方に対するより強いアクションであるといえる。

##### 【刑事手続のデメリット】

- ・知的財産権に対する知識が乏しい裁判官により、「著作権侵害行為なし」と認定されてしまう場合があり、そのような場合、かえって侵害行為に対する国のお墨付きを与えてしまうことになる。
- ・手続に要する期間が長くなる。
- ・通常の場合、相手方に対して損害賠償請求はできない。

#### (c) 裁判所の構造

著作権侵害事件を担当するのは、第一審においては、軽微な犯罪を管轄する治安判事を除き、基本的には地方裁判所（Tribunale）の管轄である。地方裁判所は、裁判官 1 人で構成される単独部又は 3 人で構成される合議部に分かれており、知的財産権に関する事件は、通常、単独部が担当するようである。

控訴審においては、治安判事事件については地方裁判所、地方裁判所事件については

<sup>8</sup> 以下に関し、法務大臣官房司法法制調査部編「イタリア刑事訴訟法典」（財団法人法曹会 1997 年）及び最高裁判所事務総局刑事局監修「陪審・参審制度イタリア編」（司法協会 2004 年）を参照。

控訴院が担当する。上告審は、いずれも破棄院 (Corte di Cassazione) が担当する。

イタリアでは、殺人既遂事件、マフィアやテロがらみの重大事件について、審理過程に一般人である参審員の関与を認める参審制度<sup>9</sup>が採られているが、著作権侵害事件については、参審員の審理への参加はないものと思われる。

#### **(d) 裁判に要する期間**

警察による捜査から第一審が終了するまでの間平均して3、4年、最高で5年程度はかかる。民事事件と同じく、裁判所においては事件が滞留している。

ただ、後述の簡易公判 (刑事訴訟法第438条) の手続きによれば、さほど時間はかからないとのことである。

### **(2) 手続の流れ (第一審判決まで)**

#### **(a) 予備捜査 (警察)**

捜査機関が事件を認知すると、その情報が「犯罪情報記録簿」に記載され、予備捜査が開始される。予備捜査は警察がこれを担当するが、基本的に検察官の指示の下行われる点で日本と異なる。捜査機関が長いこと、身柄拘束 (勾留) 案件が少ないこと、被疑者国選制度があること、予備捜査終了時に弁護人に対し全面的な証拠開示があること、改悛者プログラム (司法取引の一種で、全面的に事実を供述する代わりにその者に対しては全面的な保護プログラムがある。) 等の特徴がある。

知的財産権事件の初期捜査については、財務警察 (Guardia di Finanza) 等が管轄を有するが、財務警察がよく働いてくれるのではないかとの意見がある。インターネット上の刑事事件は、郵便及び通信警察 (Polizia Postale e delle Comunicazioni) が捜査を担当する。

#### **(b) 公訴提起又は不起訴処分 (検察官)**

日本のように、起訴又は不起訴が検察官の裁量に委ねられ (起訴便宜主義) ておらず、検察官は、不起訴処分の請求事由が認められない限り、公訴提起をしなければならない (起訴法定主義)。不起訴処分の請求事由とは、罪の通報に根拠がない場合、訴訟条件が欠如している場合等をいう。

#### **(c) 予備審理 (予備審理担当裁判官)**

公訴提起がされても、通常は直ちに公判は開始されない。非公開の予備審理において、予備審理担当裁判官は、公判開始の必要性、相当性を捜査資料に基づいて判断し、必要であると判断した場合、公判開始決定又は手続打ち切り決定を行う。

---

<sup>9</sup> 裁判官2人に参審員6人

#### **(d) 公判（公判担当裁判官）**

日本と同様、当事者主義が採られている。すなわち、捜査資料に関しては、原則として公判裁判所には引き継がれず（ただし、伝聞法則は採られていない。）、公判では、当事者の請求した証拠（主に人証）について証拠調べが行われる。日本と異なり、争点整理や証拠調べの進め方を話し合う手続はない。公判の段階において、被告人及び弁護人の主張を明らかにする手続は、最終弁論のみである。公判期日は、原則として1回で終結するが、現状では原則と例外が反対となっている。地方裁判所における訴訟の滞留はひどく、主要都市の裁判所では、次回期日が半年後という場合もありうる。

最終弁論が終わり結審すると、直ちに評議が行われ、評決により結論が出次第、判決が言い渡される。その時点においては、理由は明らかにされず、後に作成される判決書の中において明らかにされている点において、日本と異なる。

### **(3) 事件の滞留解消を目的とする特別な手続**

以上述べたように、イタリアにおいては刑事事件の滞留が著しく、それを解消するため、手続の一部分を省略する各制度が設けられている。どの制度を採るかは、ケースバイケースで判断されるとのことである。

#### **(a) 予備捜査及び予備審理を省略する手続…直行公判**

比較的軽い罪に対し、被疑者が現行犯逮捕された場合、予備捜査の過程で被疑者が自白した場合は、検察官の判断によりその余の予備捜査を省略して直ちに公判を開始させる直行公判（刑事訴訟法第 449 条以下）という手続がある。

#### **(b) 予備審理を省略する手続…即時公判、直接召還**

##### **①即時公判（刑事訴訟法第 453 条以下）**

事件の種類を問わず、証拠が明白である場合、裁判官の決定により、予備審理を省略して直ちに公判が開始される。

##### **②直接召還（刑事訴訟法第 550 条以下）**

単独体の事件かつ比較的軽微な事件に限って検察官の請求により直ちに予備審理が省略され、公判が開始される。単独事件の大半はこの手続による。

#### **(c) 公判が省略される手続…簡易公判手続**

被告人は、予備捜査担当裁判官に対し、公判を省略して予備審理だけで捜査資料を基に非公開にて事件の審理を行い判決することを求めることができる（刑事訴訟法第 438 条以下）。この場合には、刑の 3 分の 1 を減刑されるという恩典がある。

#### **(d) 予備審理と公判が省略される手続…略式手続**

日本の略式命令と同様、軽い罪につき、検察官の請求により予備捜査担当裁判官が予備捜査による捜査資料のみで罰金刑の支払を命じる手続（刑事訴訟法第 459 条以下）。

### **(4) 刑事罰の種類**

#### **(a) 刑法上の処罰**

著作権侵害物品の製造に対する処罰（刑法 473 条及び同 474 条）

公益を侵害したことに対する処罰（刑法 517 条）

著作権侵害物品を取り扱ったことに対する処罰（刑法第 648 条）

#### **(b) 著作権法上の処罰**

著作権法の解説部分を参照のこと。

#### **(c) 処罰の内容**

刑法上は、最高で懲役 6 年の処罰があり、懲役の他に罰金制度がある。なお、イタリアは、日本と異なり法人に対する罪はない。法人犯罪の場合、法人の代表者たる自然人に対して刑事責任を追及することになる。

### **(5) 付帯私訴制度（刑事訴訟法第 74 条以降）**

日本とは異なり、イタリアにおいては付帯私訴制度（*Parte Civile*）が存在する。これは、刑事手続において、民事上の損害賠償請求との一括解決を求める被害者のための制度であり、限度はあるものの、刑事手続において民事上の損害賠償請求を行うことが可能となる。

この場合においても、刑事裁判官は、仮の損害賠償額を決定するのみであり、実際の損害賠償額の認定については、専門家である民事裁判官に移送する。また、民事裁判官が既に提起されている民事事件を刑事裁判官へと移送することも可能である（刑事訴訟法第 75 条）。

付帯私訴のメリットは、刑事裁判官が仮の損害賠償額を認定した場合、民事裁判官においても（その額はどうか）損害賠償を認め易いという点にある。

著作権侵害事件においても付帯私訴の申立てを行うことは可能である。



## 第4章 イタリアにおける著作権侵害対策の実際

### 1. 予防策と事後対策

#### (1) 契約履行の確認

イタリアでは、SIAE マークが貼付されていない著作物は流通できないことになっている。したがって、SIAE マークがないものは海賊版である、と容易に断定できる。SIAE マークが偽造されていた場合も同様である。

問題は、SIAE マークが貼付されている海賊版が存在することである。こうした正規の SIAE マークが貼付された海賊版を予防するのは、輸入型では難しいが、国内製造型では可能な場合がある。

輸入型の場合、輸入者は正しいライセンスに基づいた製品であることを SIAE に対して宣誓書の形式で提出するだけで済むため、形式的な書類が整っているだけで SIAE マークが発行される。これを権利者として予防することは難しいため、告訴も含めた事後対策が重要になる。

国内製造型の場合には、契約がないにも関わらずあるように偽装して SIAE シールを取得する場合と、契約終了後もライセンサーに報告しないまま販売し続ける場合がある。前者へは、輸入型への対策と同様で、予防策は難しく事後対策が必要だが、後者に対しては、ライセンサーとして契約遵守をチェックすることが予防策として不可欠である。

#### (2) 水際対策

知的財産権侵害事件の 30%は、EU 国境での税関により取り締まられている。したがって、海賊版の輸入を差し止めるために、税関に対する通知も有効な手段である。

#### (3) 警告書

日本と同じく、イタリアにおいても、著作権者が著作権侵害行為を発見した場合、まず当該行為を止めさせ、また損害賠償を請求するために警告書が用いられる。警告書には、通常以下のことが記載されている。

- (a) 弁護士が著作権者の代理人として発出するものであること
- (b) 著作権侵害行為の指摘
- (c) 著作権者が民事及び刑事上の権利によって保護されていることの示唆
- (d) 解決に向けての話し合いの提案

上記のような警告書や、弁護士による電話での警告にもかかわらず、なお侵害行為を継続する者に対しては、正式に民事又は刑事の手続きを採ることになる。刑事事件においては、警告書を受領した後も侵害行為を継続していた事実は、相手方の故意を立証しやすくなるというメリットがある。

#### (4) 今後の課題としての権利帰属証明

海賊版の予防策としても事後対策としても、問題になるのが権利帰属証明である。イタリアの警察、検察、裁判所にとって、SIAE マークが貼付されていることは、すなわち正式な契約があり正しいライセンス製品だと見なされる。事後対策においてこれを覆すためには、まず、著作権者は自分たちであることを証明しなければならない。明らかに自分たちが著作権者であるにも関わらず、それを証明する書類を作成することに疑問を持つ権利者もいるだろう。それでも、日本の事情を全く知らない国の機関に対しては証明が不可欠であり、かつ、これには多大な労力を要する。

2006年3月に行われた摘発事例の中で紹介した権利帰属証明書類は、事後対策としての告訴に伴い作成したものである。しかし、仮に、海賊版業者がSIAE マークを申請した際に正規ライセンスの有無または正当な権利者を確認することができれば、SIAE は海賊版業者に対してSIAE マークの発行をしなくて済むだろう。2007年に、SIAE と ACCS は著作権侵害対策に関する提携の合意書を取り交わしたが、今後、両団体の協議によって、権利者の確認体制が整えば、権利帰属証明の手間が大幅に削減でき、SIAE マークの発行時点で海賊版を締め出すことが可能になる。今後、両団体の協議の継続が必要である。

SIAE によれば、米国アニメの著作物については、イタリア国内で著作権侵害の摘発を長年にわたり継続して提起してきたことや、それに伴う調査協力によって、SIAE と米国の著作権者との間で信頼関係が構築されており、これによって、海賊版業者からのSIAE マークの申請に対して不許可にすることもあるという。こうした実例があるため、日本側も、継続してSIAE との信頼関係の構築に努力するべきであろう。

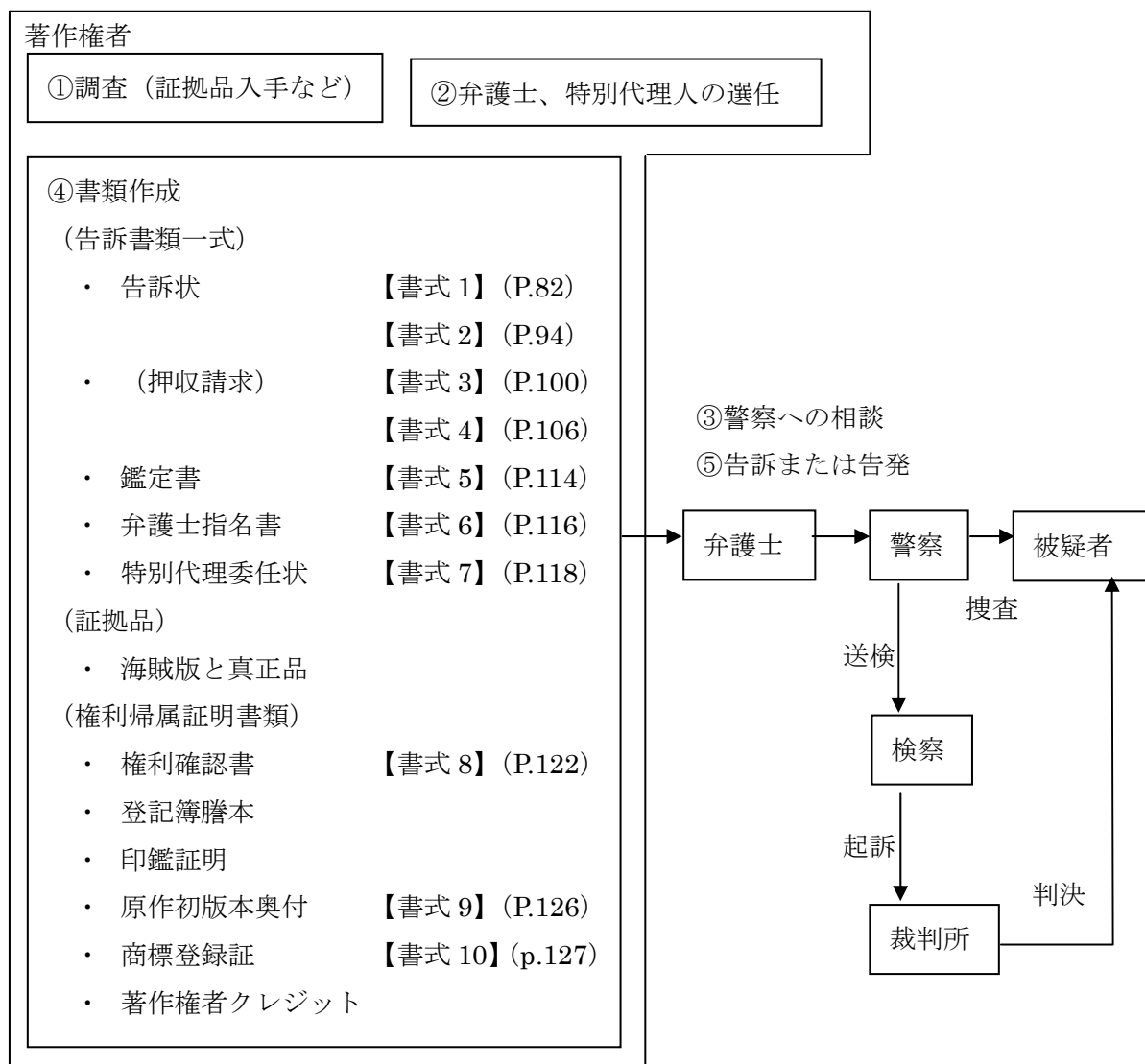
なお、日本国内の著作権侵害事件において告訴状に添付する書類は、ACCS が1980年代後半に捜査協力していた頃に比べ、格段に簡略化されている。例えば、1980年代後半当時の鑑定書には、正規版と海賊版双方の画面写真（コンピュータソフトの場合はコピーライト表示がある起動画面）、マニュアルを含めた製品一式の写真が必須で、主たるプログラムを機械語のまま印刷出力した数十枚から数百枚に及ぶDUMPデータの添付が要請されることもあったが、現在では、これらの写真やデータはいずれも必要とされない。これは国内事例ではあるが、警察と、ACCS および権利者との信頼関係が構築されたことで権利帰属証明が簡略化されてきた実例である。

## 2. 刑事事件の運用の実際

日本の著作権法は親告罪であり、刑事裁判のためには著作権者が捜査機関に告訴する必要がある。一方、イタリアをはじめ EU に加盟するほとんどの国の著作権法は非親告罪である（ドイツとオーストリアを除く）。このため本来なら著作権者または第三者が侵害の事実を発見した場合には、告訴の手続きをとる必要はなく、警察に告発するだけで刑事事件になるはずだが、警察と信頼関係がない状況では現実的に難しい。したがって、警察と協議する中で要請されて、告訴状が必要になる場合がある。

この項では、告訴することを前提に、イタリアでの刑事事件の流れと必要書類について、日本の権利者が 2006 年 3 月にイタリアで刑事告訴をした場合の実例を元にまとめる。

### イタリアでの刑事事件の流れと必要書類



## (1) 調査

海賊版流通に関する情報がもたらされた場合、できるだけ詳しい状況を手入れし整理しておく。店頭や路上、インターネット上などでの海賊版販売であれば、実際に購入して入手する。いつ、どこで、いくらで入手したものが記録にとどめておく。

必須ではないが、海賊版を販売していた被疑者に関する情報があれば、できるだけ整理しておく。

## (2) 弁護士、特別代理人の選任

イタリアでは、訴訟につき全件弁護士強制の制度がとられている。弁護士には、代訴士 (procuratore) と弁護士 (avvocato) の2種類の資格があり、法廷において訴訟代理人となることができるのは代訴士である。イタリアの総人口は日本の半分以下であるにもかかわらず、弁護士数は10万人から12万人<sup>1</sup>と言われている。それにもかかわらず大規模事務所が少なく、職人気質を有する弁護士による1人事務所の形態が多い。都市部では、弁護士がある程度専門化しているが、それでも知的財産権に精通した弁護士というのは、非常に限られている。

日本企業がイタリアにおいて著作権を侵害された場合、このような知的財産権に精通した弁護士を確保し、信頼関係を築くことが第1関門となるが、弁護士を紹介する機関が存在しないので、通常は、ロコミや伝手を頼って弁護士を探さなければならない。

ちなみに、弁護士とクライアントとの間で委任契約書を取り交わすことはあまりない。また、アメリカのように時間制で弁護士報酬を支払うこともあまり多くない。報酬は、6ヶ月に1度、決算期である12月にまとめて、または裁判が終了した後のように、後払い方式が主流である。

また、特別代理人の選任もできる。特別代理人には調書の作成などを任せることが可能だ。特別代理人は、弁護士である必要はなく一般の人で構わない。

## (3) 捜査機関への相談

弁護士が決まったら、相談の上で、どの地域の、どの警察に行くかを決め、告訴の前に相談に行く。

なお、イタリアには国家警察組織だけでも以下の組織がある。所属官庁が異なり、それぞれ専門性があるが、司法警察としての権限は全ての組織が持っている。

### ①軍警察 (Crabinieri)

国防省の所属で警察活動を行う組織で、全員軍人。軍事警察だが、一般警察の任務として、国家警察とともに犯罪捜査や治安維持なども行う。

---

<sup>1</sup> ローマに約2万人、ミラノに約8,000人が弁護士登録している。日本の弁護士数は2008年2月現在約2万5000人である。イタリアの人口は日本の約半分(約6,000万人)であり、単位人口に占める弁護士数は日本の約10倍になる。弁護士への信頼、公共性の高い機関の制度などにおいて、日本の常識とは異なることに注意が必要である。

②財務警察 (Guardia di Finanza)

経済財務省所属で経済事案、脱税事案、知的財産権事案、税関任務、国境警備、不法移民事案などを扱う。国境警備隊、沿岸警備隊としての任務もあり、軍事組織の側面もある。

③国家警察 (Polizia di Stato)

内務省所属の文民組織で、一般犯罪のほか交通事案、通信事案、鉄道内における治安維持、山岳地帯における救難事案などを取り扱う。日本の警察組織に一番近い組織である。

④警務警察 (Polizia Penitenziaria)

司法省所属の文民組織で、刑務所の警備、管理、運営および受刑者移送を行う。

⑤森林警備隊 (Corpo Forestale dello Stato)

農業食料森林省所属の文民組織で、自然環境や生態系の保護、山火事消火や救難などの防災任務を行う。

国家警察組織は、これらの他に郵便及び通信警察、山岳警察などがある。その他、自治体ごとに地方警察、県警察が存在し、それぞれの所属ごとに任務が決まっている。

#### (4) 書類作成

イタリア著作権法において告訴は刑事裁判の要件ではないが、警察から要請された場合は告訴状を提出する。告訴に必要な書類は、本項冒頭に掲げた図の通りである。告訴が必要ない場合でも、捜査機関から鑑定書類は求められるだろう。

以下、2006年3月での刑事告訴に際し提出した書類を元にまとめる。書式を日本語対訳付きで掲載したが、固有名詞は日本語の一般名詞に置き換えている。実際に提出する際には、弁護士などと相談してほしい。

#### (5) 告訴

2006年3月の事例では、最初の告訴状【書式1】をバッサーノの検察に提出したが、事件がローマに移管され、改めてローマの検察に宛てた追加告訴状【書式2】を提出した。さらに事件化を促すために、押収請求【書式3】を提出した。

ところが、告訴人に権利が帰属している証明がないことを理由に、押収請求を提出した際に裁判所から却下の裁定が下された。これを受け、権利帰属証明書を新たに添付して再押収請求【書式4】を提出した。

#### (6) 鑑定

2006年3月の事例における鑑定は、財務警察の指示に従い、各権利者の著作物について、パッケージ、媒体、内容の比較鑑定を各権利者が実施した。これをACCSに集約しイタリア語に翻訳した。鑑定書【書式5】の署名は、弁護士と財務警察に確認の上、ACCS担当者が行った。

### **(7) 弁護士指名書、特別代理委任状**

弁護士指名書【書式 6】も告訴状とともに提出する。

特別代理人委任状【書式 7】は、日本で公証人証明を付ける。これは各地方自治体にある公証人役場で申し込む。

### **(8) 証拠**

入手した海賊版と、それに対応する真正品を、鑑定書に記した 1 タイトルずつ添付する。海賊版の 1 枚の DVD に複数のタイトルが収録されているような場合は、収録されているタイトルの全ての真正品 DVD を添付する必要がある。

### **(9) 権利帰属証明**

2006 年 3 月の事例における告訴では、前述の通り、押収請求を再提出した。こうしたことから今後行われる告訴においては、当初から権利帰属証明書類を添付した方が望ましいと思われる。

著作権の発生は、日本においてもイタリアにおいても無方式主義である。つまり、著作物を創作した時点で自動的に権利が発生するのであって、特別な場合を除き、何らかの機関に登録しているものではない。したがって、権利が自分にあることを証明することは一見当たり前で簡単そうに見えて、難しいのが実情である。

2006 年 3 月の事件における権利帰属証明には、間接的に権利帰属を推定させる資料としての商標登録証のほか、原作初版本の奥付、著作権者クレジットなどに加え、ACCS 理事長名による「権利確認書」【書式 8】を添付した。文部科学省許可の社団法人としての信頼性に立脚した証明書としての位置づけである。

DVD 作品の場合、アニメや映画のエンドロールで©マークによって著作権者について記述されたシーンを、著作権者クレジットとして撮影またはキャプチャ（静止画として切り出し）する。アニメや映画などに原作がある場合、その初版本で、©マークによって著作権者について記述された原作初版本の奥付【書式 9】を添付する。これはコピーで構わない。商標登録を行っている場合には、商標登録証【書式 10】を特許庁に申請し入手する。

法人証明書となる登記簿謄本は、履歴事項全部証明書でも現在事項証明書でも、どちらでも構わない。

なお、添付資料の「権利確認書」「商標登録証」「原作初版本の奥付」などで記した作品名、著者名、出版社名などは全て架空のものである。

### **(10) イタリアの通訳と翻訳**

イタリアでは、まず英語が通じない。そのため、現地では通訳が必要になる。ただし、著作権をはじめ法律用語を解する通訳を見つけるのは難しい。一般的な費用は、1 日あたり 300 ユーロから 450 ユーロ（約 5 万円から約 6 万 5000 円）である。

また、イタリア語と日本語の翻訳は、1 ページあたり 40 ユーロ（約 6500 円）が一般的である。

## <2006 年 3 月摘発に至る ACCS の事例>

### 端緒から調査

2006 年 3 月、海賊版のアニメ DVD を販売していたローマ 2 店舗、ボローニャ 1 店舗のアニメショップが摘発された。この刑事摘発に至る端緒は、2004 年秋、ACCS が会員会社から受けた相談に始まる。その内容は、アニメ DVD、ゲームソフト、アニメ主題歌などを収録した音楽 CD など日本製のデジタルコンテンツの海賊版が、イタリア各地で大量に販売されており、正規品の流通が阻害されているというものであった。

ACCS は、この相談者の協力を得て、イタリアで流通している日本製アニメ関連の DVD や音楽 CD を購入した。それらを確認したところ、真正品とは明らかに異なり、日本国内で摘発された刑事事件で販売されていた海賊版と、ほぼ同一であった。

これを受けて、2005 年 1 月から現地調査を開始した（調査内容と結果は第 1 章 2 を参照）。

### 弁護士選任に至るまでの経緯

イタリアでの日本製アニメの著作権侵害への対策として、ACCS は当初から、民事による損害賠償請求ではなく、刑事裁判を行う考えであった。これは、著作権侵害に対して日本の権利者は強い態度で臨むことを示す効果を狙う意味があった。

ACCS は、2004 年末から 2005 年 1 月にかけて、イタリア法に通じている弁護士を、日本弁護士連合会、在日本イタリア大使館などを通じて探した。しかし情報は乏しく、唯一、イタリア大使館から紹介された弁護士と面談したところ、民事の渉外が専門で著作権に詳しくないという理由から、イタリアの A 弁護士事務所が紹介された。

この A 弁護士は大手渉外事務所の所属だが、刑事事件より民事事件で損害賠償請求した方が効果があると主張し、この点で方針が合わず、また、弁護士費用がタイムチャージで 1 時間 300~400 ユーロ（日本円で約 5 万円~7 万円）と高額であったため依頼を断念した。

次に、他の伝手で B 弁護士の紹介を受けた。B 弁護士は、刑事事件化に積極的で、費用も時間制ではなく、事件が終了してからの報酬でよいということ。ケースによって異なるが、概ね 1 万ユーロ程が目安という言質を得た。B 弁護士は民事専門だが、同席していたパートナーが刑事専門なので心配ないと請け負った。

ところが、日本において鑑定書類の準備が整った後も約束されていた弁護士委任状の書式が再三の催促にも関わらず送られて来ないまま、パートナーであった刑事専門の弁護士との関係が壊れ事件を扱えなくなったという事情によって、B 弁護士への依頼を断念せざるを得なくなった。

そこで、現地でさらに別の C 弁護士の紹介を受け、日本で作成した資料、証拠品をもとに状況を説明し引き受けてもらうことができた。これまでの経緯について、C 弁護士は「イタリア弁護士の名誉挽回のため私が担当する。」と言い、費用は B 弁護士と同等、すなわち事件に取りかかるまでに 1 万ユーロ程度ということだった。

このように、イタリアの弁護士に関して混乱が続いたが、こうした混乱を避けるには、どのような力量と経験があるか、できれば事前にチェックしておくべきだろう。刑事か民事か専門の確認も必要である。

### バッサーノ財務警察との協議

ACCS による現地アニメショップの店頭調査の結果、多くの店舗において海賊版が真正品と同価格で販売されていることが分かった。このため、イタリア国内で主に経済犯罪を取り締まる財務警察に対し、2005 年 2 月、調査結果を伝えるとともに刑事摘発に関する相談を行った。

最初に訪問したのは、バッサーノ・デル・グラッパ（以下、バッサーノ）の財務警察であ

る。ローマやミラノなど他の都市ではなくここを選んだのは、バッサーノが人口約4万人ほどの比較的小さな街で、大きな犯罪が少なく、今回の事件化に注力できるだろうという期待からである。財務警察は国家組織であるため、バッサーノ財務警察で告訴を行っても、ローマ、ミラノ、ボローニャなどの財務警察がバッサーノの指揮下で大きな摘発が行われる可能性を考慮した。また、当初依頼した弁護士の事務所があったことで、密な連絡が取れることへの期待もあった。

バッサーノ財務警察からは、輸入品の海賊版販売は、脱税に関連した容疑の可能性があり、著作権侵害と脱税の両面で捜査したい旨の意向が示された。

財務警察は、ACCSの調査結果をもとに検討した結果、イタリア国内のアニメショップに海賊版を卸し自社ホームページでもEU各国向けに海賊版を販売していると目されるA社（ローマ）を摘発対象とすることを確認した。このため、ACCSの調査は、以後、A社が卸した商品の証拠収集を兼ねたものになった。

### **搜索に至るまでの財務警察の動き**

ACCSが弁護士の選任や告訴書類の準備を行っている間、バッサーノ財務警察は、初動捜査を行っていた。その結果、摘発対象であるA社は単なる海賊版輸入販売店ではなく、組織的に海賊版を製造している可能性が高いこと、またこの案件に関連している人物たちが大規模な脱税事件にも関連している可能性が非常に高いことが判明した。このため財務警察は、当初考えていた店舗の摘発に加え、卸元に突き上げ捜査をするという方針に変更。関連人物たちの口座、財務・税務状況、所在地等の捜査を行い、A社が扱う海賊版の一掃と関連人物たちへの脱税等の犯罪もあわせて摘発し最大限の効果を上げることになった。こうした事情で内偵捜査に時間がかかることになり、搜索は一度、延期された。

財務警察の内偵捜査は、9月末に終了した。これを受け、ACCSは、10月24日に告訴状を提出。イタリアでは一般的に告訴状が受理されるとすぐに検察官押収命令が出るはずなのだが、押収命令が出ないまま、事件は、バッサーノ裁判所からローマ裁判所へと移管された。

この後、翌2006年3月になり、ローマ裁判所から押収命令が出され、3月20日と21日に搜索が行われた。



## 第5章 他のヨーロッパ諸国における侵害対策に向けて

### 1. はじめに

本章では、イタリア以外のヨーロッパ諸国における著作権侵害対策について触れる。ヨーロッパに統一著作権法が存在するわけではないため、それぞれの国で著作権法違反になるかどうかを判断するためには各国の著作権法を吟味しなければならない。ただ、他のヨーロッパ諸国においてもイタリアの法制度等と共通するものがあれば、前章までに見たイタリアにおける侵害対策のノウハウは、他のヨーロッパ諸国においても活用できることが期待される。とりわけ、ヨーロッパというのは、アジア等と異なり、通常の条約レベル以上に EC 指令によるハーモナイゼーションも進んでいる。そのため、イタリアにおける経験が他のヨーロッパ諸国において侵害対策を行う際にも活用できる可能性は、十分あるものと考えてよからう。

ただ、侵害対策において現実に問題となるのは、必ずしも著作権制度それ自体の問題ではないようにも思われる。というのは、例えば海賊版のパッケージ商品というものは、通常、複製権の侵害となることに疑いがないが、複製権はすでにベルヌ条約上の義務になっているため、ヨーロッパに限らずどの国でも規定されているといえるからである。

その意味では、EU 諸国において著作権制度が高度にハーモナイゼーションされているとしても、海賊版対策という観点から見れば、そのこと自体が特に大きな意味を持つことはないのかも知れない。むしろ、侵害対策を行う上で重要と思われるのは、侵害行為をどのように排除・抑止するかという執行（エンフォースメント）の問題であるとも考えられる。

とはいえ、本章では、さしあたり著作権制度に関するヨーロッパの状況について EC 指令を中心に概観しておきたい。このことが今後、イタリア以外のヨーロッパ諸国における侵害対策を進める上で、基本的な情報として参考になると考えられるからである。

### 2. EU法についての一般論

#### (1) EU加盟国

2007年1月1日現在のEU加盟国は以下の27カ国である。

2003年までの加盟国	オーストリア、ベルギー、デンマーク、ドイツ、ギリシャ、フィンランド、フランス、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、オランダ、英国
2004年の加盟国	キプロス、チェコ、エストニア、ハンガリー、ラトビア、リトアニア、マルタ、ポーランド、スロバキア、スロベニア
2007年の加盟国	ブルガリア、ルーマニア

## (2) EC条約に基づく立法（派生法）<sup>1</sup>

EC条約<sup>2</sup>249条には、いわゆる派生法として「規則」(regulation)、「指令」(directive)、「決定」(decision)、「勧告」(recommendation)、「意見」(opinion)が挙げられている。

このうち、ヨーロッパにおける著作権法に関してもっとも重要なのが指令である。指令とは、達成すべき結果について名宛人たるすべての加盟国を拘束するが、形式および手段についての権限は国内機関に委ねられるという性格のものである（EC条約249条3段）。そのため、指令においては国内実施措置が想定されているということになる（とはいえ、国内機関に委ねられる裁量の余地は、指令の目的によって大きく変わってくると解されている）。指令が国内法化されれば、私人はその国内法に依拠することができる。これに対して、「規則」の方は、直接適用可能（directly applicable）であると規定されており（EC条約249条2段）、国内立法を必要とせず加盟国の国内法の一部となる。他方、指令は国家が名宛人になっていることから、少なくとも水平的直接効果（私人対私人）は認められない。もっとも、加盟国が期限内に指令を国内法化していないような場合、指令は私人対国家の関係における垂直的 direct 効果を有する場合があることが認められている。また、国内裁判所は指令に基づき国内法を解釈する義務（適合解釈義務）があることも認められている（指令の間接効果といわれる）。

## (3) 加盟国単独による条約締結権限

なお、EU加盟国のうちWIPO著作権関係条約の締結状況（P.70表参照）を見ると、WCT（著作権に関する世界知的所有権機関条約）およびWPPT（実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約）を締結しているのは、9カ国（キプロス、スロバキア、スロベニア、チェコ、ハンガリー、ベルギー、ポーランド、ラトビア、リトアニア）にとどまる。これらの国は、ベルギーを除き2004年にEU加盟国となった国であり、EU加盟国となる以前に上記WIPO条約を締結したのである。これは、加盟国の条約権限の問題に関わる。この点、EC条約281条によれば、ECが法人格を有し、第三国と条約を締結しうることを定めていることから、少なくともすでに派生法（指令など）が制定されている場合、これに関する条約締結権限はECにあり、加盟国は単独で第三国と条約を締結することができないという事情があるものと考えられる<sup>3</sup>。

<sup>1</sup> 以下について、庄司克宏『EU法基礎篇』（岩波書店、2003年）111頁以下参照。

<sup>2</sup> CONSOLIDATED VERSIONS OF THE TREATY ON EUROPEAN UNION AND OF THE TREATY ESTABLISHING THE EUROPEAN COMMUNITY, Official Journal C 321 E/1 of 29.12.2006.

<sup>3</sup> なお、かねてからEU加盟国であるベルギーだけが、すでに独立してWCTおよびWPPTを締結している背景事情については検討が必要であるが、過失に基づく加入だったようである。

### 3. 著作権法関連のEC指令

著作権法関係のEC指令としては以下のものがある<sup>4</sup>。

#### (1) 知的財産権エンフォースメント指令<sup>5 6</sup>

第一に、知的財産権のエンフォースメントに関する指令（2004年4月29日）である。この指令は、加盟国に対して、模造品に関与する者に対する効果的で適切な制裁および救済を施すことを義務づけることによって、EU内における権利者のために公平な土俵を提供しようとするものである。これによって、すべての加盟国は、権利者がその知的財産権（著作権、著作隣接権、商標権、特許権、意匠権等）を防衛するための一連の共通した手続、手段、救済を得ることができるとされる。

具体的には、申立適格（4条）、証拠保全手続（6、7条）、情報開示権（8条）、暫定的措置・予防的措置（9条）、廃棄処分等（10条）、差止（11条）、損害賠償（13条）、訴訟費用の負担（14条）、判決の公表（15条）、行為規範の策定（17条）などの規定が含まれる。なお、欧州委員会によって示された当初の案では、各構成国は重大な権利侵害行為に対して刑事罰を課すことが義務づけられていたが、最終的にこれは各加盟国の任意とされた（16条）。

この指令は、2006年4月29日までに国内法化することが義務づけられているが、2006年10月の時点で履行が完了しているのは25カ国中12カ国にとどまるとされている<sup>7</sup>。

なお、知的財産権の刑事上のエンフォースメントとして、知的財産権侵害刑事罰指令案（COM(2006) 168 final）<sup>8</sup>が作成され、欧州議会においては2007年4月25日に可決された後<sup>9 10</sup>、欧州閣僚理事会において審議されている。この指令案は知的財産権侵害行為に対する加盟国の刑事法を調和させるものであるため、その権限および有効性をめぐって議論されているようである<sup>11</sup>。

---

<sup>4</sup> 以下について詳しくはこちら（[http://ec.europa.eu/internal\\_market/copyright/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/internal_market/copyright/index_en.htm)）参照。

<sup>5</sup> Directive 2004/48/EC of the European Parliament and of the Council on the enforcement of intellectual property right (OJ L 157, 30.4.2004)

<sup>6</sup> この指令に関する邦語文献として、JETRO デュッセルドルフセンター「EU エンフォースメント指令の成立について」欧州知的財産ニュース（創刊号）1頁（2004年）

<<http://www.jetro.de/j/patent/2004May/%83G%83%93%83t%83H%81%5B%83X%83%81%83%93%83g%8Ew%97%DF%90%AC%97%A7.pdf>>参照。

<sup>7</sup>

[http://www.ipeg.com/\\_UPLOAD%20BLOG/Summary%20Implementation%20Enforcement%20Directive%20EU\\_IEPG\\_security.pdf](http://www.ipeg.com/_UPLOAD%20BLOG/Summary%20Implementation%20Enforcement%20Directive%20EU_IEPG_security.pdf)

<sup>8</sup> [http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2006/com2006\\_0168en01.pdf](http://europa.eu.int/eur-lex/lex/LexUriServ/site/en/com/2006/com2006_0168en01.pdf)

<sup>9</sup> 欧州議会のプレスリリース参照

（<http://www.europarl.europa.eu/sides/getDoc.do?language=EN&type=IM-PRESS&reference=20070420IPR05539>）。

<sup>10</sup> JETRO デュッセルドルフセンター・欧州知的財産ニュース 18号 11頁（2007年）

<[http://www.jetro.de/j/patent/2007Mar\\_Apr/News.pdf](http://www.jetro.de/j/patent/2007Mar_Apr/News.pdf)>参照。

<sup>11</sup> JETRO デュッセルドルフセンター・欧州知的財産ニュース 22号 7頁以下（2007年）

<[http://www.jetro.de/j/patent/2007Nov\\_Dec/News.pdf](http://www.jetro.de/j/patent/2007Nov_Dec/News.pdf)>も参照。

## (2) 追及権指令<sup>12</sup>

第二に、追及権（再販権）指令（2001年9月27日）である。この指令は、いわゆる追及権、すなわち芸術家の作品がEU内部で販売されることについて、芸術家が一定の利益を受ける権利を定めたものである。

## (3) 情報社会における著作権指令<sup>13 14</sup>

第三に、情報社会における著作権指令（2001年5月22日）である<sup>15</sup>。この指令は、デジタル技術の進展による著作物の創作および利用手段の多様化に伴って、EU域内市場における情報社会の発展を妨げる国内規定を調整し、加盟国全体の調和を図ることを目的とする。ここでは、複製権（2条）、送信可能化権（3条）、頒布権（4条）といった著作権の内容および制限（5条）に関する詳細な規定に加えて、技術的保護手段（6条）や権利管理情報（7条）に関する規定等が含まれる。

具体的には、技術的保護手段の悪意回避行為について（6条1項）、技術的保護手段回避専用装置等の製造等について（同条2項）、各加盟国は適切な法的保護を規定することが義務づけられている。

## (4) データベース指令<sup>16 17</sup>

第四に、データベース指令（1996年3月11日）である。この指令は、データベース（非電子的なものも含む）に関する保護を定めるものである。そこでは、創作性のないデータベースであっても「実質的な投資」がなされたものについては、その製作者に一定の権利（*sui generis*）が与えられる<sup>18</sup>。

---

<sup>12</sup> Directive 2001/84/EC of the European Parliament and of the Council on the resale right for the benefit of the author of an original work of art (OJ L 272, 13.10.2001, p. 32–36).

<sup>13</sup> Directive 2001/29/EC of the European Parliament and of the Council on the harmonisation of certain aspects of copyright and related rights in the information society (OJ L 167, 22.6.2001, p. 10–19).

<sup>14</sup> 邦訳として参照 ([http://www5c.biglobe.ne.jp/~k-yosuke/direc2001\\_29\\_EU.htm](http://www5c.biglobe.ne.jp/~k-yosuke/direc2001_29_EU.htm))。

<sup>15</sup> 杉浦健太郎「EU著作権指令について」コピーライト480号20頁（2001年）参照。

<sup>16</sup> Directive 96/9/EC of the European Parliament and of the Council on the legal protection of databases (OJ L 77, 27.3.1996, p. 20–28).

<sup>17</sup> 駒田泰士訳『欧州委員会理事会指令』（著作権情報センター、1996年）45頁以下参照。

<sup>18</sup> 蘆立順美『データベース保護制度論』（信山社、2004年）、同「データベース権によって保護される『投資』の範囲」相澤英孝・大淵哲也・小泉直樹・田村善之編『知的財産法の理論と現代的課題』中山信弘先生還暦記念（弘文堂、2005年）473頁等参照。

#### **(5) 保護期間指令<sup>19</sup> 20**

第五に、保護期間指令（1993年10月29日）である<sup>21</sup>。この指令は、域内における著作物の保護期間について、原則として、著作者の生存間およびその死後70年に統一するものである。

#### **(6) 衛星放送および有線放送指令<sup>22</sup> 23**

第六に、衛星放送および有線放送指令（1993年9月27日）である。この指令は、衛星による著作物の公の伝達に関する権利およびケーブル再送信に関する権利について定めるものである。

#### **(7) 貸与権指令<sup>24</sup> 25**

第七に、貸与権指令（1992年11月19日）である<sup>26</sup>。この指令は、貸与権（Right of Rental）および貸出権（Right of Lending）について定めるものである。ここには、公共図書館における無償貸出に関するいわゆる公貸権についての規定も含まれている。

#### **(8) コンピュータ・プログラム指令<sup>27</sup> 28**

第八に、コンピュータ・プログラム指令（1991年5月14日）である。この指令は、コンピュータ・プログラムの保護について、その客体にはアイデアや原理が含まれないことを定めるほか、その権利と制限について規定するものである。

---

<sup>19</sup> Directive 2006/116/EC of the European Parliament and of the Council of 12 December 2006 on the term of protection of copyright and certain related rights (codified version) (OJ L 372, 27.12.2006, p. 12–18); Council Directive 93/98/EEC harmonizing the term of protection of copyright and certain related rights (repealed).

<sup>20</sup> 駒田・前掲注（17）35頁も参照。

<sup>21</sup> その経緯について、南亮一「EUにおける著作権保護期間延長の経緯について」レファレンス2007年10月号85頁（[http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200710\\_681/068105.pdf](http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/refer/200710_681/068105.pdf)）参照。

<sup>22</sup> Council Directive 93/83/EEC on the coordination of certain rules concerning copyright and rights related to copyright applicable to satellite broadcasting and cable retransmission (OJ L 248, 6.10.1993, p. 15–21).

<sup>23</sup> 駒田・前掲注（17）21頁参照。

<sup>24</sup> Directive 2006/115/EC of the European Parliament and of the Council of 12 December 2006 on rental right and lending right and on certain rights related to copyright in the field of intellectual property (codified version) (OJ L 376, 27.12.2006, p. 28–35); Council Directive 92/100/EEC on rental right and lending right and on certain rights related to copyright in the field of intellectual property (repealed).

<sup>25</sup> 駒田・前掲注（17）11頁参照。

<sup>26</sup> 山中伸一「貸与権、貸出権、隣接権に関するEC指令について」横浜国際経済法学2巻1号61頁（1993年）参照。また、アイルランドにおける公貸権等に関する指令の国内法化不履行をめぐる欧州司法裁判所の判決について、コピライト555号54頁（2007年）も参照。

<sup>27</sup> Council Directive 91/250/EEC on the legal protection of computer programs (OJ L 122, 17.5.1991, p. 42–46).

<sup>28</sup> 駒田・前掲注（17）1頁参照。

著作権関係条約締結状況（EU加盟国）<sup>29</sup>

国・地域名	ベルヌ条約加盟国				W I P O 加盟国	万国著作権条約締約国		実演家等保護条約締約国	レコード保護条約締約国	W T O 設立協定受諾国地域	著作権に関する世界的所有権機関条約	実演及レコードに関する世界的所有権機関条約	備考
	ローマ改正条約	ブラッセル改正条約	ストックホルム改正条約	パリ改正条約		1952年条約	1971年条約						
EU	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-
アイルランド	○	○	○	-	○	○	-	○	-	○	-	-	-
イギリス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
イタリア	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
エストニア	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	-	-	-
オーストリア	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
オランダ	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
キプロス	○	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	(ベ)翻訳権を留保
ギリシャ	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-
スウェーデン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
スペイン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
スロバキア	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
スロベニア	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(ベ)翻訳権を留保
チェコ	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
デンマーク	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
ドイツ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
ハンガリー	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
フィンランド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
フランス	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
ベルギー	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	-
ポーランド	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-
ポルトガル	○	○	-	○	○	○	○	○	-	○	-	-	-
マルタ	○	-	-	管理	○	○	-	-	-	○	-	-	-
ラトビア	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	(ベ)パリ第三三条(一)に拘束されない
リトアニア	-	-	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	(ベ)パリ第三三条(一)に拘束されない
ルクセンブルグ	○	○	-	○	○	○	-	○	○	○	-	-	-

2007年2月現在

<sup>29</sup> <http://www.cric.or.jp/db/z/teike/eu.html>

著作権関係条約締結状況（EU加盟国以外）<sup>30</sup>

国・地域名	ベルヌ条約加盟国				W I P O 加盟国	万国著作権条約締約国		実演家等保護条約締約国	レコード保護条約締約国	W T O 設立協定受諾国地域	著作権に関する世界知的所有権機関条約	実演及びレコードに関する世界知的所有権機関条約	備考
	ローマ改正条約	ブラッセル改正条約	ストックホルム改正条約	パリ改正条約		1952年条約	1971年条約						
アイスランド	○	—	—	○	○	○	—	○	—	○	—	—	—
アルパニア	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
アンドラ	—	—	—	○	○	1953.3.31	—	○	—	—	—	—	—
クロアチア	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
サンマリノ	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	—	—	—
スイス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—
セルビア	—	—	—	○	○	○	○	○	○	—	○	○	(ベ) 翻訳権を留保
ノルウェー	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—
バチカン	○	○	—	○	○	○	○	—	○	—	—	—	—
ブルガリア	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
ボスニア・ヘルツェゴビナ	—	—	—	○	○	○	○	—	—	—	—	—	(ベ) 翻訳権を留保
マケドニア	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
モナコ	○	○	—	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
モンテネグロ	—	—	—	○	○	—	—	○	○	—	○	○	(ベ) 翻訳権を留保
リヒテンシュタイン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—
ルーマニア	○	—	○	○	○	—	—	○	○	○	○	○	—

2007年2月現在

<sup>30</sup> <http://www.cric.or.jp/db/z/teike/exeu.html>

## 【参考】日本の官民による海賊版対策の取り組み

### 1. 文化庁の取り組み

文化庁においては、政府の知的財産戦略本部で決定された「知的財産推進計画 2007」に基づき、以下の取り組みを行っています。

#### 二国間協議等による著作権侵害発生国・地域への取締強化の要請

著作権等の侵害事例が多く発生している中国、韓国、台湾等を対象として政府間協議を実施し、著作権法制の整備や権利執行の強化など、海賊版対策の強化を要請しています。

また、アジア諸国等と包括的経済連携協定（EPA）や自由貿易協定（FTA）を策定するための協議において、未締結の著作権関連条約への早期加盟、インターネットに対応した著作権法制の整備、権利執行の確保等の著作権保護の強化などを求めています。

#### 欧米などとの連携の強化

アジア諸国等における海賊版問題に関心を持つ米国、EU 及び国際的な権利者団体と海賊版対策に係る経験やノウハウを共有し、連携して対策を講じています。

現在、米国は官民の密接な連携の下、中国等の東アジアにおける海賊版対策を強化して一定の効果を上げ、日本に対して共同で取り組むよう働きかけを行っています。2003年には、日米規制改革イニシアティブにおいて、日米が協力してアジア地域における海賊版対策に取り組むことが合意されました。また、2005年6月のAPEC貿易担当大臣会合において、我が国は「模倣品・海賊版対策イニシアティブ」を米国及び韓国と共同提案し、採択されています。

EUとは、2004年の日EU定期首脳協議で日EUが連携して、アジア諸国等の海賊版対策に取り組むことが合意されており、同年10月に中国において、「中国における知的財産権保護に関する日・EU・中国共同セミナー」が開催されました。また、「知的財産権に関する日EU対話」においても海賊版の問題等について意見交換しています。その他、WIPO、ユネスコ等の国際機関における著作権関係の議論においても、我が国は積極的に関与しています。

#### 途上国を対象とした研修等の協力事業の実施

アジア・太平洋地域における著作権制度の整備と執行を促進することを目的として、1993年度から毎年、世界知的所有権機関（WIPO）に信託基金を拠出して、「アジア地域著作権制度普及促進事業（APACEプログラム）」を実施しています。この事業は、WIPOの協力を得て、①著作権関係者を対象とした研修プログラム、②アジア諸国への専門家派遣プログラム、③アジア諸国を対象とした国際シンポジウムの開催等を通じて、著作権法制の整備や、権利侵害取締りの強化、著作権集中管理団体の育成等を行うものです。



また、当該地域における著作権制度の一層の普及を図ることを目的として、「アジア著作権セミナー（東京セミナー）」や「JICA 著作権制度集団研修」を継続的に実施しています。

#### アジア諸国等の一般国民を対象とした著作権教育事業

海賊版の問題を根本的に解決するためには、アジア諸国等における一般の人々の著作権に関する意識を高めていくことが不可欠です。このため、我が国が主体となって、著作権の意義、保護の必要性などについて分かりやすく説明した著作権教材などを作成・配布するとともに、同教材を用いた著作権教育のセミナーをベトナム、ミャンマー、インドネシア、中国モンゴル及びバングラデシュで開催するなど、一般の人々の意識啓発事業に対する支援を行っています。

#### 我が国の企業など権利者による諸外国での権利行使の支援

海外における著作権侵害において、基本的には、各権利者が主体的に侵害実態の把握や訴訟の提起などを行うことが必要ですが、政府としても、アジア諸国等における権利行使に関する情報を提供するなどして、権利行使が円滑に行われるような環境整備に努めることが必要です。そこで文化庁では、本書などのハンドブックを作成・配布するとともに、ハンドブックを活用したセミナーも開催しています。

#### 官民合同ミッションの派遣など官民の連携の強化

実効性ある海賊版対策を実施していくためには、官民の連携が不可欠です。文化庁は、国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）、コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）などの民間団体、さらに日本貿易振興機構（JETRO）などと連携しながら、官民合同対中ミッションに参加したり、官民合同でのシンポジウムやセミナーを開催したりするなど、官民が一体となった取り組みを進めています。

## 2. 日本貿易振興機構（JETRO）の取り組み

日本貿易振興機構（以下「JETRO」という）は、日本企業の海外ビジネス展開を支えるための重点施策の1つに「知的財産権保護のための調査および情報提供」を掲げています。日本企業の海外進出や製品の輸出拡大を契機として、中国やASEAN諸国では知的財産権の侵害問題が近年大きくなっており、模倣品・海賊版による被害が多数報告されていることを背景として、JETROは、知的財産についての情報提供を行い、海外でビジネス活動する企業を支援しています。

2004年度からは、アジア地域における海賊版対策支援事業の一環として、コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の事務局業務を担っています。海賊版対策の新しい枠組みであるCJマーク事業（CJマーク商標権や著作権に基づく共同エンフォースメント事業）を推進するため、2005年3月にはCODA内にCJマーク委員会が設置されましたが、JETROは同委員会の事務局も兼ねています。

### 3. コンテンツ海外流通促進機構（CODA）の取り組み

#### CODAの概要

著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省の呼びかけにより、2002年8月に設立されました。音楽、映像、アニメ、書籍、ゲームソフト等のコンテンツ制作・流通者、業界団体及び著作権関係団体が参加しています。CODAでは、海賊版等に関する情報交換を行う他、海外における侵害状況の調査や法制度に関する問題の検討、官民合同訪中ミッションなどの機会を通じた中国政府に対する意見具申など個別のプロジェクトを実施しています。

#### CJマーク（コンテンツ海外流通マーク）に係る取り組み

CODAは、平成17年3月にCJマーク委員会を設立し、アジア諸国での共同エンフォースメント事業を行うための運営主体としています。

CJマークとは、海賊版対策の一手段として、日本のコンテンツに付するマークです。正規品流通地域でCJマークの商標登録出願を行い、商標権を取得する一方で、当該地域において会員企業のCJマーク入り商品の流通を促進します。当該正規品がCJマークも含めて違法コピーされた場合には、「商標権侵害」に基づき一斉に摘発することが可能となります。海賊版を取り締まるための法的根拠を著作権法とする場合、権利者が権利の所在を立証し真贋鑑定を実施する必要がありますが、商標権侵害として摘発することにより、そのような負担を軽減させる効果が期待されています。なお、海賊版にCJマークが付されていない場合は、著作権侵害として摘発を行っています。

2008年2月には、香港においてCJマーク商標権行使による初めての海賊版摘発に成功したほか、設立から2007年12月までで、摘発件数4,985件、逮捕者1,672名、海賊版DVD等約405万枚の押収を行いました。

CJマークは、2008年1月現在で香港、台湾、EU諸国、日本、米国および韓国において登録済みであり、中国で出願中となっています。

#### 4. 社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）の取り組み

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）は、日本国内における著作権保護活動だけでなく、本ハンドブックで詳説したイタリアでの活動のほか、主にアジア地域において、日本のコンピュータソフトウェアやコンテンツ関連企業の著作権侵害対策を行っています。

中国では、2005年4月より、上海市に「(日本)電子計算機著作権協会上海事務所」(略称：ACCS 上海)を開設しています。2006年には、現地の日系企業を対象としたソフトウェア管理を推進するため具体的なツールとして、「中国法に基づいたソフトウェアの適切な管理」と題した中国語と日本語併記の冊子を制作し配布しました。2008年1月には、中国・大連市において、大連市版權保護協会と「ソフトウェア正規版利用推進企業」表彰式を共催、現地日系企業6社を表彰しました。

このほか、2007年11月には、中国と韓国それぞれの著作権保護団体「中国軟件連盟」(CSA)と「韓国ソフトウェア著作権協会」(SPC)、それにACCSの3団体で、ソフトウェア管理に関する相互協力についての覚書を締結しています。さらに、2007年には、日本貿易振興機構(JETRO)からの要請を受け、タイのバンコクと、ベトナムのホーチミン、ハノイの3カ所で、現地の日本企業向けにソフトウェア管理に関する講演を行いました。

##### 「ACCS 上海」の概要

名 称：(日本)電子計算機著作権協会上海事務所  
(日本)電子計算機软件著作权协会上海事務所  
住 所：上海市楊浦区楊樹浦路2310号白麗大厦809室  
電 話：+86-21-6121-1136  
ファクス：+86-21-6121-1137  
電子メール：shanghai@accsjp.or.jp

活動内容：

- ・ゲーム・アニメ等の海賊版についての情報収集や対策の強化
- ・日中間のコンテンツビジネス振興支援
- ・内外の関係部局との連携
- ・教育機関などに対する講演
- ・日系企業のソフトウェア利用に対する注意喚起

## 【寄稿】イタリアにおける日本のアニメ、マンガ等についての一考察

ーコンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）の活動とともにー

前 在イタリア日本国大使館 参事官（文化・広報担当） 矢野和彦

私は、教育・文化担当として、2004年の1月にローマの日本大使館へ赴任したが、数日目にして違和感を憶え、それがその後ずっと増幅し続け大きな疑いに変わり始めた頃、ACCSの久保田専務と石井氏がローマに登場した。

その経緯はこうである。

私が最初に滞在したレジデンスで、平日の朝と夜、土日にテレビのチャンネルを回していると、たくさんの日本のアニメ等が放送されており、特に、私の目を引きつけたのは、中学生時代に熱中した矢口高雄氏の「釣り吉三平」と小学生の頃から好きだった「ゴレンジャー」シリーズ（こちらでは「パワーレンジャー」シリーズという名称で放送されている。）であった。せりふは伊語への吹き替えであり、主題歌も全く違ったものになっているし、そもそも「パワーレンジャー」シリーズは、登場人物も外国人となっている。

さて、違和感の第1は、「釣り吉三平」は、朝、昼、夜の3回放送され、しかも、1週間それを毎日繰り返し、さらには、なんとこの放送はそれからおよそ1年半の間ずっと続いたのである。

このアニメが何回シリーズなのかは知らないが、私が認知した時点から数えても、それだけの期間続いているのであるから、おおざっぱに言うと1日3回×500日ぐらいは放送されており、少なく見積もっても数十サイクルはこなしていることとなる。

このとき、私の違和感の根底にあったのは、著作権者である制作会社や台本作家、原作者は本当にこのような常識外れの放送に明確な許諾を与えたのだろうか、ということである。

そして、第2は、日本アニメの放映状況調査を行うために、あるテレビ局に私の同僚が放送の状況やその考え方について問い合わせたときに、その責任者が「当方では日本のアニメは扱っていない。」という回答をしてきたことである。このテレビ局は、現にホームページで、「タイムボカンシリーズ」や「宇宙戦艦ヤマト」を掲載し、他にも毎日のように繰り返し放送しているのにもかかわらずである。もし、これらが合法的に放送され、その局長が言っていることが本当のことであるとすれば、日本のアニメ制作会社がどこかの国の会社に権利を売って、そこから権利の一部がさらに転売されてきているのではないかと私は想像した。

さらに、第3は、先述のテレビ局で放送されており、イタリアでも大人気の米国でリメイクされた「パワーレンジャー」シリーズである。

「ガオレンジャー」は「ディーノトウンデル」(DINO THUNDER)、「ハリケンジャー」は「ニンジャストーム」(NINJA STORM)といった具合に、題号も変われば、主題歌、ヒーローを演じる俳優も総入れ替えに外国人になっている。日本で放送されてから、ほと

んど時間差をおかずリメイクされ、その 1、2 年後ぐらいには、イタリアでも大々的かつ何度もいくつものチャンネルで放送されている。上記 2 つの他、「ギャラクシー」「タイムフォース」「ワイルドフォース」「インスペース」などの「パワーレンジャー」シリーズは、少なくともこの 2 年間ずっと毎日朝 7 時台に 2 本ずつ繰り返し流され続けている。(一体、我が息子は今回このシリーズを見ただろうか。)

このポイントは、一番重要な「創作性」のある部分、つまり面白さのエッセンスのようなどころだけ日本のものを採用していること、また、手間暇のかかる特撮の部分を映像として多用しているので、舞台は米国のはずなのになぜか時々日本のパトカーや警官が出てきたり、「メガゾー」が東京ドームから発進したりする。見る人が見れば日本のものそのものなのだが、イタリア人の立場からするとどうみても米国のものにしかみえない。というのも、クレジットも若干日本人の名前がみえるが圧倒的に外国人の氏名が多い。

このほか、「ディーノトウンデル」の主人公達が、本家本元の日本で放送された「ガオレンジャー」を見ながらげらげら笑い感想を述べているだけの「手抜き」の放送回もあり、私にとってはかなり不愉快な回もあった。

そして、このパワーレンジャーシリーズの様々なグッズは、イタリアのおもちゃ屋さんにおいて大量に販売されており、我が息子もそのイタリア人の友人達もみんな夢中になっている。妻は、スペイン広場の近くの「ディズニーショップ」で買ってきたパワーレンジャーの衣裳を嬉しそうに息子に着せたり、フィギュアなどの大量のグッズを買い与えている。いったいそのロイヤルティはどこに消えて行くのだろうか。「思想又は感情を創作的に表現」したはずの日本の権利者には多少はわたっているのだろうか、という疑問が自然に沸いた。

そういう違和感が大きな「疑い」に変わろうとしていたときに、ACCS の久保田専務と石井氏が現れた。

久保田氏は私を知らなかったが、私は 10 年前の久保田氏を知っており、正直なところ、ずいぶん押しの強い人だなあ、というややネガティブな印象をもっていた。(押しの強さは今でも相変わらずだがその印象は一変した。もちろんポジティブに。)

彼らのイタリア入りの目的は非常に明確で、こちらで日本のアニメやマンガが大変な人気を博しているなのでそのビジネスを展開したいのに、海賊版が溢れていて正規ビジネスが成り立たない、というあるイタリア人企業家の訴えに応えてのことであった。

彼らも最初は半信半疑だったようだがそれは事実であった。

詳細はここでは書かないが、おおざっぱにいうと以下のとおりである。

ACCS が調査したローマ、ボローニャ、ミラノで、約 600 タイトルの日本のアニメの DVD 等の海賊版が正規品と同じ値段、1 枚 3000 円以上の値段で売られている。しかも、ご丁寧にイタリア著作者出版者協会 (SIAE) のシールまで貼られている。(イタリア著作権法ではこのシールがなければ合法的に流通できないこととなっている。)

普通、海賊版は、一目で分かるシチュエーション、つまり、路上で売られたり、大幅に

安価であったり、パッケージが簡易であったり、販売している者が一目で見て分かる外国人であったりするのだが、今回売られていたのは「本物」も販売しているれっきとした店舗だし、正規品と同じ値段、しかも、パッケージは現地の人ではぱっと見では絶対に分からないもの（プロが見たら、シガツになってたりしている変な日本語が書かれたりしておりすぐに判別できるものもある。）ということだった。

私は、この事実を聞かされ、これまでの違和感と大きな疑いの根底にあるものが何であるのかを理解するとともに、この問題の根の深さに驚いた。

欧州における「著作権思想」の大元のイタリアで、まさかというのが正直なところだが、今回のことは起こるべくして起こっていると言える。

この問題の本質を言い当てているのが、イタリア側のある関係者の言葉である。

「これだけ、日本のアニメ・マンガが大人気なのに、日本の権利者は、なぜディズニーのような権利ビジネスを積極的に展開しないのか。」

彼も日本のアニメファンとして、イタリアの消費者の需要がこれだけあるのに、なぜわずかなタイトルしか発売が許されていないのか、ビジネスをしっかりと展開すれば、善良な市民が正規商品をもっともっと購入するだろうに、という純粋で素朴な疑問を素直に一消費者の立場で吐露してしまったのだろう。

あなたの立場でそういう言い方はないだろうと思いつつも、要するにそういうことであると妙に納得がいった。

つまり、SIAE のシールが添付されている海賊版が定価で売れるということは、少なくとも購入している消費者は「本物」と誤解して買っているわけで、多くのイタリア人は、安価な海賊版を法律違反という危険を犯してまで購入するのではなく（イタリアでは、上記のようなシチュエーションの下、海賊版を購入した者も法律で罰せられる。）、正規版を購入する意欲も、その経済的な能力もある、ということの証左なのであろう。

この問題と先に抱いた「違和感」を併せて考えるとき、日本の多くのアニメ制作会社やマンガ、出版業界等の中で、欧州に事業を展開しようということを考えている権利者が意外と少ないことに行き当たる。また、日本で生まれたアニメやマンガなどの知的財産が海外においては、かなり「ぞんざい」に扱われているのではないか、という疑問が浮かんできた。

ある業界通から聞いたところによると、日本のアニメの中には、数百万円という安価で日本国外におけるすべての著作権を行使する権利が売却され、日本の権利者には日本国内での権利しか残っていないという作品も過去相当数あるとのことである。

制作会社の中で、システムティックに制作されたアニメには会社もあまり愛情がないので、そういう取り扱いを受けてしまうのか。

私にはその辺の事情は全く分からないので申し上げる資格はないが、いずれにせよ権利者がその気にならなければ、イタリアではまるでなにもなかったかのように、この状態が平穩のうちに続くに違いない。ACCS の活動が大きな成果を挙げたにもかかわらずである。

すでに報道で明らかなおりだが、ACCSの告訴から8ヵ月というこちらではかなりのスピードでイタリア財務警察は海賊版販売店を捜索・押収した。権利者側にその気があれば伊司法当局もしっかりと対応してくれるということであろう。

当館としても今後とも必要な権利者側よりの情報提供を受けた上で、今回同様、イタリア財務警察やSIAEなどへ働き掛けに対する支援、及びEU、イタリア外務省などの外交的なチャンネルを使っての働き掛け等適切な対応を行っていく方針である。

いずれにせよ、本件への官民の取り組みは、我が国が知的財産立国へ向かう行程の重要なケーススタディとなるのは間違いない。

(「ACCS会報」2006年5月号から転載)



## 資料編

**PROCURA della REPUBBLICA**  
**presso il TRIBUNALE di BASSANO DEL GRAPPA**  
**ATTO DI DENUNCIA – QUERELA**  
**con richiesta di sequestro**

Ill.mo Signor Procuratore della Repubblica,  
il sottoscritto (特別代理人), nato a (生まれた市), il (生年月日) e domiciliato in (住所), nella sua qualità di procuratore speciale della (権利者 A) e della (権利者 B) difeso dall'Avvocato (弁護士) con (所在地) come da nomina in calce al presente atto

**ESPONE**

**FATTO**

- 1) La (権利者 A) è una società di diritto giapponese corrente in (所在地), ed è titolare esclusiva dei diritti sui personaggi e sulla serie di animazione “(著作物 A)”.
- 2) La (権利者 B) è una società di diritto giapponese corrente in (所在地) ed è titolare esclusiva dei diritti sui personaggi e sulla serie di animazione “(著作物 B)”. Essa inoltre è titolare esclusiva del marchio “(著作物 B)” con varie registrazioni, in particolare con registrazione (登録番号) del (登録日) riguardante la categoria 9 che comprende tutti i mezzi di riproduzione audiovisiva.
- 3) Le suddette società si sono rivolte ad un'associazione specializzata in materia, la ACCS – Association of Copyright for Computer Software di Tokyo, 5-40-18 Otsuka, Bunkyo ku, un ente si impegna nella protezione del diritto d'autore dei propri affiliati nel mondo, la quale ha fornito precisi pareri tecnici, spiegando anche come si individuano spesso i prodotti illegali: essi sono contraddistinti da scritte come “region free”, “all code”, “all region”, “code free”; talvolta riportano contemporaneamente sottotitolazione in inglese e cinese; nel caso di riproduzioni da trasmissioni televisive scorrono avvisi locali dell'emittente.
- 4) Infatti, a seguito di una serie di visite e verifiche in vari negozi specializzati nella vendita di prodotti audiovisivi (DVD, CD-Audio, CD-ROM, videocassette, ecc.) in tutta Italia si riscontrava una situazione di allarmante, quanto diffusa, illegalità.
- 5) In particolare, per la (権利者 A) è stato rinvenuto il seguente prodotto contraffatto:  
DVD “(著作物 A)” che si allega , privo del marchio DVD, ma con un bollino SIAE nel quale risulta “(海賊版販売業者)”,  
che riproduce pedissequamente la versione originale sempre in DVD, pure allegata.  
Nell'allegata dichiarazione peritale della ACCS a firma del Signor (鑑定専門家), si conferma trattarsi di un'evidente copia dell'originale.

共和国検察庁  
Bassano del Grappa 地方裁判所付  
告訴 — 親告状  
押収請求

共和国検察官殿、

(特別代理人)、(生年月日、生まれた市)生まれ、(住所)在住は、(権利者 A)、(権利者 B)の特別代理人の立場で下記の通り、申し立てる。なお、(弁護士)弁護士、事務所(所在地)に弁護を委託する。

申立

事実

- 1) (権利者 A)、住所(所在地)は、日本法に基づき設立され、アニメ「(著作物 A)」のキャラクター及びそのシリーズに関する独占的権利を保持する。
- 2) (権利者 B)、住所(所在地)は、日本法に基づき設立され、アニメ「(著作物 B)」のキャラクター及びそのシリーズに関する独占的権利を保持する。更に同社は、商標登録される「(著作物 B)」、特に(年月日)登録番号(登録番号)(オーディオビジュアル複製手段に関わる 9 カテゴリー対象)による権利の所有者である。
- 3) 上記各社は、本件問題を専門に扱う協会 ACCS – Association of Copyright for Computer Software、住所: 東京都文京区大塚 5-40-18、に諮問を求めた。同協会は、世界中で活躍し、権利者である加盟各社の著作権保護を行う団体である。協会所属の鑑定専門家が、専門技術に基づく見解を表明すると共に、非合法商品の見分け方の説明を行った。これら商品は通常、「Region free」「All region」「Code free」などの記載がされ、場合によっては作品の字幕が英語や中国語である。テレビ放映された作品を基に複製した場合には、現地放送局からの通知が流される。
- 4) オーディオビジュアル製品(DVD、CD、CD-ROM、カセットテープその他)を専門販売、レンタルする店舗をイタリア各地で複数訪問、確認した結果、非合法の状態は幅広く普及し、強い懸念を抱かせるものであった。
- 5) (権利者 A)に関し、下記の海賊版商品が発見された:  
DVD 商標は無いが SIAE のシールが貼付される DVD「(著作物 A)」、(海賊版販売業者)との記載あり。  
これはオリジナル DVD から複製したものである。  
ACCS 職員(鑑定専門家)の鑑定結果により証明されるように、オリジナル DVD 作品から複製したものである。

## 【書式 1】

- 6) In particolare per la (権利者 B) sono stati rinvenuti i seguenti prodotti contraffatti:  
n. 2 DVD non originali “(著作物 B)-Vol. 2” e “(著作物 B) Vol. 6” che si allegano, privi del marchio DVD, ma con un bollino SIAE nei quali risulta “(海賊版販売業者)”.  
Si tratta nella versione (海賊版販売業者) degli episodi nn. 5-8 e 39-50 di una illegale riproduzione degli episodi originali nn. 2-4, 5-7, 8 dei DVD originali “(著作物 B) Vol. 2” “(著作物 B) Vol. 3” “(著作物 B) Vol. 4” e degli episodi originali nn. 14-16, 36-39, 40-43, 44-47 e 48-51 tratti rispettivamente dai DVD originali “(著作物 B) Vol. 6”, “(著作物 B) 2004 2nd Stage” Vol. 1-4, che si allegano.  
Il tutto risulta certificato incontrovertibilmente dalla allegata dichiarazione peritale della ACCS a firma del Signor (鑑定専門家), nella quale si conferma che non si tratta di prodotti originali.
- 7) Le verifiche fatte effettuare alla ACCS hanno consentito di appurare che si tratta di copie grossolane e contraffazioni clamorose in violazione dei diritti di autore tutelati dalla L. 22.4.1941 n.633 e successive modifiche, e dunque, di prodotti frutto di banale riproduzione e di atti di grave “pirateria”.
- 8) In tutti i supporti suddetti appariva nel bollino SIAE la denominazione (海賊版販売業者), la quale però da una sommaria ricerca effettuata a campione presso le Camera di Commercio principali città non risulterebbe nemmeno iscritta come ragione sociale, anche se il nome non è del tutto ignoto agli operatori del settore.
- 9) Ulteriori indagini hanno consentito di appurare che la (海賊版販売業者) aveva un sito omonimo su internet all’indirizzo web (URL), nel quale commercializza centinaia di prodotti, e che in precedenza utilizzava anche la denominazione “(海賊版販売業者旧名称)” ed il sito (URL). Attraverso il sito di Intermedia Srl ((URL)- che raccoglie molti operatori del settore) quest’ultimo nominativo appare come negozio “on line” all’ingrosso ed al dettaglio, e risulta avere sede in via (所在地)(電話/FAX) – al quale però non corrisponde più alcun abbonato.
- 10) Non vi è dubbio peraltro che la (海賊版販売業者) – e chi dietro essa si celi – svolga un’attività commerciale assai complessa ed organizzata, per di più - si suppone - assai lucrativa. Basta infatti esaminare sommariamente il Catalogo: “(カタログ 1)”, “(カタログ 2)”, “(カタログ 3)”, “(カタログ 4)” e “(カタログ 5)” nel quale sono evidenziati i prodotti sospetti di illegalità.
- 11) Inoltre nel sito citato si trovano sia una dettagliata “Guida all’acquisto” per l’acquisto “on line”, il pagamento e la consegna dei prodotti a domicilio, sia le istruzioni per divenire “Rivenditori” e avere accesso ad un catalogo di oltre 500 titoli e un apposito listino-prezzi.
- 12) Ed in effetti risulterebbero almeno due punti vendita che espongono le insegne (海賊版販売業者) e/o (海賊版販売業者) SHOP in Italia:  
(ショップ 1) – (所在地) - Tel. (番号), e/o (所在地) - Tel. (番号) - Fax (番号)  
(ショップ 2) – (所在地) - Tel. (番号) Fax (番号) e/o (所在地);  
Tali punti vendita, assai ampi e suddivisi su due piani (livello terra e seminterrato), distribuiscono all’apparenza enormi quantitativi di prodotti degli esponenti, la cui origine e provenienza è fortemente sospetta.

- 6) (権利者 B)に関し、下記の海賊版商品が発見された。
- DVD 商標はないが SIAE のシールが貼付される DVD2 点「(著作物 B) Vol. 2」「著作物 B Vol. 6」、(海賊版販売業者)との記載あり。
- これらはオリジナル DVD「(著作物 B) Vol. 2」、「(著作物 B) Vol. 3」、「(著作物 B) Vol. 4」のエピソード 2~4、5~7、8、及び、同じくオリジナル DVD「(著作物 B) Vol. 6」、「(著作物 B) 2004 2nd Stage」Vol. 1~4 のエピソード 14~16、36~39、40~43、44~47、48~51 から複製したものである。
- これらは全て ACCS 職員(鑑定専門家)の鑑定結果により証明されるように、オリジナル作品ではない。
- 7) ACCS による鑑定の結果、全て粗雑な複製であり、1941 年 4 月 22 日法律 633 号(著作権法)に明らかに違反する低品質な複製、海賊版である。
- 8) 上記全ての媒体に貼付される SIAE のシールには(海賊版販売業者)の名称が見受けられるが、これまで各都市の商工会議所などで行った調査では、法人登録がされていない。しかし、同社の名前は関係者の間で全く知られていないわけではない。
- 9) 後の調査により、(海賊版販売業者)はホームページ(URL)を開設し、ホームページ上で多くの販売を行っている。又、以前には「(海賊版販売業者旧名称)」の名称を使用しており、そのホームページは(URL)であった。Intermedia Srl((URL)、関連部門のオペレータを多く集める)のホームページで、(海賊版販売業者旧名称)は卸、小売のオンラインショップとして紹介され、その本社は(所在地)、電話、ファックス:(番号)である。但し、電話番号は現在登録されていない。
- 10) (海賊版販売業者)又はその背後にある人物が、複雑に組織され、巨額の利益を得ると思われる商業活動を行っていることは疑いない。これは、不法と疑われる商品が記載されるカタログ「(カタログ 1)」「(カタログ 2)」「(カタログ 3)」「(カタログ 4)」「(カタログ 5)」からも推測できる。
- 11) 又、前述のホームページには、オンライン購入手引き、支払方法、商品の自宅配達に関する詳細な説明、販売者となり 500 以上の商品を掲載するカタログ、価格表にアクセスする方法への説明が示される。
- 12) イタリアでは少なくとも 2 店舗が(海賊版販売業者)又は(海賊版販売業者) SHOP の看板を掲げている：
- (ショップ 1)、ローマ市(所在地)、電話(番号)、同市(所在地)、電話(番号)、ファックス(番号)
  - (ショップ 2)、ボローニャ市(所在地)、電話(番号)、ファックス(番号)、(所在地)。
- 両店舗はかなり広く、地上階、地下階から構成される。店内には権利者の商品が展示されるが、その出所には疑いが持たれる。

## 【書式 1】

13) Infine, va ricordato che nessuno degli aventi diritto (権利者 A) e (権利者 B) ha mai concesso direttamente o indirettamente licenza alcuna relativamente ai propri prodotti né alla citata (海賊版販売業者), né ad altri operatori nel mondo.

\* \* \*

### **DIRITTO**

Dai fatti esposti in narrativa appaiono palesemente emergere profili di carattere penale a carico di soggetti allo stato ignoti ma agevolmente individuabili ed identificabili da parte dell'Autorità Giudiziaria.

Infatti, le condotte descritte sopra nella narrativa in fatto integrano gli elementi costitutivi di numerose fattispecie penali.

Vediamole in dettaglio, seppur in estrema sintesi.

#### **A.) Associazione per delinquere (art. 416 c.p.)**

La (海賊版販売業者) è, a tutta evidenza, una realtà imprenditoriale di rilievo con una stabile organizzazione commerciale. Sebbene non si sia riusciti ad individuarne la sede, l'esistenza del sito è certamente prova dell'esistenza di una ragione sociale, di una Partita Iva, di una stabile organizzazione dedita al commercio ed al traffico anche di prodotti "piratati".

È presumibile infatti che dietro alla denominazione ed al corrispondente sito vi sia un'organizzazione complessa in grado di gestire anche tutta l'attività di raccolta ordini dai clienti al dettaglio, di gestione dei rivenditori, di fatturazione e di consegna con i relativi pagamenti.

Se tutto ciò fosse confermato ne risulterebbe provata la fattispecie associativa in oggetto, non potendosi revocare in dubbio né la sussistenza di un vincolo associativo stabile e l'adeguatezza della struttura, alla luce della complessità della struttura, né l'indeterminatezza del programma delittuoso, in considerazione del numero di prodotti contraffatti presenti nel catalogo (海賊版販売業者).

#### **B.) Pirateria – Violazioni delle disposizioni penali L. 22.4.1941 n. 633 e succ. modif. (artt. 171, 171-ter)**

Risultano pacificamente concretati i reati previsti dalla normativa sul diritto d'autore dalla L. n. 633/1941.

In particolar modo, ricorre la fattispecie di cui all'art. 171 per le condotte abusive ivi descritte, anche con riferimento al comma 3, per quanto attiene alle comprovate deformazioni, mutilazioni e modificazioni delle opere dell'ingegno degli esponenti. Vi sono singoli episodi totalmente o parzialmente estrapolati da serie complete che vengono riprodotti casualmente, vi sono scene di videogiochi che avulse da ogni contesto vengono raccolte in un "collage" poi distribuito su DVD abusivo, ovvero ancora le riproduzioni di trasmissioni televisive di qualità peraltro modesta.

Ricorre poi anche e soprattutto l'ipotesi prevista dall'art. 171-ter

- 13) (権利者 A)、(権利者 B)各社が直接、間接的にもライセンス許可したことは無い映像、音楽であることが確認されている。

#### 法律

上記事実から、身元不特定ではあるが、司法当局が容易に身元確認できる人物による刑事犯罪の特徴が明確に分かる。

又、事実に記述される内容から、複数の刑事犯罪が立証されうる。

#### A) 犯罪をするための結社(刑法 416 条)

(海賊版販売業者)は、安定したビジネス組織を有する企業であることは明白。本社を確認することは出来なかったが、ホームページにより、会社組織、財務番号、「海賊版」商品の流通販売を行う安定的組織の存在が証明される。

名称及びホームページのみならず、その裏には、小売顧客の注文収集、販売業者の管理、請求書作成、支払い終了後の商品配達を行う複数の人物らによる複雑な組織が存在すると推測できる。

上記の事柄が確認されれば、強固な基盤を持つ組織の存在及び、(海賊版販売業者)のカタログに掲載される海賊版商品の数が膨大なものであることから、犯罪を目的とした計画があると考慮でき、タイトルにあるように犯罪をするための結社の存在が証明される。

#### B) 海賊版 — 1941 年 4 月 22 日法律 633 号規定違反(171~171-3 条)

1941 年法律 633 号(著作権法)に規定する犯罪が行われたことは明白である。

特に、171 条 3 項に規定する、著作物の変形、部分的破損(削除)、変更に関わる犯罪である。完成された作品から全体又はその一部が切り取られて、別のものに立して替えられる事例が存在する。又、ビデオゲームでは、本来の流れとは無関係に、「コラージュ」の形で集められ、一体の DVD ソフトとして販売されているものも見られる。

更に 171-1 条に規定する犯罪の可能性も存在する。

## 【書式 1】

- sia al comma 1, lett a) e b) per l'abusiva duplicazione e riproduzione di opere musicali, cinematografiche, audiovisive assimilate o sequenze di immagini in movimento, nonché multimediali;
- sia al comma 1, lett. c) per l'introduzione nello Stato, la detenzione per la vendita o la distribuzione, la distribuzione e la messa in commercio, nonché il noleggio di tali prodotti abusivi;
- sia al comma 1, lett. d) per la illegittima apposizione di contrassegno SIAE o la possibile contraffazione dello stesso, sui prodotti abusivi;
- sia, infine al comma 2 lett. a), b) e c) per l'evidente enorme giro d'affari, ben superiore ai limiti indicati di 50 copie, e comunque per l'incontestabile esercizio del traffico illecito in forma imprenditoriale, nonché per l'attività di promozione ed organizzazione delle attività illecite con le reti di "Rivenditori".

Un'attività dalla quale si traggono enormi profitti illeciti e che per tali motivi, oltre che per ragioni culturali, va perseguita e debellata.

### **C.) Contraffazione (art. 473 c.p.) ovvero Uso (art. 474 c.p.)**

L'art. 473 c.p. persegue le contraffazioni ed alterazioni di marchi. L'ipotesi delittuosa in parola è documentale, quantomeno per la (権利者 A) e per il suo marchio "(著作物 A)", ma anche per gli altri esponenti, data la riproduzione abusiva e talvolta approssimativa di immagini e caratteri dei marchi (著作物), (著作物), ecc., risultante dal semplice raffronto con le edizioni originali. La confusione e la possibilità di induzione in errore è incontestabile.

E' parimenti evidente la sussistenza dell'ipotesi sussidiaria di cui all'art. 474 c.p. a carico di chi abbia fatto uso dei marchi contraffatti, introducendo nel territorio italiano per farne commercio, detenendo per vendere o ponendo in vendita o comunque in circolazione, "opere dell'ingegno o prodotti industriali, con marchio o segni distintivi nazionali o esteri contraffatti o alterati".

### **D.) Frode in commercio (art. 515 c.p.) e (art. 517 c.p.)**

Vi è un'ultima ipotesi da verificare in via sussidiaria. Come è noto la norma prevista all'art. 515 c.p. tutela la correttezza degli scambi commerciali e punisce chiunque, nell'esercizio di un'attività commerciale consegna una cosa per un'altra, ovvero beni mobili per origine, provenienza, qualità diverse da quella dichiarata e pattuita. Come risulta dall'etichetta di prezzo (corrente di mercato), dall'etichetta SIAE, dalla confezione e dall'indebita riproduzione di immagini originali, l'acquirente sicuramente è indotto a pensare che si tratti di prodotti originali. Ma così non è come si è avuto modo di dimostrare, ci si augura in maniera convincente.

Va per completezza menzionata per essere sottoposta al vaglio del magistrato anche la sussistenza della più tenue ipotesi di cui al 517 c.p., e cioè la vendita e messa in circolazione di opere dell'ingegno e di prodotti atti ad indurre in errore il compratore sull'origine, provenienza o qualità dell'opera o del prodotto, risultando documentalmente sulle confezioni la presenza di segni mendaci senz'altro idonei a trarre in inganno un acquirente.



## 【書式 1】

- 1 項 a)、b): 音楽、映画、オーディオビジュアル、その他類似作品、動画、マルチメディア作品の不法な複製;
- 1 項 c): 不法商品の国内輸入、販売、流通を目的とした保持、流通、販売、レンタル;
- 1 項 d): 不法商品への SIAE シールの不法又は偽造物の貼付;
- 2 項 a)、b)、c): 規定範囲である 50 件を優に超える販売数を持ち、いずれにしても企業体として相当規模の不法商品流通、「販売網」を活用した不法活動の推進、組織

これら一連の活動は巨額の利益を得ることが可能なことから、芸術作品保護の観点のみならず、追及、撲滅する必要がある。

### C) 偽造(刑法 473 条)又は、虚偽の記号を附した商品の輸入、取引(刑法 474 条)

刑法 473 条は、商標の偽造、変造に関して規定する。この犯罪については、証拠資料が提出される(権利者 A)の「著作物 A」のみならず、他の商品、(著作物)、(著作物)においても、これらの商標やキャラクターの粗雑とも言える複製は、オリジナルとの比較で明らかになる。

「偽造し又は変造した内国又は外国の商標又は特殊記号を有する知的作品又は工業製品」をその取引の為に輸入し、販売の為に所持し、又は販売に付し若しくはその他の方法で流通に置き、偽造商標を使用した者が刑法 474 条に規定する罪を犯したことも明らかである。

### D) 商取引に於ける詐害(刑法 515 条)、虚偽の記号を有する工業製品の販売(刑法 517 条)

最後に補完的犯罪の存在も検討する必要がある。刑法 515 条は、公正な商取引を保障し、商事活動を行う際に、又は公開の販売に於いて、ある動産を他の動産の代わりに買い手に引き渡し、又は出所、産地、性質若しくは数量について言明し若しくは約束したところと異なる動産を買い手に引き渡した者を罰する。記載される価格(市場価格と同等)、SIAE のマーク、パッケージ、複製された画像から、買い手はオリジナル商品であると思わされたであろう。しかし事実が異なることは、これまでに十分説明されたとおりである。

又、刑法 517 条の規定、知的作品又は工業製品の出所、産地又は性質について買い手を錯誤に陥らせるに足る内国又は外国の名称、商標又は特殊記号を有する作品又は製品を販売に付し、又はその他の方法で流通に置くことによる犯罪の可能性についても、司法官の検討を仰ぐ必要がある。

## 【書式 1】

\* \* \*

### ISTANZA di SEQUESTRO

Si formula espressa istanza di sequestro ex art 253 cpp di prodotti eventualmente depositate e reperite presso la sede legale ed operativa della (海賊版販売業者), ovvero della ragione sociale sottostante a tale denominazione – allo stato ignote

- presso la sede della (海賊版販売業者旧名称) in Roma, (所在地);
- presso il rivenditore (ショップ 1) in Roma, (所在地);
- presso il rivenditore (ショップ 2) in Bologna, (所在地)

nelle relative pertinenze e spazi in uso alle persone giuridiche ed agli stessi soggetti persone fisiche, nonché in ogni altro luogo che si ritenesse opportuno.

\* \* \*

Per tutte le ragioni sopra esposte, il (特別代理人), nella qualità *ut supra* di procuratore speciale anche ex art. 76, 100 e 122 c.p.p., a ciò debitamente autorizzato e facoltizzato, con il presente atto sporge formale

### DENUNCIA - QUERELA

nei confronti di soggetti allo stato ignoti per i reati di associazione per delinquere (art. 416 c.p.), contraffazione di marchi ed introduzione e circolazione di prodotti contraffatti od alterati (art. 473 e 474 c.p.), frode in commercio e vendita di prodotti industriali con segni mendaci. (art. 515 e 517 c.p.), nonché per la violazione degli artt. 171 e 171-ter della Legge sul diritto d'autore del 22.4.1941 n. 633, ovvero per ogni altro reato la S.V. III.ma ravvisasse nei fatti sopra descritti, affinché venga perseguito e punito ai sensi di legge.

Chiede inoltre, che la S.V. III.ma voglia provvedere a svolgere ulteriori indagini in relazione ai fatti di cui in narrativa, nonchè a disporre con estrema urgenza il sequestro di tutti i prodotti illegali oggetto della presente denuncia.

Si chiede di essere avvisati ex artt. 409 e segg. nella denegata ipotesi che la S.V. III.ma richiedesse l'archiviazione della presente *notitia criminis*. Ci si oppone sin da ora all'emissione di Decreto Penale di Condanna.

Il sottoscritto si riserva di integrare al più presto la presente denuncia-querela con ulteriori elementi, anche documentali, in via di acquisizione.

Si producono:

- 1)...
- 2)...
- 3)...

Bassano del Grappa-Milano, (日付)

(特別代理人)

V° è autentica

Avv. (弁護士)

**押収請求**

刑訴法 253 条に従い、(海賊版販売業者)(現状ではその正式名称は不明)の本社、販売拠点及び下記各店舗:

- (海賊版販売業者旧名称)、ローマ(所在地)
- (ショップ 1)、ローマ(所在地)
- (ショップ 2)、ポローニャ(所在地)

法人、私人が使用する上記店舗及び同付属建物の他、必要と考慮される建物に保管されると思われる不法商品の押収を請求する。

\* \* \*

上記理由により、(特別代理人)は、特別代理人としての権限により又、刑訴法 76、100、122 条により承認され授与される権限により、正式に親告を行う。

**親告状**

現状では不特定の人物に対し、犯罪をするための結社(刑法 416 条)、特殊記号の偽造、偽造の記号を有する産物の輸入及び取引(刑法 473、474 条)、商取引における詐害、虚偽の記号を有する工業製品の販売(刑法 515、517 条)に規定する犯罪及び 1941 年 4 月 22 日法律 633 号(著作権法) 171、171-2 条違反のみならず、記載事実より司法官が考慮する犯罪について、訴追され、刑罰の対象となることを求めて親告する。

更に、当親告状への記載事実に従い、必要と考慮される捜査を行い、且つ、不法商品の緊急押収を願う。又、本件が手続き打ち切りの対象となる場合(不起訴処分)、刑訴法 409 条以下に従い、通知を得ることを請求する。加えて、現段階から、命令による刑の執行には異議を唱える(訳注:公判によらない特別手続き)。

今後とも出来る限り迅速に、現在収集中である証拠資料の提出を行う。

下記の資料を当親告状に添付、提出する。

- (1) .....
- (2) .....
- (3) .....

Bassano del Grappa — Milano、(日付)

(特別代理人)

以上相違ありません。

(弁護士)

**【書式 1】**

**ATTO DI NOMINA DI DIFENSORE della PERSONA OFFESA**

Il sottoscritto (特別代理人), nato a (生まれ都市) il (生年月日), domiciliato in (住所), nella sua qualità di procuratore speciale della (権利者 A) e della (権利者 B) munito di tutti i poteri,

**NOMINA**

Nella predetta qualità quale difensore delle parti offese l'Avv. (弁護士) di (所在地), conferendogli ogni più ampio potere e facoltà di legge, ivi compresa la facoltà di farsi sostituire ex art. 102 c.p.p. ed eleggendo domicilio presso lo Studio del suddetto difensore in (所在地). Il sottoscritto, infine, occorrendo autorizza sin d'ora il difensore o suoi collaboratori di Studio al deposito del presente atto.

Bassano del Grappa-Milano, (日付)

(特別代理人)

V° è autentica

Avv. (弁護士)

【書式 1】

### 犯罪被害者弁護士任命状

(特別代理人)、(生年月日)(生まれた市)生まれ、(住所)は、(権利者 A)、(権利者 B)各社の特別代理人としての全権限を有し、下記の通り弁護士を任命する。

### 任命

(弁護士)、事務所(所在地)に、法律が認める全ての資格、権限を与え、同人を弁護士として任命する。刑訴法 102 条に従う、代理権も資格として認める。又、法定住所を(所在地)に定める。又、現時点より、左記弁護士及び事務所職員に対し、同親告状の提出を承認する。

Bassano del Grappa — Milano、(日付)

(特別代理人)

以上相違ありません。

(弁護士)

**PROCURA della REPUBBLICA**  
**presso il TRIBUNALE di ROMA**  
**ATTO DI DENUNCIA – QUERELA**  
**con reiterazione di richiesta di sequestro**

Ill.mo Signor Procuratore della Repubblica,

il sottoscritto dott. (特別代理人) nato a (生まれた市), il (生年月日) e domiciliato in (住所), rappresentato e difeso di fiducia dall'Avvocato (弁護士) del Foro di Milano come da nomina in atti, nella sua qualità di procuratore speciale della (権利者), ad integrazione della denuncia – querela depositata il DD.MM.YYYY dinanzi alla Guardia di Finanza di Bassano del Grappa e trasmessa per competenza territoriale alla Procura della Repubblica presso il Tribunale di Roma ove è pendente il procedimento penale n. XXXXX/XX R.g.n.r. affidato alle cure del P.M. Dott.ssa (検察官).

ESPONE

- 1) In data DD Month YYYY, a seguito di richiesta del P.M., il GIP, Dott. (予備捜査裁判官), disponeva il sequestro preventivo dei seguenti supporti video-fonografici che riproducono illegalmente le seguenti opere dell'ingegno:
  - (著作物);
  - (著作物);
- 2) In data DD Month YYYY la Guardia di Finanza – Gruppo Pronto Impiego Roma -, al fine di dare esecuzione al decreto di perquisizione locale emesso dal Sostituto Procuratore della Repubblica presso il Tribunale di Roma, Dott.ssa (検察官), relativamente al procedimento penale n. XXXXX/XX R.G. n.r. a carico di (被疑者) ed altri, in ordine ai reati di cui agli artt. 171 bis lett. a), 171 ter, c.1, lett. C e comma 2, lett. a) della L. 22.4.1941 n.633 ed artt. 474, 517, 648 c.p., procedeva alla perquisizione e al contestuale sequestro preventivo del materiale trovato presso la ditta “(海賊版販売業者)” .
- 3) Venivano rinvenuti e posti sotto sequestro i seguenti supporti video – fonografici:
  - nr. XX supporti DVD contenenti l'opera “(著作物)”
  - nr. XX supporti DVD contenenti l'opera “(著作物)”
  - nr. XX supporti CD contenti la colonna sonora dell'opera “(著作物)”
  - nr. XX supporti DVD contenenti l'opera “(著作物)”
  - nr. XX supporti DVD contenenti l'opera “(著作物)”
  - nr. XX supporti CD contenenti la colonna sonora dell'opera “(著作物)”
  - nr. XX magliette recanti il marchio registrato “(著作物)”

【書式 2】

犯罪情報登録番号: XXXXX/XX

担当検察官: (検察官)

**ローマ地方裁判所付共和国検察庁**  
**新たな押収請求を含めた告発・告訴状**

共和国検事正殿、

告発人(特別代理人)、(権利者)の特別代理人、(生年月日)(生まれた市)生まれ(住所)、弁護士(弁護士)は、XXXX年XX月XX日付けバツサーノ・デル・グラツパ財務警察提出告発・告訴状、後土地管轄の為ローマ地方裁判所付共和国検察庁宛送付、に記される犯罪情報登録番号 XXXXX/XX、(検察官)検察官担当の事件に関し、下記の通り申し立てた。

**告発の事実**

- 1) XXXX年XX月XX日、検察官の要請により、(予備捜査裁判官)予備捜査裁判官が音声映像ビデオ作品海賊版(以下に列記)の予防押収を命令した:
  - (著作物);
  - (著作物);
- 2) XXXX年XX月XX日、財務警察ローマ捜査班は、(検察官)・ローマ地方裁判所付共和国検事正補が発令した店舗内捜索命令実施の為、(海賊版販売業者)での捜索及び予防押収を行った。上記命令は、犯罪情報登録番号 XXXXX/XX 事件に関する刑事手続に於いて出されたものである。同事件被疑者:(被疑者)他、被疑事実:1941年4月22日付け法律633号171-2条a)、同171-3条1項c)、同2項a)及び刑法474、517、648条。
- 3) 押収された音声映像ビデオ作品は下記の通りである:
  - DVD“(著作物)” XX点
  - DVD“(著作物)” XX点
  - CD“(著作物)” サウンド・トラック XX点
  - DVD“(著作物)” XX点
  - DVD“(著作物)” XX点
  - CD“(著作物)” サウンド・トラック XX点
  - “(著作物)” 登録商標印刷Tシャツ XXX枚

## 【書式 2】

Contestualmente la Guardia di Finanza reperiva i seguenti ulteriori supporti non sottoponendoli a sequestro:

- nr. XX supporti DVD contenenti le opere “(著作物)”
- nr. XX supporti CD contenenti la colonna sonora dell'opera “(著作物)”

Veniva informato il P.M., Dott.ssa (検察官), che disponeva il non doversi procedere al sequestro di detti supporti, in quanto non citati negli atti relativi al procedimento penale in oggetto. Inoltre, non vi era prova della loro illecita provenienza.

\* \* \*

Ci si riporta alle considerazioni in fatto e in diritto esposte nella precedente denuncia – querela, ribadendo l'esistenza di profili di reità anche per tali supporti non oggetto di sequestro.

Si fa rispettosamente rilevare che si tratta di prodotti relativi a personaggi e serie di animazione, tutti già menzionati nella denuncia – querela del DD.MM.YYYY. In particolare, si osserva che i DVD (著作物), vol. 3, vol. 4 e vol. 6, sono quantomeno già specificatamente indicati come contraffatti, mentre per gli altri si tratta pacificamente di violazione di diritti dei quali è titolare la (権利者).

\* \* \*

### ISTANZA di SEQUESTRO

- Si formula espressa istanza di sequestro ex art 253 c.p.p. dei seguenti supporti rinvenuti dalla Guardia di Finanza in data DD Month YYYY e di tutti quelli che la stessa dovesse rinvenire nelle successive perquisizioni.

In particolare:

- nr. XX supporti DVD contenenti le opere “(著作物)” volumi 1°- 3°- 4°- 5°- 6°- 7°- 8°- 9°;
- nr. XX supporti CD contenenti la colonna sonora dell'opera “(著作物)”;

depositati e reperiti presso la sede operativa della (海賊版販売業者), ovvero della ragione sociale sottostante a tale denominazione, nonché eventualmente

- presso la sede della (海賊版販売業者旧名称) in Roma, (所在地);
- presso il rivenditore (ショップ 1) in Roma, (所在地);
- presso il rivenditore (ショップ 2) in Bologna, (所在地)

nelle relative pertinenze e spazi in uso alle persone giuridiche ed agli stessi soggetti persone fisiche, nonché in ogni altro luogo che si ritenesse opportuno.

\* \* \*

Per tutte le ragioni sopra esposte, il sottoscritto dott. (特別代理人), ut sopra rappresentato, ad integrazione della denuncia – querela sporta in data DD.MM.YYYY, con il presente atto sporge formale.



搜索時、財務警察は下記の商品を発見したが、押収は行わなかった:

- DVD “著作物” XX 点
- CD “(著作物)”サウンド・トラック XX 点

同発見に関し、(検察官)検察官に報告されたが、本件手続の記録に記載が無いため、検察官は押収手続を行わなかった。又、これらの商品に関しては、その不法性に関する証拠は存在しなかった。

\* \* \*

前告発・告訴状に挙げられる事実・法律問題を考察し、押収対象とならなかった上記商品もその不法性が認められることを申し立てる。

同商品はXXXX年XX月XX日付告発・告訴状に記載されるアニメの登場人物などを取り扱ったものである。特に、「(著作物)」Vol. 3、4、6のDVDに関しては既に海賊版である事実が指摘されている。一方その他の商品は(権利者)が所有権を持ち、違反行為が行われていることは明白である。

\* \* \*

#### 押収請求

刑事訴訟法 253 条に従い、XXXX 年 XX 月 XX 日付で財務警察が店舗搜索に於いて発見した、下記の商品押収を請求する。特に:

- DVD “(著作物)” vol. 1°- 3°- 4°- 5°- 6°- 7°- 8°- 9° XX点
- CD “(著作物)”サウンド・トラック XX 点

上記商品は(海賊版販売業者)社、同社名を掲げる店舗、及び、下記の店舗内で、法人、個人が使用する空間、及び、関連すると思慮される空間に保管され、発見されるものである:

- “(海賊版販売業者旧名称)”(所在地);
- “(ショップ 1)”(所在地);
- “(ショップ 2)”(所在地)

\* \* \*

以上の理由により、上記(特別代理人)は、XXXX年XX月XX日付け告発・告訴状への補足として以下の告発を公式に提出する。

【書式 2】

**DENUNCIA - QUERELA**

nei confronti di (容疑者 1), (容疑者 2), (容疑者 3), (容疑者 4), nonché ogni altro soggetto che abbia eventualmente concorso per i reati di associazione per delinquere (art. 416 c.p.), contraffazione di marchi ed introduzione e circolazione di prodotti contraffatti od alterati (art. 473 e 474 c.p.), frode in commercio e vendita di prodotti industriali con segni mendaci (art. 515 e 517 c.p.) ricettazione (art. 648 c.p.), nonché per la violazione degli artt. 171 e 171-ter della Legge sul diritto d'autore del 22.4.1941 n. 633, ovvero per ogni altro reato la S.V. III.ma ravvisasse nei fatti sopra descritti, affinché i responsabili vengano perseguiti e puniti ai sensi di legge.

Chiede inoltre, che la S.V. III.ma voglia provvedere a svolgere ulteriori indagini in relazione alla presente integrazione di denuncia – querela, nonché a disporre con estrema urgenza il sequestro degli ulteriori supporti indicati e rinvenuti dalla Guardia di Finanza in data DD Month YYYY.

Si chiede di essere avvisati ex artt. 409 e segg. nella denegata ipotesi che la S.V. III.ma richiedesse l'archiviazione della presente *notitia criminis*. Ci si oppone sin da ora all'emissione di Decreto Penale di Condanna.

Milano, DD Month YYYY

(Dott.(特別代理人))

**告発の趣旨・事実**

(容疑者 1)、(容疑者 2)、(容疑者 3)、(容疑者 4)他、犯罪をする為の結社罪(刑法 416 条)、知的作品または工業製品の特殊記号(商標)の偽造、変造又は使用及び虚偽の記号を有する産物の輸入及び取引の罪(刑法 473、474 条)、商取引における詐害、虚偽の記号を有する工業製品の販売の罪(刑法 515、517 条)、ぞう物罪(刑法 648 条)、著作権に関する 1941 年 4 月 22 日付け法律 633 号 171、171-3 条違反の罪、及び、これらの関連事件の共犯者らを、法による厳重な処罰を求める為、告発する。

更に、共和国検事正が当補足的告発状提出後、独自の捜査を行い、XXXX 年 XX 月 XX 日付で財務警察が発見した商品を早急に押収すべく手続を取ることを請求する。

刑事訴訟法 409 条以下に従い、検察官による不起訴処分手続決定の際には、通知を受けることを求める。又、命令による刑の執行(有罪刑事命令)には異議を唱える。

ミラノ、XXXX 年 XX 月 XX 日

(特別代理人)

【書式 3】 押収請求

**PROCURA DELLA REPUBBLICA**  
**presso il TRIBUNALE di ROMA**  
**Sezione di Polizia Giudiziaria - Guardia di Finanza**

Ill. mo Signor Procuratore,

il sottoscritto, Avv. (弁護士) del Foro di Milano, difensore di fiducia delle società querelanti (著作権者), tutte rappresentate per procura speciale dal Signor Dott. (特別代理人), quali parti offese nel procedimento penale n. XXXXX/XX R.G.n.r. pendente avanti la Procura della Repubblica di Roma ed affidato alle cure del P.M. D.ssa (担当検察官), in ossequio alla comunicazione al difensore Nr. XXXXX/XX di Prot. datata DD.MM.YY ed inviata, su conforme richiesta formulata da codesta Autorità Giudiziaria, dalla Guardia di Finanza - Comando Gruppo Pronto Impiego di Roma,

**premesse**

- che con la predetta comunicazione DD.MM.YY si chiedeva di fornire copia conforme all'originale di documentazione relativa alla regolarità in Italia dei marchi dei quali si è denunciata la contraffazione con denuncia-querela DD.MM.YY;
- - che, inoltre, si chiedeva analoga documentazione relativa alla titolarità dei diritti sui personaggi, sulle serie di animazione e di videogiochi citati nel medesimo atto DD.MM.YY;
- - che la richiesta DD.MM.YY ha ad oggetto sfere di competenza diverse (dai diritti di privativa industriale, al diritto d'autore, al software) e che inoltre la stessa documentazione, ove disponibile, va almeno in parte reperita in Giappone e tradotta in italiano con un comprensibile dispendio di tempo necessario ad assolvere a tutti gli incumbenti richiesti;
- - che, nondimeno, si intende fornire all'Autorità Giudiziaria procedente tutto l'ausilio possibile ed i supporti documentali disponibili, nei tempi tecnici strettamente necessari indispensabili,;
- - che il protrarsi della situazione di palese illegalità comporta all'evidenza l'aggravarsi del danno per le società querelanti (rendendo di fatto irreperibili i prodotti contraffatti una volta venduti al dettaglio), soprattutto in periodo natalizio allorquando la diffusione è prevedibilmente maggiore e le scorte invece si riducono proporzionalmente;
- - che, pertanto, stante la suniferita urgenza si fornisce la documentazione informativa sin qui reperita riservandosi di ottemperare pienamente, anche a future richieste, nel minor tempo possibile.

**共和国検察庁  
ローマ地方裁判所付  
裁判所刑事部一財務警察**

検察官殿

ミラノ弁護士会所属弁護士(弁護士)は、司法当局の命令に従い、ローマ財務警察機動隊より弁護側に送達されたXXXX年XX月XX日付記録XXXXX/XX番の通知に記されるよう、ローマ地裁検察庁(検察官)検察官が担当する犯罪(登録番号 XXXXX/XX)による犯罪被害者各社(特別代理人(特別代理人)氏):(権利者 A)、(権利者 B) の私選弁護人として、

**前置**

- 前述のXXXX年XX月XX日付通知により、XXXX年XX月XX日付告訴状にて偽造の疑いを申し立てられた商品の合法性如何を示す資料の原本と相違ない謄本の提出が求められた;
- 同XXXX年XX月XX日付告訴状にて偽造の疑いを申し立てられた商品のキャラクター、アニメーション、ビデオゲームの権利者に関する同様の資料提出が求められた;
- 200X年XX月XX日付通知による請求は複数の権利(特許権、著作権、ソフトウェア)に関わり、又、請求される資料の少なくとも一部は日本で入手しイタリア語に翻訳する必要がある。これには多大な時間を要する;
- いずれにしても、担当司法当局への出来る限りの協力を行い、準備を整えるに時間を要するながらも、請求された資料の提出を行う意図である;
- 明らかな違法状態の継続は、告訴人である各社への被害増大を意味し(小売販売後は海賊版商品の存在を辿ることは出来ない)、特にクリスマスシーズンには販売数が増え、在庫が減ることを考慮すると更にその状態は悪化する;
- 上記の緊急性の為、現状で可能な資料を提出し、出来る限り短期間に請求された、及び後日請求され得る資料の提出を留保する。

【書式 3】

Osserva

1. Le società querelanti sono primarie aziende del settore che operano da decenni nel mercato specializzato delle serie di animazione e dei cartoni animati, e godono di ampia fama mondiale, annoverandosi tra le stesse anche il creatore del personaggio (キャラクター) della nota serie (著作物).
  
- 2~9: (各著作物の説明)
  
10. Per quanto attiene al diritto d'autore, invece, non esiste in Giappone, a quanto consta, alcun registro od elenco ove siano raccolte le opere di animazione tutelate (così come avviene peraltro in Italia), potendosi presumere autore dell'opera salva prova contraria - chi si afferma tale ed in essa è indicato come tale nelle forme d'uso (così come d'altronde prevede l'art. 8 della Legge sul diritto d'Autore). La disciplina si estende al caso concreto per il richiamo effettuato dall'art. 185 e 186 e ss. della Legge sul Diritto d'Autore a Convenzioni regolanti la materia a livello internazionale, come la Convenzione Universale del Diritto d'Autore datata 16.9.1952, ratificata dall'Italia il 24.10.1956 e dal Giappone il 28.1.1956.
  
11. Neppure esiste in Giappone ente omologo alla SIAE, mentre nel 1985 è stato invece fondato un'associazione privata, la ACCS della quale fanno parte oltre 300 aziende, con colossi mondiali (e non solo giapponesi) quali la NINTENDO, la MICROSOFT, la ADOBE SYSTEMS, nonché eminenti personalità del mondo accademico e della società civile, ed alla quale aderiscono la quasi totalità dei produttori di cartoni animati.
  
12. La ACCS ha come finalità statutaria la protezione del diritto d'autore nel campo informatico, dal software a tutte le opere digitali, il sostegno alla tutela dei diritti d'autore, la promozione culturale della consapevolezza e del rispetto di tali diritti.
  
13. La paternità delle opere oggetto della denuncia-querela 24.10.05 non può, pertanto, essere dimostrata con una qualsiasi certificazione ma, oltre che affermata nei DVD prodotti in allegato alla denuncia-querela 24.10.05, risulta anche mediante l'accertamento della prima pubblicazione, ed a tal fine ci si riserva di fornire copia di articoli di stampa dell'epoca, anche unitamente a dichiarazioni di funzionari ACCS, che stanno conducendo in proposito capillari ricerche.
  
14. Tale paternità in capo agli odierni querelanti, peraltro, viene paradossalmente riconosciuta persino nelle copertine delle copie di DVD contraffatti che sono stati prodotti in allegato alla querela e per i quali si produrranno anche a breve adeguate traduzioni giurate in italiano.

指摘

1. 告訴人である各社は 10 数年以上、アニメーション、漫画市場で活躍し、世界中でその名を知られる。「(著作物)」シリーズのキャラクター「(キャラクター)」創作者もその 1 人である。
- 2)～9) (各著作物の説明)
10. 著作権に関しては、日本において保護されるアニメーション作品の登録簿は存在しない(イタリアも同様である)。自認し、作品中に示され、一般に認められる人物が、反証される場合を除き、著作者とされる(著作権法 8 条に従う)。著作権法 185 条、186 条以下に引用される国際条約、イタリアでは 1956 年 10 月 24 日、日本では 1956 年 1 月 28 日に批准された 1952 年 9 月 16 日付万国著作権条約に従い、前述の規定は本件にも適用される。
11. 日本国内には SIAE と同等の機関は存在しないが、1985 年、任天堂、マイクロソフト、アドビシステムズ各社、民間団体代表者が共同してコンピュータソフトウェア著作権協会 と命名される民間協会が設立され、現在、アニメ業界の業者は同協会に登録している。
12. ACCS の目的は、各商品の著作権保護(ソフトウェア、デジタルデータなど)、文化的活動促進などを遂行することである。
13. XXXX 年 XX 月 XX 日付告訴の対象となる商品の著作権者は、単なる証明書によるのみ保証されるものではなく、ここに添付するニュースソースなどでも明確である他、現在詳細な調査を行っている ACCS の関係担当者の証言により保証される。
14. 告訴人である各社が商品の著作権者であることは、偽造品の DVD パッケージからも確認されうるが、それに関しては、近日中に認証を附したイタリア語翻訳を提出する。

**【書式3】**

15. Da ultimo si precisa come richiesto che l'unica opera uscita legittimamente in Italia in DVD e (著作物C) tramite la (著作権者C), mentre (著作物D) verrà lanciato a breve e (著作物A) è stato pubblicato da De (出版社D) in qualche episodio, mentre a quanto risulta da sommarie informazioni sempre (著作物A) e (著作物B) sono tuttora in onda su Italia 1.

Posto tutto quanto sopra, il suddetto difensore

**dimette**

unitamente al presente atto la documentazione suddetta, proseguendo nella numerazione di cui all'atto di denuncia-querela

Inoltre, per i suddetti motivi il sottoscritto difensore rinnova

**istanza**

di sequestro di tutti i prodotti illegali denunciati.

Con osservanza.

Milano, (日付)

(弁護士／サイン)



【書式 3】

15. (著作物 C)に関しては、(権利者 C)より合法的な DVD がイタリア国内で販売されているが、(著作物 D)は今後短期間の内に公開予定、(著作物 A)は 1 出版社((出版社 A)社)から幾つかのエピソードが出版されている。一方、一般情報によると、(著作物 A)及び(著作物 B)は、Italia1(テレビ番組)で未だに放映されている。

上記を踏まえ、前述弁護人は、

本書に告訴状での番号順に従い、上記資料を提出する。

又以上の理由により、申し立てられた全ての偽造品の押収を再度請求する。

ミラノ、XXXX 年 XX 月 XX 日

(弁護士) 弁護人

**PROCURA della REPUBBLICA  
presso il TRIBUNALE di ROMA  
MEMORIA DIFENSIVA  
con richiesta di sequestro**

Ill.mo Signor Procuratore della Repubblica,

il sottoscritto Avvocato (弁護士), con (所在地), come da nomina in atti, difensore delle parti offese (権利者), tutte rappresentate dal procuratore speciale Dott. (特別代理人), nato a (生まれ都市), il (生年月日) e domiciliato in (住所), nel procedimento penale n. XXXXX/XX affidato alle cure del PM D.ssa (担当検察官).

**premesse**

- che in data 24.10.2005 le società sopra citate hanno depositato atto di denuncia per i reati di associazione per delinquere (art. 416 cp), violazione delle disposizioni del diritto d'autore (art. 171 e 171-ter L. n. 633/1941 e succ. mod. - L.A.), contraffazione (473 e 474 cp) e frode in commercio (515 e 517 cp), allegando altresì copiosa documentazione;
- che, su specifica richiesta dell'autorità procedente, in data 19.12.2005 le persone offese per mezzo del proprio difensore hanno prodotto documentazione integrativa a suffragio delle proprie ragioni, tesi ed istanze, in particolare per il sequestro;
- che, sorprendentemente invece, il PM prima, e pedissequamente il GIP poi con provvedimento 23.12.05, hanno rigettato le istanze caute lari, su presupposti che si ritengono errati in fatto ed in diritto;
- che, ad ulteriore riprova della legittimità delle pretese punitive e delle richieste cautelari avanzate, ed al fine, comunque, di fugare ogni residuale dubbio in proposito, nello spirito di massima e costante collaborazione con l'autorità giudiziaria, si intende fornire agli organi procedenti ulteriore documentazione di supporto ed illustrativa.

Tutto quanto sopra premesso si

【書式 4】

犯罪登録番号 XXXXX/XX

担当検察官(検察官)

ローマ地方裁判所付き検察庁  
弁護上申書  
押収請求

共和国検察官殿、

ミラノ弁護士会所属弁護士(弁護士)、(所在地)、は司法当局の命令に従いローマ財務警察機動隊より弁護側に送達された XXXX 年 XX 月 XX 日付記録 XXXXX/XX 番の通知に記されるよう、ローマ地裁検察庁(検察官)検察官が担当する犯罪登録番号 XXXXX/XX 番の刑事手続きにおいて、(特別代理人)氏((生年月日)(生まれた市)(住所))が特別代理人を務める犯罪被害者である各社(権利者)の私選弁護人として、

前置

- 上記各社は XXXX 年 XX 月 XX 日、犯罪をするための結社(刑法 416 条)、1941 年 4 月 22 日法律 633 号(著作権法)規定違反(171~171-3 条)、偽造(刑法 473 条)又は、虚偽の記号を付した商品の輸入、取引(刑法 474 条)、商取引における詐害(刑法 515 条)、虚偽の記号を有する工業製品の販売(刑法 517 条)の犯罪を、詳細な資料を添付して告訴した。
- 担当司法当局の請求に従い、犯罪被害者各社は、弁護人を通して XXXX 年 XX 月 XX 日、自らの動機、主張、申請、特に押収請求を補強する為に補足的資料を提出した。
- しかし驚くべきことに、検察官、そして予備捜査裁判官は XXXX 年 XX 月 XX 日、保全措置請求を、事実、又、法律上観点から誤りであるとの前提により、却下した。
- 処罰への主張、保全措置請求、いずれにしても全ての疑問を排除する目的で、司法当局への継続的、最大限の協力的精神をもって、担当機関への補足的、説明的資料の提出を意図する。

上記に向け、以下の事柄を説明する。

## 【書式 4】

### ESPONE

#### I TITOLARITA' DEI DIRITTI D'AUTORE E DEI MARCHI

Innanzitutto si allega la documentazione qui di seguito descritta con riferimento alle singole società denuncianti.

##### 1) (権利者A)

Si tratta della stessa società che è anche titolare dei diritti della serie animata "(著作物)", ben nota in Italia.

Essa vanta la titolarità anche della serie (著作物).

Si produce in proposito "Certificazione dei diritti" relativa all'opera "(著作物)", datata (日付) e rilasciata da Kenzo Tsujimoto direttore generale dell'ente riconosciuto con personalità giuridica "Shadan Hojin Computer Software Chosakuken Kyokai (ACCS)"

munita in data (日付) di autentica notarile a ministero Notaio (公証人) dell'Ufficio degli Affari Legali di Tokyo ed in pari data di Apostille della Convenzione dell'Aja 5.10.1961, con allegata Traduzione giurata ed asseverata, dalla quale risulta:

- che si tratta di opera cinematografica derivata e riprodotta anche su DVD della quale è titolare la (権利者) (nell'ambito di un Comitato di produzione);

- che autore del fumetto originario è (作者) ed editore dell'opera originaria era sempre (出版社);

oltre ad altre utili informazioni sulle musiche, la sceneggiatura, la regia, la prima pubblicazione dell'opera originaria e di quella derivata.

E' altresì allegata Traduzione giurata ed asseverata della copertina del DVD "(著作物)"

limitatamente alla parte "STAFF" dalla quale si ricava inequivocabilmente la titolarità dei diritti d'autore e di utilizzazione in capo a (作者) (come autori del fumetto da cui è tratta l'opera) ed alla (権利者) (come produttore, unitamente a "(企業)" ed altri).

##### 2) (権利者 B)

.....

#### II SUSSISTENZA E PROVA DEI REATI

##### 1. CONTRAFFAZIONE

Sussistono all'evidenza le violazioni dei diritti di privativa industriale, di cui, come si è visto sopra, sono titolari le società straniere con riferimento alle contraffazioni denunciate. E' dimostrata e documentata infatti pienamente la proprietà dei marchi, che risultano abusivamente riprodotti sulle copertine dei DVD "pirata". I reati, come è noto, sono procedibili d'ufficio. Sul punto, riteniamo, nulla può ora più obiettarsi.

## 告発の事実

### I. 著作権及び商標権利者

告訴を行った各社に関する詳細な資料を下記に添付する。

#### 1) (権利者 A)

イタリアで知られるアニメシリーズ「(著作物)」の著作権者。

同社は「(著作物)」シリーズの権利者でもある。

「(著作物)」の権利に関して、XXXX年XX月XX日付、社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)の代表者、辻本憲三氏が発行し、XXXX年XX月XX日付東京法務局、(公証人)公証人による証明書及び、1961年10月5日付けハーグ条約に従うアポストイーユ(認証翻訳付)が添付された証書を提出する。左記証書からは音楽、背景、監督、原作、二次創作物公開に関する情報に加えて、以下の事柄が明らかになる：

- (権利者)社が権利者(制作委員会)であり、DVD化もされた映画作品の二次創作物；
- 原作漫画の作者は(作者)、同出版社は(出版社)社である。

更にこの情報では不足である場合、DVD「(著作物)」パッケージで「STAFF」に関する部分の認証翻訳を提出する。同資料から著作権、利用権は(作者)氏(作品の基になる漫画作者)及び、(出版社)社((企業)他との共同プロデューサー)にあることが理解できる。

#### 2) (権利者 B)

.....

### II. 犯罪事実とその立証

#### 1. 偽造

上記外国企業を権利者とし偽造が申立てられた作品の、著作権侵害は明らかである。海賊版 DVDのパッケージに不法に複製される商標の真の権利者に関しては、十分証明されている。同犯罪は職権起訴が可能である。この点に関しては異議が無いものと思われる。

## 【書式4】

### 2. LE VIOLAZIONI DEI DIRITTI D'AUTORE

Un po' più complessa è la questione con riguardo alle violazioni del diritto d'autore. La disciplina in materia varia da Stato a Stato e naturalmente vi sono similitudini ma anche differenze significative.

Anche per questo motivo, il diritto d'autore è retto dal principio di territorialità (cfr. art. 54 L. n. 218/1995), e cioè l'opera - che pur ha carattere di ubiquità - è regolata dalla legge del Paese di utilizzazione. Tuttavia, ciò non può, e non deve, costituire né impedimento concreto alla tutela né discriminazione nella protezione di opere straniere in Italia, o di opere italiane all'estero. Vale infatti in questa materia come principio minimo quello di reciprocità (art. 185 Legge n. 633/1941 e succ. mod. -L.A.). Per ampliare ed uniformare la tutela sono state stipulate una serie di Convenzioni internazionali (Convenzione d'Unione di Berna 1886 CUB; Convenzione Universale sul Diritto d'Autore di Ginevra 1952 -CUA) in base al principio di assimilazione per cui a tutti i cittadini degli Stati contraenti viene riconosciuta la medesima tutela secondo la legislazione nazionale (ma fatta salva una tutela minima inderogabile). Ed infatti l'art. 186 L.A. demanda alle Convenzioni internazionali in materia la regolamentazione della sfera di applicazione della legge sul diritto d'autore italiana alle opere straniere.

In conseguenza di ciò sono comunque pienamente applicabili le disposizioni penali previste dagli artt. 171-174 quinquies L.A..

Anche in questo caso si tratta di reati tutti procedibili d'ufficio. Non è necessaria la prova inconfutabile della qualità di persona offesa da parte del denunciante. Naturalmente, l'esistenza dei bollini della SIAE sulle copie "pirata" può facilmente indurre in errore, e di questo naturalmente erano consapevoli i responsabili della (著作権者): Occorre però sgomberare il campo dalla convinzione che il bollino SIAE costituisca presunzione di legittimità di alcunchè. L'unica presunzione legale vigente in materia è quella sulla paternità dell'opera. La SIAE, in realtà, non opera alcun controllo preventivo sulla legalità dei prodotti, ed anzi non ha in principio alcun interesse a farlo, se non sollecitata, poichè incassa in ogni caso i correlativi diritti. Infatti l'art. 181 bis, comma 2. L.A. prevede solo che la SIAE possa eventualmente effettuare delle verifiche "in presenza di seri indizi ..." sulle "... circostanze ed elementi rilevanti ai fini dell'apposizione" dei bollini.

E ciò ai fini dell'accertamento dell'eventuale reato previsto dall'art. 171-septies che punisce il fatto di "chiunque dichiarare falsamente l'assolvimento degli obblighi di cui al citato art. 181 bis, comma 2" L.A., punito con la stessa pena di cui all'art. 171 ter, comma 1, e cioè la reclusione da 6 mesi a 3 anni e la multa da € 2.582 a € 15.493.

E' auspicabile che ciò avvenga al più presto, una volta eseguito il sequestro, che qui nuovamente si richiede.

La sussistenza oggettiva dei reati denunciati - comunque già ampiamente corroborata dalle perizie ACCS versate in atti - ci pare infatti risulti oggi ancor più rafforzata con le produzioni allegate alla presente memoria.

## 2. 著作権侵害

著作権侵害の問題は複雑である。これに関する法律は国により異なり、類似点もあるが重要な差異も存在する。

この為、著作権は地域性の原則の上に成り立つ(1995年法律218号54条)。つまり、偏在性を持つ作品も、利用される国の法律により規律される。しかしこのことにより、イタリアにおける外国作品又は外国におけるイタリアの作品がその保護を具体的に阻害されたり、差別の対象となることがあってはならない。この問題では、相互性(1941年法律633号185条及び後の改正)が適用される。権利保護を拡張、標準化するため一連の国際条約(1886年国際ベルヌ条約、1952年ジュネーブ条約)が締結され、締結国の国民は自国の法律に従い、同等の保護対象となる(いずれにしても最小限の保護が保障される)。著作権法186条は、イタリア国内での外国作品への著作権法適用に際し、国際法に委託する。

その結果、著作権法171~175-5条の規定が全面的に適用され得る。

本件も、職権起訴の対象となる犯罪を扱う。告訴人が犯罪被害者であることを証明する反駁不可能な証拠が不可欠ではない。SIAEのシール貼付が誤解を引き起こす可能性を持ち、(海賊版販売業者)の責任者はそのことを十分理解していた。いずれにしてもSIAEのシールが合法性を示すとの認識は排除する必要がある。現行法で唯一の法定推定は、作品作者に関するものである。

特別に申請が無い限り、SIAEが作品の合法性に関する事前調査を行うことは無く、それに関する利害も持っていない。これは、いずれにしても使用料の支払いが行われる為である。

著作権法181-2条で、シール貼付の適格性に関して重大な状況証拠がある場合にのみ、事情確認を行うと規定する。

これは、著作権法181-2条2項に規定する義務遂行に関して偽証する人物を、171-3条1項に規定する刑罰(禁固6ヶ月から3年及び罰金2.582~15.493ユーロ)と同等に処する171-7条に規定する犯罪の存在如何を確認することを目的とする。

ここに再度請求する押収の後、上記刑罰が適用されることを望む。

ACCSの鑑定により、告訴対象である犯罪事実は強く主張されるが、当上申書の添付資料により更に立証能力が高まる。

#### 【書式4】

Si fa rispettosamente osservare, in estrema sintesi:

- che, innanzitutto, tutte le serie animate in oggetto appartengono a vario titolo alle principali società giapponesi peranti nel settore, e che vi sono caratteristiche comuni a tutte le copie dei DVD denunciati che li rendono fortemente sospetti;
- che, infatti, le scritte in giapponese riportate sugli esemplari contraffatti sono scorrette e sgrammaticate in quasi tutte le copie pirata, oppure mancano di indicazioni "Staff e Cast";
- che, inoltre, mancano i marchi "DVD" su tutte le copie pirata (e per i quali bisogna pagare dei diritti se se ne utilizza il formato) nel tentativo di evitare azioni da parte dei legittimi titolari;
- che talvolta le copertine dei DVD pirata sono improvvisate ed utilizzano immagini tratte da riviste o calendari;
- che nella copia del disco (著作物) manca il codice a barre;
- che (著作物) è un videogioco e non un'opera cinematografica o televisiva, mentre il DVD è un "collage" di scene tratte dal videogioco;
- che nella copia pirata di (著作物) compare in sovrimpressione il segnale orario, ed in quelle pirata di (著作物) compaiono dei messaggi in giapponese volti ai bambini.
- che, in particolare, poi, per quanto riguarda (著作物). è evidente come il DVD orodotto sia un grossolano e clamoroso falso, non essendo la serie animata all'epoca della denuncia mai stata pubblicata su DVD. nemmeno in Giappone, ma solo trasmessa alla televisione giapponese, tanto è vero che la (著作権者) ha potuto produrre essa stessa solo una cassetta VHS in allegato alla denuncia (日付).

Tutto quanto sopra esposto, ed alla luce dei nuovi dati di fatto disponibili, si rinnova

#### **ISTANZA**

Alla S.V. Ill.ma. anche insistendo all'occorrenza, di adozione della misura cautelare reale del sequestro preventivo ex art. 321 cpp al fine di evitare il protrarsi e l'aggravarsi delle conseguenze dannose del reato, ovvero l'agevolazione di altri reati, posto che i prodotti continuano ad essere distribuiti massicciamente e capillarmente sul territorio nazionale. oppure come sequestro probatorio ex art. 253 cpp trattandosi di corpo del reato.

Si produce la documentazione da 1 a 7 di cui in narrativa.

Con ossequio.  
(所在地, 日付)

(弁護士／サイン)



要約すると：

- 本件で扱われる作品はいずれにしても該当部門で活躍する日本企業にその権利が帰属し、告訴対象となる DVD には共通の特徴が認められることから、疑惑が更に強まる；
- 偽造品に記載される日本語は不正確で文法上の誤りがあるか、又は「Staff 及び Cast」の記載に欠ける；
- 正当な権利者からの対応を避ける為、全ての偽造品は DVD 商標に欠ける（フォーマット使用の場合には、その使用料支払いが必要である）；
- 偽造品 DVD のパッケージはしばしば即席であり、その画像は雑誌やカレンダーから引用される場合が多い；
- （著作物）の商品はバーコードが欠ける；
- 「（著作物）」はビデオゲームであり映画やテレビ作品ではないが、偽造 DVD はビデオゲームから抽出した部分のコレクションである；
- 海賊版の「（著作物）」には時間表示、「（著作物）」には子供向け日本語のメッセージが表示される；
- 特に「（著作物）」に関しては、告訴時点で日本でも DVD 版は発売されておらず、粗雑な作りで、明らかに偽造であることが分かる。（権利者）社そのものが、VHS 版でしか XXXX 年 XX 月 XX 日付告訴状に資料を添付できなかった；

上記事実及び、これまで明らかになっている状況から、  
以下を再度請求する

#### 押収請求

国内で製品が大規模且つ至る所で販売されていることから、犯罪の影響が継続、悪化することを防ぎ、又、犯罪を更に支援する事態を防ぐ目的で、刑訴法 321 条の規定に基づく物的保全措置としての予防押収、又は犯罪物であることから刑訴法 253 条の規定に基づく保全押収を請求する。

上記で参照される資料 1～7 を添付する。

XXXX 年 XX 月 XX 日、ミラノ

(弁護士) 弁護士

【書式 5】 鑑定書

Att.ne (捜査機関／所在地)  
Data DD Month YYYY  
Oggetto DVD“(海賊版のローマ字タイトル)”

PERIZIA

**A) 外見／パッケージ ASPETTO ESTERIORE DELLA CONFEZIONE**

- 1) le immagini ed il design della copertina sono diversi dall' originale  
パッケージのイラストまたはレイアウトが正規版と違う
- 2) nella copertina la regione non è indicata è indicata come “ALL ZONE”, mentre nell' originale è indicata come “Region 2”  
正規版で「Region 2」になっているリージョンコードが「ALL ZONE」と表記されている  
一切表記されていない
- 3) nella copertina ci sono scritte che vogliono sembrare “giapponesi” ma che in realta' sono sgrammaticate o ortograficamente scorrette  
カバーには、日本語らしき表記がされているが、正確な日本語でない
- 4) nella copertina non sono indicati i marchi dei produttori presenti nell' originale  
MARCHI: (制作者の名前 \_\_\_\_\_)  
カバーには、制作者のロゴが表記されていない
- 5) nella copertina appare il nome di un produttore a cui non è mai stata concessa regolare licenza NOME DEL PRODUTTORE: (海賊版の制作者の名前 \_\_\_\_\_)  
カバーには、過去にライセンス許諾したことのない制作者の名前が表記されている
- 6) la qualità di stampa della copertina e della carta utilizzata sono evidentemente inferiori all' originale  
カバーの印刷、紙の品質が正規版より劣っている
- 7) il box in plastica del DVD è di colore materiale tipo diverso dall' originale  
ボックスは正規版と異なる 色 材質 形 のものになっている
- 8) il codice del prodotto indicato sulla copertina è diverso da quello originale  
CODICE ORIGINALE: (正規版商品コード \_\_\_\_\_)  
CODICE OGGETTO: (海賊版商品コード \_\_\_\_\_)  
ラベルに表記されている商品コードが正規版と異なる

**B) ディスクの外見 ASPETTO ESTERIORE DEL DISCO:**

- 1) la serigrafia del DVD è diversa dall' originale  
DVDのラベルが正規版と異なる

- 2) sulla serigrafia del DVD non appaiono i marchi dei produttori  
MARCHI: ( 制作者の名前 )  
DVDのラベルには制作者のロゴが表記されていない
- 3) sulla serigrafia del DVD appare il nome di un produttore a cui non è mai stata concessa regolare licenza NOME DEL PRODUTTORE: ( 海賊版の制作者の名前 )  
DVDのラベルには過去にライセンス許諾したことのない制作者の名前が表記されている
- 4) il codice del prodotto indicato sulla serigrafia del DVD è diverso da quello originale  
CODICE ORIGINALE: ( 正規版商品コード )  
CODICE OGGETTO: ( 海賊版商品コード )  
ラベルに表記されている商品コードが正規版と異なる

**C) 付録品 CONTENUTI CARTACEI**

- 1) nell'oggetto non sono allegati alla confezione libretti e prodotti cartacei allegati all'originale  
正規版に付属しているブックレット等の紙媒体付録が入っていない

**D) DVDの収録内容 CONTENUTO DEL DVD**

- 1) nell'oggetto sono inseriti sottotitoli in linguaggi non presenti nell'originale
- |  |         |
|--|---------|
| <input type="checkbox"/> ITALIANO                | イタリア語字幕 |
| <input type="checkbox"/> CINESE                  | 中国語字幕   |
| <input type="checkbox"/> INGLESE                 | 英語字幕    |
| <input type="checkbox"/> ALTRO ( <u>その他の言語</u> ) | その他字幕:  |
- 正規版にない字幕が含まれている
- 2) nell'oggetto e' registrato un numero di episodi diverso dall'originale
- |                    |                    |       |
|--------------------|--------------------|-------|
| Edizione Originale | ( <u>収録話数の詳細</u> ) | (正規版) |
| Oggetto            | ( <u>収録話数の詳細</u> ) | (海賊版) |
- 正規版に収録されていない話数が含まれている

Si conclude in base a quanto sopra che l'oggetto è una evidente copia dell'originale, che pertanto viola i diritti degli autori del prodotto originale.

**Firmato:**

(署名)

**Si allegano:**

(添付される正規版と海賊版のタイトル)

## 【書式 6】 弁護士指名書

Il sottoscritto (氏名), nella sua qualità di legale rappresentante di (会社名), (所在地),  
GIAPPONE

Premesso che

Chi sottoscrive la presente è titolare esclusivo dei diritti cinematografici, di riproduzione, duplicazione su qualsiasi supporto e con qualsiasi mezzo, senza alcuna limitazione, ivi incluso l'utilizzo per home video su supporto DVD, relativamente al programma a cartoni animati intitolato “(著作物)” ed a tutti i suoi contenuti, storia, design e nomi dei personaggi ecc.

e che

a conoscenza di molteplici attività non autorizzate di diffusione (importazione, produzione, vendita all'ingrosso ed al dettaglio, anche attraverso attività di commercio online) nel territorio della Repubblica italiana di prodotti non regolari ai sensi della legge sul diritto d'autore, definiti come DVD che riproducenti i filmati e l'audio dell'opera suddetta,

intende intraprendere tutte le azioni penali consentite dal predetto Ordinamento al fine di una efficace tutela dei diritti, con la presente.

Nomina

propri difensori gli avvocati (弁護士名) del (裁判所) e l'avvocato (弁護士名) del (裁判所) conferendo loro ogni più ampia facoltà con particolare riguardo ad ogni iniziativa, azione o procedura penale che verrà intrapresa dal sottoscrittore per la tutela del predetto diritto d'autore.

In particolare gli avv.ti (弁護士名) e (弁護士名) potranno depositare esposti, querele e denunce (previamente sottoscritte ed avallate dalla mandante) volte a far perseguire nell'Ordinamento Italiano comportamenti lesivi del diritto d'autore con ogni facoltà di partecipare alle indagini, agli eventuali e conseguenti procedimenti penali non escluso il potere di farsi sostituire, di nominare sostituti processuali e di impugnare eventuali sentenze. Viene contestualmente eletto domicilio in (所在地).

Tokyo, DD Month YYYY

Firmato

(署名)

【書式 6】

(生年月日)生まれで、(住所)に居住している(下記の者)は、(会社名)の代表者として、下記の通り委任する。

(作品名)の権利保有者である(下記の者)は、(作品名)に関し、イタリア国内において様々な無許可の頒布行為(輸入・製造)が行なわれ、また著作権法に従っていない商品が存在していることを認識しており、ここに権利保護を目的として、前述の法規に基づいたあらゆる刑法上の措置が取りはかられるべく訴訟を起こす意図を持っている。

本状により、(下記の者)は弁護士(弁護士名)及び弁護士(弁護士名)を自身の弁護人に指名し、両人に対し、特に前述の著作権保護に関する訴訟に際しての主導権・措置・刑法上の手続きに関して十分な権限を与えるものとする。

また両弁護士は、イタリア国法に基づいて著作権侵害行為を訴追する為に、予め以下に記されたもの及び委託によって保証された訴訟や通告を提出することが出来、また捜査とその後の訴訟手続きに参加する権限を有している。また自らを代理人とすること、訴訟代理人を指名すること、判決に対し不服申し立てをすることが出来るものとする。同時に選定住所は(所在地)とする。

Tokyo, XXXX 年 XX 月 XX 日

(署名)

【書式 7】 特別代理委任状

## PROCURA SPECIALE

Il sottoscritto (氏名), nato a (生まれた県) Giappone il (生年月日), nella sua qualità di membro del consiglio di amministrazione e legale rappresentante della società (会社名) corrente in (会社所在地)(Giappone), ed ivi domiciliato per la carica in forza dei conferiti con apposita delibera del (DD/MM/YYYY);

### premesse

- che il sottoscritto e la società che esso rappresenta sono autori e/o produttori e/o titolari di diritti di sfruttamento di opere cinematografiche e di animazione;
- che, in particolare, la (会社名) è titolare esclusiva dei diritti su “(著作物)”;
- che la suddetta società distribuisce regolarmente i propri prodotti audiovisivi sotto qualsiasi forma e supporto (DVD, CD-audio, CD-Rom, videocassette, ecc.), in tutto il mondo ed anche in Italia;
- che il sottoscritto è venuto a conoscenza dell'esistenza in Italia di un commercio di numerose copie illegali di propri prodotti in DVD e CD;
- che, nella fattispecie, a seguito di alcune sommarie indagini svolte è emerso il coinvolgimento di varie entità ma in particolare di un certa (海賊版販売業者) nella distribuzione di ingenti quantità di prodotti illegali o contraffatti, talvolta – pare – persino con il bollino SIAE;
- che tali fatti all'evidenza procurano gravissimi danni alla società menzionata e che pertanto è necessario agire in Italia.

Tutto ciò premesso, il sottoscritto (氏名), nella propria qualità di cui sopra con il presente atto, conferisce

## PROCURA SPECIALE

al (特別代理人名), nato a (生まれた市), il (生年月日) e domiciliato in (現住所), anche ex artt. 76, 100 e 122 C.P.P., affinché in nome, conto e rappresentanza di esso, e con ogni più ampio potere e facoltà di legge:

1. rappresenti lo stesso in giudizio e dinnanzi a qualsiasi autorità in sede civile, penale e amministrativa;
2. predisponga, sottoscriva e depositi denunce, querele e istanze ex artt. 333, 336 e 341 C.P.P. per perseguire con ogni mezzo consentito e punire ai sensi di legge i reati, sino alla condanna definitiva di tutti i responsabili delle condotte illecite e criminose.

## 特別代理委任状

署名者「(氏名)」(XXXX 年 XX 月 XX 日、日本国〇〇県生まれ)は、日本国(所在地)に所在する法人「(会社名)」の役員会の一員であり、また XXXX 年 XX 月 XX 日に本件に関し法的代表者であることを特別に委任された者である。

### 前提

- 署名者及びその代表するところの法人は、映像作品・アニメーション作品の原作者及び(又は)制作者及び(又は)諸権利の所有者である。
- 詳述すると、「(会社名)」は『(著作物)』の権利の独占的所有者である。
- 前述の法人は、イタリアを含む全世界において、DVD・CD・CD-ROM・ビデオカセットなどすべてのフォーマット・形式において正規の視聴覚製品を合法的に流通している。
- 署名者は、イタリア国内において自社製品の違法 DVD・CD が大量に販売されていることを認識した。
- この件に関しおおまかに調査したところ、多数の会社が関与していること、特に(海賊版販売業者)が膨大な量の違法製品・偽造商品(その中には SIAE シールが貼付されたものもある)を流通させていることが明らかとなった。
- これにより前述の法人は深刻な損害を被った為、イタリア国内において法的手続きを取ることが必要となった。

これらを踏まえ、署名者「(氏名)」は、「(特別代理人)」(生年月日、〇〇生まれ。現住所)に対し、「特別代理委任状」及び刑事訴訟法第 76 条・第 100 条・第 122 条の規定により、自身の名前・意見の代理として十分な権限と下記の法的職能を与えるものとする。

1. 自身の代理人として裁判所に出廷すること。民事・刑事・行政のあらゆる関係当局に出向くこと。
2. 不法・犯罪行為の責任者すべてに対し最終的な判決が下されるまで、可能な手段のすべてを用いて犯罪者を起訴し、法的に処罰するべく、準備・署名・証言・告発・告訴など刑事訴訟法第 333 条・第 336 条・第 341 条に基づく請願を行うこと。

【書式 7】

3. eserciti l'azione civile anche nell'instaurando procedimento penale contro i soggetti responsabili penalmente, e contro eventuali responsabili civili, chiedendo anche la condanna alle restituzioni ed al risarcimento di tutti i danni, morali e materiali, sofferti in conseguenza dei reati accertati;
4. sottoscriva la dichiarazione di costituzione di parte civile, indichi e fornisca prove a carico dei responsabili, presenti memorie e conclusioni scritte, chieda l'affermazione di responsabilità;
5. citi in giudizio i responsabili civili e qualsivoglia altro soggetto sia tenuto al risarcimento dei danni o alle restituzioni, compiendo anche nei loro confronti ogni attività processuale opportuna o necessaria e rivolgendo contro di loro ogni domanda risarcitoria o restitutoria;
6. compia atti che comportino disposizione del diritto in contesa e revochi la costituzione di parte civile;
7. proponga appelli, impugnazioni e gravami avverso decisioni, ancorché interlocutorie, negative per gli interessi civili;
8. nomini avvocati, difensori, sostituti e procuratori, anche ai sensi degli artt. 78 e 100 C.P.P., ai fini di cui sopra, ed incarichi professionisti e consulenti tecnici nell'ambito dei poteri conferiti;
9. compia in generale tutti gli atti necessari ad ottenere il ristoro del pregiudizio subito, senza che al nominato procuratore possa essere opposto difetto o carenza di potere alcuno.

Il tutto considerando sin d'ora rato e valido il suo operato senza ulteriore ratifica.

La presente Procura Speciale ha effetto e valore in ogni stato e grado di giudizio e per tutti i reati e gli illeciti che verranno denunciati o contestati al responsabile o ai responsabili ed in relazione a qualsivoglia altro reato potesse venire contestato nel corso del procedimento allo stesso imputato, nonché nei confronti di qualunque altro soggetto divenga parte del procedimento penale ovvero di procedimenti connessi o collegati.

Tokyo, (署名日)

(氏名)

(肩書き)

(会社名)



【書式 7】

3. 犯行当事者に対する刑事訴訟手続きの開始と併せて、民事訴訟の手続きを行い、自身が被った精神的・肉体的損害すべてに対する弁済・賠償を要求すること。
4. 民事の提訴状に署名すること。責任者・現在の記憶・文書の締結を備えた証拠を提示・供給すること。責任を認めるよう要求すること。
5. 犯行当事者を裁判に召喚すること。また損害の弁済・賠償に関して必要かつ時宜を得たあらゆる訴訟活動を行うこと。
6. 係争における権利処理に必要な行為を遂行すること。民事の提訴状を撤回すること。
7. 判決が中間または民事の利益に対し否定的なものであるか否かにかかわらず、判決に対して控訴・異議申し立て・陳情を行うこと。
8. 上記の目的の為、与えられた権限の範囲内において、弁護士・代理人、刑事訴訟法第 78 条・第 100 条に基づく担当者・鑑定人を指名すること。
9. 受託者にとって本委任状によって与えられた権限が不完全または不足であっても(新たな委任状の必要なく)当座の損害に対する代償を獲得する為に必要な行為を全般的に遂行すること。

本委任状は変更されることが無く、受託者の行為に十分な権限と委託者の承認を与えるものである。

本特別代理委任状は、裁判のいかなる状態・段階において、告訴または異議申し立てのなされた犯罪者・不法者すべてに対して、また手続きの過程において被告自身に対して異議申し立てのなされたその他すべての犯罪行為に関連して、手続きが刑事訴訟の一部になる場合も同様に、効力・価値を有するものである。

東京、XXXX 年 XX 月 XX 日  
(氏名)／(肩書き)／(会社名)

【書式 8】 権利確認書

**CERTIFICAZIONE DI DIRITTI**

Si è verificato quanto segue a riguardo dell'opera "Ohtsuka Taisen – The Movie".

IDENTIFICAZIONE DELL'OPERA

Film Cinematografico (di seguito "Opera Derivata"), derivata da un fumetto (di seguito "Opera Originaria") e riprodotta anche su supporto DVD (di seguito "Supporto Audiovisivo")

TITOLO DELL'OPERA ORIGINARIA

Ohtsuka Taisen

AUTORE DELL'OPERA ORIGINARIA

Taro Bunkyo

COPYRIGHT DELL'OPERA ORIGINARIA

© Taro Bunkyo 1998 (vedi allegato)

DATA DI PRIMA PUBBLICAZIONE DELL'OPERA ORIGINARIA

31 Marzo 1998 (vedi allegato)

EDITORE DELL'OPERA ORIGINARIA

ACCS Publishing Co., Ltd.

TITOLO DELL'OPERA DERIVATA

Ohtsuka Taisen – The Movie

DISTRIBUTORE CINEMATOGRAFICO DELL'OPERA DERIVATA

OO Inc.

DATA DI PRIMA PROIEZIONE PUBBLICA DELL'OPERA DERIVATA

DD Month YYYY

COPYRIGHT DELL'OPERA DERIVATA

© Taro Bunkyo / ACCS Publishing, OO, x x x x x

SCENEGGIATORI DELL'OPERA DERIVATA

OOOO

## 権利確認書

「大塚大戦」に関する権利について、以下の通り確認している。

### 本作品の形態

漫画作品（以下、「原著作物」）を原作とする劇場用アニメーション映画（以下、「二次著作物」）。なお、家庭内視聴を目的とする DVD にも収録されている（以下、「二次著作物視聴用媒体」）

### 原作名：

大塚大戦

### 原作作者名：

Taro Bunkyo

### 原作作品の©表示：

©Taro Bunkyo 1998（添付資料奥付参照）

### 原作初版の日付：

1998 年 3 月 31 日（添付資料奥付参照）

### 原作初版の出版社：

ACCS 出版株式会社

### 二次著作物のタイトル：

大塚大戦 THE MOVIE

### 二次著作物の配給元名：

〇〇株式会社

### 二次著作物の劇場公開日：

XXXX 年 XX 月 XX 日

### 二次著作物の©表示：

©文京太郎／ACCS 出版, 〇〇, ×××××

### 二次著作物の脚本家名：

〇〇〇〇

**【書式 8】**

REGISTA DELL'OPERA DERIVATA

OOOO

AUTORE DELLE MUSICHE DELL'OPERA DERIVATA

OOOO

PRODUTTORE DELL'OPERA DERIVATA

Comitato di produzione Ohtsuka Taisen (ACCS Publishing, OO, × × × × ×)

EDITORE DEL SUPPORTO AUDIOVISIVO

× × × × × Co., Ltd.

DATA DI PRIMA PUBBLICAZIONE DEL SUPPORTO AUDIOVISIVO

DD Month YYYY

DD Month YYYY

Association of Copyright for Computer Software

Chairman

Kenzo Tsujimoto

【書式 8】

二次著作物の監督名：

〇〇〇〇

二次著作物の作曲家名：

〇〇〇〇

二次著作物の制作者名：

「大塚大戦製作委員会」

(ACCS 出版株式会社・〇〇株式会社・×××××株式会社)

二次著作物視聴用媒体の発売元名：

×××××株式会社

二次著作物視聴用媒体の発売日：

XXXX 年 XX 月 XX 日

備 考：

XXXX 年 XX 月 XX 日

社団法人コンピュータソフトウェア著作権協会

理事長 辻本 憲三

【書式 9】 原作初版本の奥付

ACCS コミックス

大塚大戦（1）

---

1998年3月31日 第1刷発行

著 者 文京 太郎

発行人 友成 一郎

---

発行所 ACCS 出版株式会社

東京都文京区大塚 5-40-18 〒112-0012

TEL:03-5976-5175/FAX:03-5976-5177

印刷所 株式会社アックス印刷

---

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

© Taro Bunkyo 1998

Printed in Japan

ACCS Publishing Co.,Ltd.  
ISBN4-XXXX-XXXX-X CXXXX

【書式 10】 商標登録証

日 本 国 特 許 庁  
JAPAN PATENT OFFICE

次頁に記載の証票は下記の登録に係る商標と相違ないことを証明する。  
It is hereby, certified that the trade mark indicated below page is the same as the trade mark registered in the Register of the Japanese Patent Office.

登録年月日 2001年 3月15日  
Date of Registration:

登録番号 商標登録第XXXXXXXX号  
Registered Number:

存続期間満了日 2011年 3月15日  
Expiry Date:

商標権者 東京都文京区大塚5丁目40番18  
Owner(s) of Trade 株式会社 ACCS プロダクション  
Mark Right:

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分  
Designated goods and/or services and class(es) of the  
Classification of goods or services:  
[別紙]

200X年XX月XX日

特許庁長官 ○○ ○○ 印  
Commissioner,  
Japan Patent Office  
出証番号 出証商2000-XXXXXXXX

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分  
Designated goods and/or services and class(es) of the  
Classification of goods or services:

【法区分】  
平成 8 年法

第09類 測定機械器具、写真機械器具、映画機械器具、光学機械器具、眼鏡、加工ガラス、  
(建設用のものを除く)、救命用具、遊園地用機械器具、スロットマシン、  
火災報知器、ガス漏れ警報機、盗難警報機、消化器、保安用ヘルメット、  
防じんマスク、防毒マスク、自動販売機、写真複写機、手動計算機、計算尺、  
ウエイトベルト、ウエットスーツ、浮袋、水泳用浮き板、レギュレーター、  
電動式扉自動開閉装置

出証番号 出証商2000-XXXXXXXX

(商標登録証の英文訳)

大 塚 大 戦

出証番号 出証商2000-XXXXXXXX

JAPAN PATENT OFFICE

It is hereby, certified that the trade mark indicated below page is the same as the trade mark registered in the Register of the Japanese Patent Office.

Date of Registration : 2001.3.15  
Registered Number : XXXXXX  
Expiry Date : 2011.3.15  
Owner(s) of Trade Mark Right:

5-40-18,Ohtsuka,Bunkyo-ku, Tokyo  
ACCS Production Co., Ltd.

200X.XX.XX  
Commissioner, Japanese Patent Office  
XXXXX XXXXXXX

Designated goods and/or services and class(es) of the  
Classification of goods or services:  
Class 9 (omissis)

大 塚 大 戦

ヨーロッパにおける著作権侵害対策ハンドブック  
(イタリア共和国編)

---

平成 20 年 3 月 発行

発 行 文化庁長官官房国際課

所在地： 〒100-8959

東京地千代田区霞が関三丁目 2 番 2 号

T E L : 03-5253-4111 (代表)

F A X : 03-6734-3813